

日時：令和2年12月23日（水）

午後2時00分から4時00分まで

場所：横浜市研修センター4階 401・402号室

第46回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

2 議事

福祉のまちづくり推進指針の原案について

3 報告

- (1) 横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則の一部改正について（建築物）
- (2) 専門委員会における検討状況について（建築物）
- (3) 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（公共交通機関の施設）
- (4) 専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）

4 その他

《配付資料》

資料1 次期横浜市福祉のまちづくり推進指針の原案について

資料1-1 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）（案）

資料1-2 次期推進指針の素案に関する市民意見募集の結果について

資料2 横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則の一部改正について（建築物）

参考1 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

参考2 小規模建築物に対応した建築物バリアフリー基準を整備します

（国土交通省記者発表資料）

資料3 専門委員会における検討状況について（建築物）

資料4 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（公共交通機関の施設）

資料5 専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）

資料5別紙 施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設編〕改正案

参考資料1 横浜市福祉のまちづくり推進会議について

参考資料2 横浜市福祉のまちづくり条例

参考資料3 横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱

次期横浜市福祉のまちづくり推進指針の原案について

1 趣旨

横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」といいます。）は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年条例第 90 号。以下「条例」といいます。）第 12 条に基づき、策定しています。現行推進指針の期間が令和 2 年度までとなっているため、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）の下部組織である小委員会（別紙参照）を設置し、次期推進指針策定に向けた検討を行ってきました。

このたび、次期推進指針の原案がまとまりましたのでご説明します。

条例（指針の策定）

第 12 条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

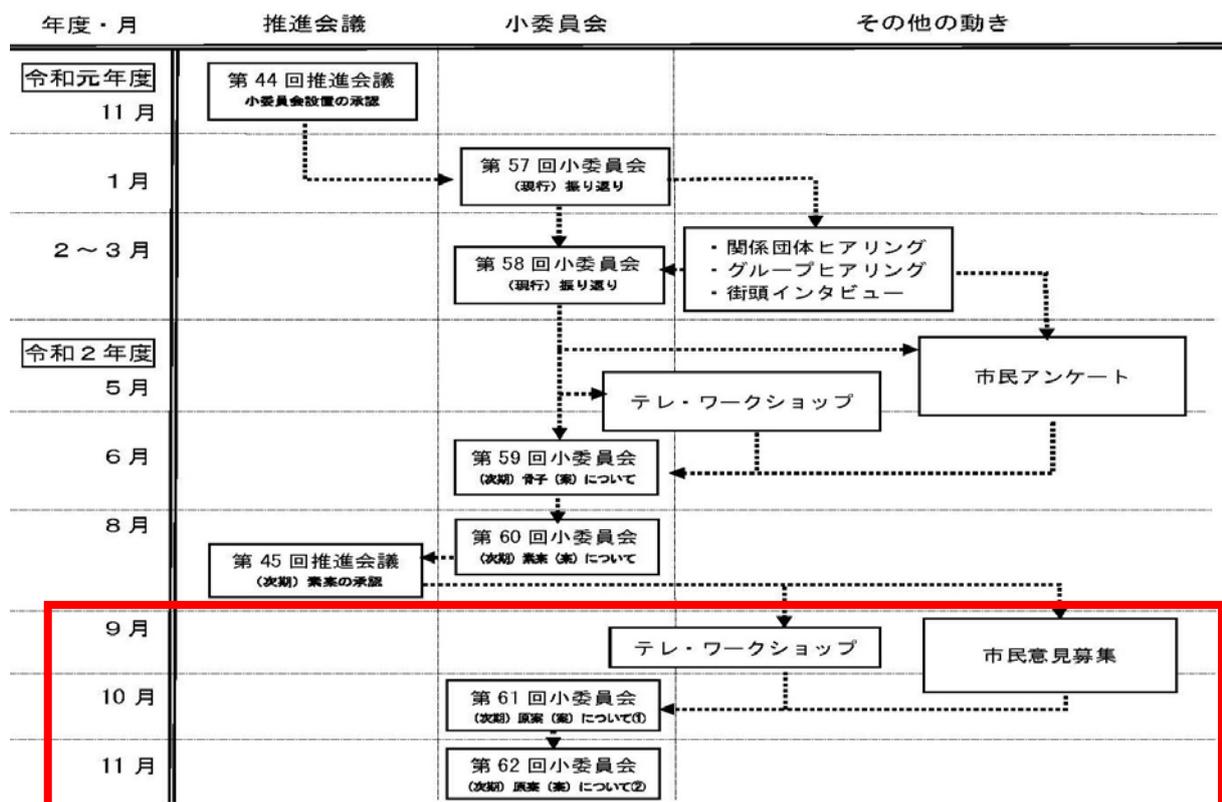
2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

2 第 45 回推進会議以降の検討内容及び経緯

第 45 回推進会議でご承認いただいた素案をもとに市民意見募集を行ったほか、「次期推進指針の広報、活用方法」をテーマにテレ・ワークショップを行いました。その後、小委員会での検討を経て、案をまとめました（赤枠内が、第 45 回推進会議以降に実施した取組です）。



(1) 関係団体ヒアリング

推進会議委員の所属団体に対してヒアリングを行いました。

(2) グループヒアリング

推進会議委員の所属団体以外の当事者・支援団体にグループヒアリングを行いました。

(3) 街頭インタビュー

市内の駅前の歩行者に対して街頭インタビューを行いました。

(4) 市民アンケート

小委員会で出たご意見や上記(1)～(3)の内容を基にアンケート項目を作成し、3,500名の市民を対象にアンケートを実施しました（住民基本台帳から無作為抽出、郵送方式）。

(5) テレ・ワークショップ

障害当事者が所属する団体や福祉・バリアフリーに関連する活動を行っている個人・団体、地域やまちづくり関係の活動をする人などに参加を募り、Web会議ツールを通じて、意見交換をしていただきました。

開催日時 ・ テーマ	第1回 令和2年5月13日 18時から19時30分まで テーマ「身近な福祉のまちづくりに関する意見交換」
	第2回 令和2年6月5日 18時から20時まで テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について①」
	第3回 令和2年6月12日 18時から20時まで テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について②」
	第4回 令和2年9月28日 15時から16時30分まで テーマ「次期推進指針の広報、活用方法について」

(6) 市民意見募集

第45回推進会議でご承認いただいた素案について、広く市民の皆様からご意見をいただくため、市民意見募集を実施しました（「資料1-2」参照）。

- ・実施期間：令和2年9月14日から令和2年10月13日まで
- ・個人として31名、団体として7団体よりご意見をお寄せいただきました。
- ・ご意見の総数は132件です（素案に関する意見：58件、参考意見：74件）。
- ・いただいたご意見のうち、26件について原案に反映しています。

3 次期推進指針の内容

(1) 全体に関する考え方

- 策定期間は、社会情勢の変化に対応するため、現行推進指針と同様の**5年間**とします。
- 福祉や福祉のまちづくりに関わっている方以外にも関心をもってもらえるよう、主に**福祉のまちづくりに関心が低い層**や**無意識な層**をターゲットとし、構成や文言・説明をわかりやすくします。
- 標題には「**ふくまちガイド**」といった通称を使用し、市民や事業者の皆様が親しみやすい名称とします。
- 困っている人からの一方的な要望ではなく、**誰もが福祉のまちづくり推進の担い手となることの重要性**を伝えます。
- 福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す姿として「**ビジョン (未来像)**」を示します。また、市民・事業者・市（行政）に共通する大切な考え方である4つの「**ポリシー (理念)**」や、「**アクション (行動)**」する上で参考となる基礎知識や事例を紹介します。
- 次期推進指針の内容が、**実際に具体的な行動につながるようにします**。
- 社会モデル**や**SDGs**といった新たな理念について記述します。

(2) 主な改定概要

次期推進指針は主に「ビジョン (未来像)」、「ポリシー (理念)」、「アクション (行動)」の3つで構成されています。

ビジョン (未来像)【6ページ】

「ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、
多様性を尊重する横浜のよさを育み、
安心して自由に生活できるインクルーシブなまち」

- ・基本的には、現行推進指針の「基本となる方向性」を継承しています。
- ・「横浜のよさ」として、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れ、大切にしている風土があることを明記しました。
- ・「インクルーシブ」という言葉を用い、「全ての人が受け入れられ、参加できる」という考え方を反映します。
- ・5年後も含め、将来的に目指す理想的な状態像として位置づけます。

ポリシー（理念）【7ページ～9ページ】

ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者など、社会には多様な人がいることを認識した上で、相手を知ろうとする、考える姿勢を持ち続けることの大切さを説明します。

ポリシー2 一緒に活動する

直接福祉に関係のないことでも、趣味や地域活動を通じ、様々な人と一緒に活動することで、それぞれの価値観を尊重する社会の実現につながることを説明します。

ポリシー3 まずはやってみる

身近なところから何ができるかを考え、できることからでもまず始めてみることの重要性を説明します。

ポリシー4 もっともっとバリアフリー

着実にバリアフリー整備を進めていくことや、バリアフリーに関する適切な情報提供、利用者の声を反映した施設整備の重要性を説明します。

アクション（行動）【10ページ～25ページ】

基礎知識

- ・ 高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者などに関する基本的な情報を紹介します。
- ・ 読者が一歩踏み出すきっかけとなるよう「アクション（行動）の具体例」を掲載します。
- ・ ヘルプマークなど、様々なマークを紹介します。

事例紹介

読者が福祉のまちづくりへ参加するヒントとなるような、市民・事業者・市（行政）の取組事例を紹介します。

(3) 第45回推進会議以降に追加・変更した主な項目

（【 】内は「資料1-1ふくまちガイド原稿案」での掲載箇所をお示ししています）

ア UD（ユニバーサルデザイン）フォント【全体】

市民意見募集でいただいたご意見を踏まえ、多くの人を読みやすい文字として、UD（ユニバーサルデザイン）フォントに変更しました。

イ 副題【表紙】

福祉のまちづくりに関わる当事者として読者が意識する導入となるよう、副題を追記しました。

副題「^{インクルーシブな}みんなのまちは、あなたのアクションから」

ウ 推進会議コメント【表紙の裏】

読者に向けたメッセージとして、推進会議コメントの案を作成しました。

エ 子どもの視点【1、8 ページ】

前回の推進会議及び事前の意見照会でいただいた「子どもの存在が見えづらい」というご意見を踏まえ、大人から子どもまで福祉のまちづくりを推進する人として含んでいることや、子どもの頃から様々な人とつながりを持つことの大切さについて説明を追加しました。

オ 障害の「社会モデル」【10 ページ】

社会モデルに関する記述をより充実させるため、説明を追加しました。

カ 様々なマーク【19、20 ページ】

内閣府ホームページや横浜市が発行している「障害福祉のあんない」等を参考に、子育て中の人、障害者等に関連する代表的なマークを掲載しました。

キ 事例紹介【21 ページ～26 ページ】

市民・事業者・行政が身近なところから「アクション（行動）」を起こす上で参考となる事例を掲載しました。

No.	タイトル	掲載箇所
1	減災活動をきっかけに「だれもが住みやすい緩やかな関係づくり」 「ピンチをチャンスに！減災共助の会」	21 ページ
2	子育てを「ちょこっと」体験し、仕事との両立のヒントを見つける 「家族シミュレーション」	
3	同じ地図を使って、みんなで情報を共有する 「触る地図」	22 ページ
4	+αのバリアフリー化 「ユニバーサルな利用に配慮したホテル」	23 ページ
5	インターンシップ生のアイデアが出発点 「多言語版おくすり手帳」	
6	設備を工夫して誰もが楽しめるアクティビティに 「ユニバーサルパス」、「水陸両用車いす」	24 ページ
7	より多くの方へ能・狂言を届けたい 「バリアフリー能」	
8	施設の利用マナーについて発信する 「エスカレーター的安全利用」	25 ページ
9	横浜市で初めての住民提案による作成 「羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」	26 ページ

ク コラム【表中の「掲載箇所」参照】

福祉のまちづくりに関する話題や取組について、コラムを掲載しました。

No.	タイトル	掲載箇所
1	コロナ禍における様々な問題	5 ページ
2	やさしい日本語	13 ページ
3	バリアフリー施設の利用マナー	14 ページ
4	多目的トイレの機能分散	16 ページ
5	読書バリアフリー法	
6	音声読み上げソフトによる情報提供	17 ページ
7	Web 会議ツールを活用したテレ・ワークショップの開催	22 ページ
8	心のバリアフリーノート	25 ページ

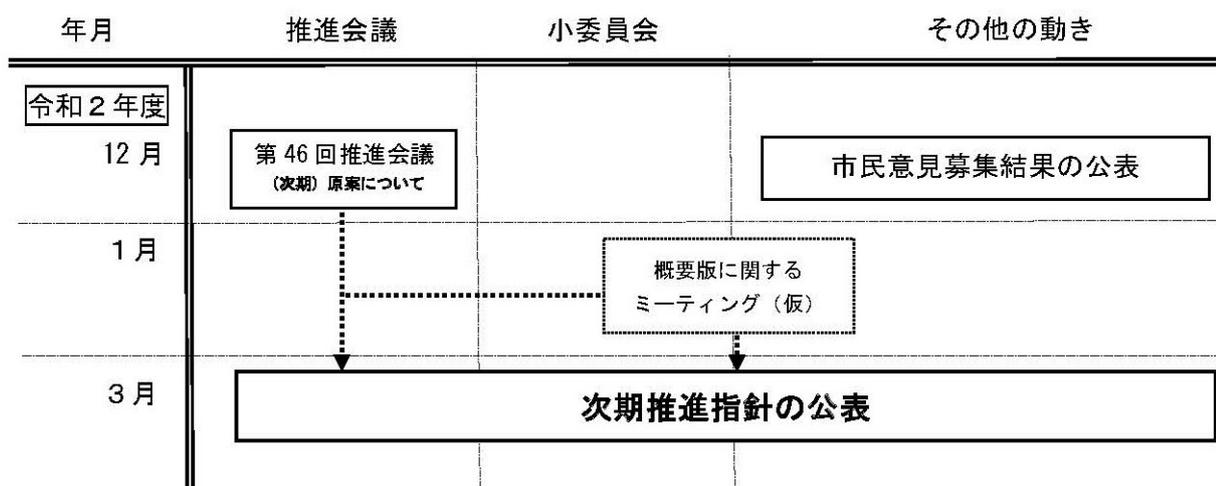
ケ 国際的な動向【27 ページ】

福祉のまちづくりのあゆみの中で、社会モデルの重要性を強調するために、「国際的な動向」を追加しました。

4 概要版（仮）に関する検討の進め方

原案の作成と並行して、概要版（仮）の内容を検討しています。令和3年1月に「概要版に関するミーティング（仮）」を予定しています。

5 今後のスケジュール（予定）



(案)

ふくまちガイド

インクルーシブな
～みんなの まちは、あなたのアクションから～

横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）

「ふくまち」って何だろう？

「福祉のまちづくり」を
縮めて「ふくまち」だよ！



令和 年 月

横浜市

市長挨拶文

「ふくまちガイド」を手にしてくださった皆様へ

「ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針）」を手にとっていただき、誠にありがとうございます。

本ガイドは、前回の改定から5年がたち横浜を取り巻く環境は大きく変化し、5年前に比べ、横浜が直面する課題は、より複雑に、より多様なものとなりました。

今回の改定では、このことを念頭に、これまで福祉のまちづくりに関わりを持たなかった人にも、福祉のまちづくりについて考えていただけるよう検討を重ねてきました。

福祉のまちづくりは、特定の誰かのためにあるものではなく、全ての人のためにあるものです。

福祉のまちづくりを推進することは、本ガイドを手にとってくださったあなたにとっても、横浜が、安心して、暮らす、働く、訪れるなどの生活を送れるまちとなることです。

皆様がお互いを尊重し、ともに考え、行動することが、本ガイドで掲げたビジョン（未来像）の実現に向けた第一歩となります。ちょっとしたことで構いません。本ガイドをきっかけに行動してみませんか。

最後になりますが、今回の改定にあたり、非常に多くの皆様からご協力を頂きました。この場を借りて感謝申し上げます。

令和 年 月 横浜市福祉のまちづくり推進会議 一同

目次

1	ふくまちガイドについて	1
(1)	ふくまちガイドとは	1
(2)	ふくまちガイド策定までのあゆみ	2
(3)	横浜を取り巻く状況	3
(4)	福祉のまちづくりに関する課題	4
(5)	ふくまちガイドの構成	5
2	ビジョン（未来像）	6
3	ポリシー（理念）	7
ポリシー1	みんな違ってあたりまえ	8
ポリシー2	一緒に活動する	8
ポリシー3	まずはやってみる	9
ポリシー4	もっともっとバリアフリー	9
4	アクション（行動）	10
(1)	基礎知識	10
(2)	事例紹介	21
5	参考資料	27
(1)	福祉のまちづくりのあゆみ	27
ア	国際的な動向	27
イ	全国における福祉のまちづくり	27
ウ	横浜市における福祉のまちづくり	28
エ	横浜市福祉のまちづくり推進指針	28
(2)	横浜市福祉のまちづくり推進指針 （令和3年度～7年度）策定の流れ	29
(3)	横浜市福祉のまちづくり推進会議 委員名簿（第12期）	30
(4)	横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会委員名簿	31
(5)	市民意識調査の結果	32
ア	関係団体ヒアリング	32
イ	グループヒアリング	33
ウ	街頭インタビュー	34
エ	市民アンケート	35
オ	テレ・ワークショップ	40
(6)	お問合せ先	42

事例

- ・ 減災活動をきっかけに「だれもが住みやすい緩やかな関係づくり」
「ピンチをチャンスに！減災共助の会」 …21
- ・ 子育てを「ちよこつと」体験し、仕事との両立のヒントを見つける
「家族シミュレーション」 …21
- ・ 同じ地図を使って、みんなで情報を共有する
「触る地図」 …22
- ・ +αのバリアフリー化
「ユニバーサルな利用に配慮したホテル」 …23
- ・ インターンシップ生のアイデアが出発点
「多言語版おくすり手帳」 …23
- ・ 設備を工夫して誰もが楽しめるアクティビティに
「ユニバーサルパス」、「水陸両用車いす」 …24
- ・ より多くの方へ能・狂言を届けたい
「バリアフリー能」 …24
- ・ 施設の利用マナーについて発信する
「エスカレーターの安全利用」 …25
- ・ 横浜市で初めての住民提案による作成
「羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」 …26

コラム

- ・ コロナ禍における様々な問題 …5
- ・ やさしい日本語 …13
- ・ バリアフリー施設の利用マナー …14
- ・ 多目的トイレの機能分散 …16
- ・ 読書バリアフリー法 …16
- ・ 音声読み上げソフトによる情報提供 …17
- ・ Web会議ツールを活用したテレ・ワークショップの開催 …22
- ・ 心のバリアフリーノート …25

1 ふくまちガイドについて

(1) ふくまちガイドとは

福祉のまちづくりを計画的に推進するために定める「横浜市福祉のまちづくり推進指針※（以下「推進指針」という。）」のことで、皆様に親しんでいただけるよう『ふくまちガイド』という愛称をつけました。

ふくまちガイドでは、福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指すビジョン（未来像）と、そのビジョンを実現するためのポリシー（理念）を掲載しています。

また、これまでの取組から明らかになった課題や参考となるような様々な事例も掲載しています。

福祉のまちづくりを推進するのは、ふくまちガイドを手にとってくださった皆様をはじめ、市（行政）・事業者・市民など年齢や性別、国籍を問わず、子どもから大人まで、横浜に関わる全ての人です。そこには、暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含まれます。

福祉のまちづくりを推進することで、皆様にとっても生活しやすいまちになります。

ふくまちガイドを手にとっていただいたことが、「誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか」について、考えるきっかけになれば幸いです。

ツアーガイドのようなイメージで先頭に「ふくまちのくま」を配置。
その後ろに老若男女、外国人、いろいろな人を配置。
背景は、横浜をイメージする景色（みなとみらい）

※横浜市福祉のまちづくり推進指針

横浜市福祉のまちづくり条例第12条に「福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針」として定められています。推進指針では、福祉のまちづくりに関する目標、施策の方向、市・事業者・市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針を定めています。

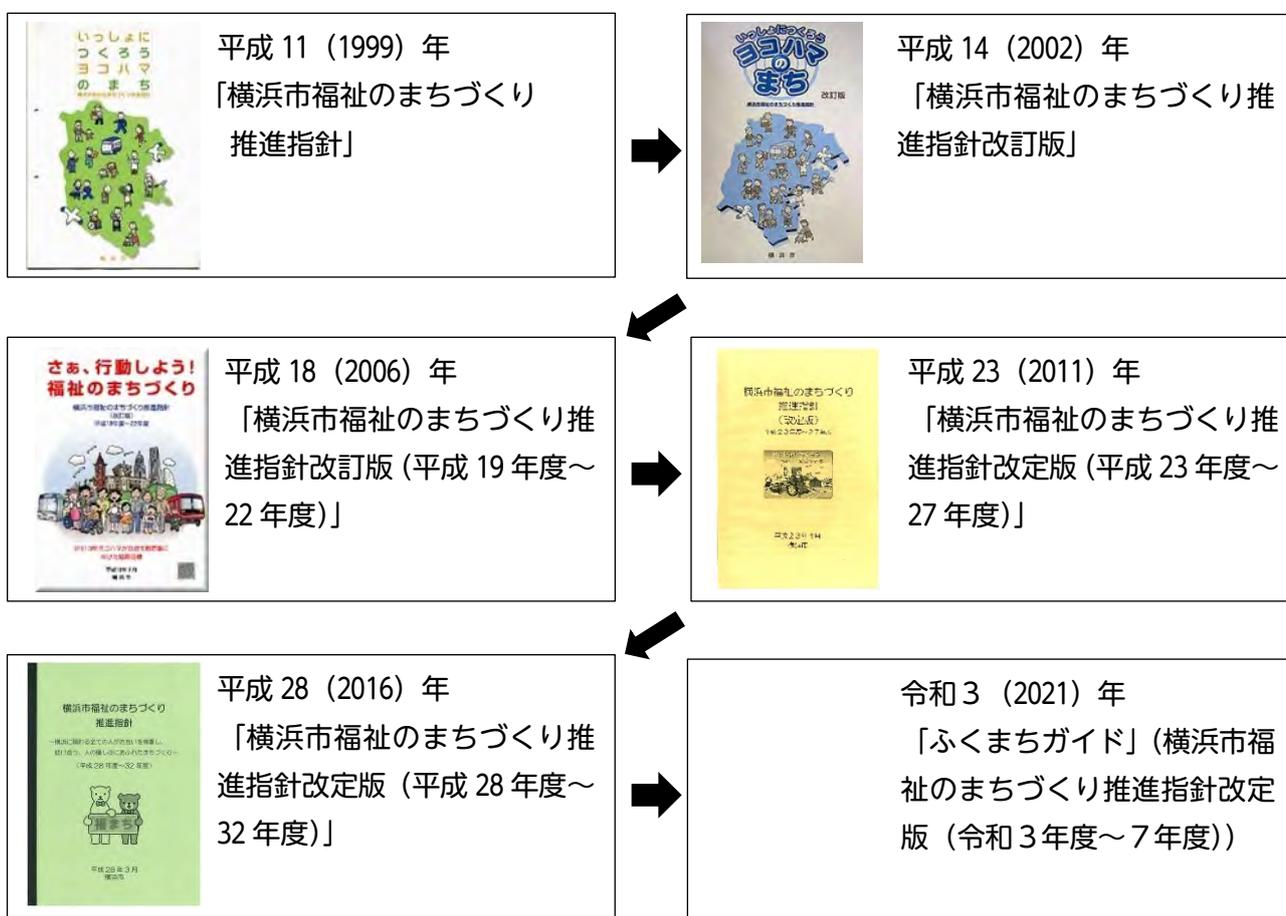
(2) ふくまちガイド策定までのあゆみ

横浜市では、昭和 49 (1974) 年に地域社会で福祉の芽を育てるための環境作りとして、「福祉の風土づくり運動」を開始しました。

また、建築物等の整備を福祉の視点から促進するため、昭和 52 (1977) 年に「福祉の都市環境づくり推進指針」を制定しました。

これらの取組を「福祉の風土づくり推進事業」とし、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを進めてきました。

そして福祉のまちづくりを総合的に推進するため、平成 9 (1997) 年 3 月に「横浜市福祉のまちづくり条例 ※」を制定し、それに基づき、「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定しました。



※横浜市福祉のまちづくり条例

横浜に関わる全ての人々が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたものです。「暮らすだけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を基本理念としています。

(3) 横浜を取り巻く状況

○人口減少社会の到来

「横浜市将来人口推計」によると、横浜市の人口は2020年代をピークに減少していくと推計されています。

○超高齢社会の到来

65歳以上の高齢者の割合は24.5%（令和2（2020）年3月31日時点）で約4人に1人が高齢者です。令和22（2040）年には約3人に1人が高齢者になると見込まれています。

○在住外国人の増加

市内に在住する外国人は105,287人（令和2（2020）年3月31日時点）で、5年前と比べて約34%上昇しています。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」のいわゆる「社会モデル[※]」の考え方に基づき、平成28（2016）年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

○「持続可能な開発目標（SDGs）」

国際連合（以下「国連」という。）では、令和12年（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めています。その中で「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



※社会モデル

障害は、病気や外傷等から生じる個人の問題ではなく、その人を取り巻く環境が生み出しているという考え方です（詳細は10ページ参照）。本冊子もこの考え方に基づき作成しています。

(4) 福祉のまちづくりの課題

福祉のまちづくりの課題を把握するため、障害者などの関係団体ヒアリングや市民アンケートなどの市民意識調査を行いました。そこから見えてきた課題は以下のとおりです（調査の詳細は32ページ以降を参照）。

○多様性の理解促進

社会には高齢者、障害者、子育て中の人、外国人など様々な人が暮らしています。その中で、相手に対する理解の不足や思い込みなど周囲の状況により、不安を感じたり、困りごとを抱えている人がいます。誰もが安心して生活できるように、お互いを理解しようとするのが大切です。

○情報発信方法の工夫

誰もが必要な情報を得られるよう、様々な方法による情報発信を求める意見が多く挙がりました。電車やバスなどの案内放送、ホームページ作成の際など、少し工夫をするだけで情報を得られる対象者が広がります。様々な情報発信の方法を学び、実践していく必要があります。

○バリアフリー施設の利用マナー向上

エスカレーターや多目的トイレなど、様々な場所でバリアフリー施設が増えています。しかし、正しい利用方法が守られず、本当にその施設を必要としている人が安心して利用できない状況があります。本来の用途を理解し、誰もが安心して施設を利用できるよう行動することが大切です。

○施設のバリアフリー化

市民アンケートでは、福祉のまちづくりを進めるために横浜市として優先的に取り組む必要があることとして、「公共施設や交通機関等のバリアフリー化」を求める意見が最も多くありました。利用者の意見を取り入れ、着実に施設のバリアフリー化を進めていくことが必要です。



これらの状況や課題を踏まえて、福祉のまちづくりを進めていくことが大切だね！

(5) ふくまちガイドの構成

ふくまちガイドは、主に「ビジョン（未来像）」、「ポリシー（理念）」、「アクション（行動）」で構成されています。

○ビジョン（未来像）

福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す未来像。

○ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために大切な4つの考え方。

○アクション（行動）

ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための具体的な活動や行動。なお、この冊子では、アクションに必要な、知っておきたい高齢者、障害者、子育て中の人、外国人などに関する「基礎知識」や、「事例」を紹介します。

福祉のまちづくりの推進にあたっては、一人ひとりが身近なところからアクションを起こしていくことが重要です。ふくまちガイドでは、読者の皆様が一步踏み出す上で大切な考え方や、ヒントとなる情報を掲載しています。

このガイドを通じて、一緒に福祉のまちづくりについて学んでいきましょう！

コラム コロナ禍における様々な問題

新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの生活は大きく変化しました。福祉のまちづくりに関連する場面でも様々な問題が発生しています。

例えば、感染防止対策のため、人との距離を一定間隔保つこと（ソーシャル・ディスタンス）が推奨されていますが、視覚障害のある人は他者との距離が確認できず、心ない声を浴びせられたといったことが報道されています。また、外出時にはマスクを着用することが一般的となっていますが、聴覚障害のある人にとっては、相手の口元の動きが確認できず、コミュニケーションの支障となっているケースもあります。

社会には様々な人がいることを知り、相手の状況を理解しようとする姿勢が大切です。日常生活の中で考えてみませんか。

2 ビジョン（未来像）

ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、
多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、
安心して自由に生活できるインクルーシブなまち

○ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、

知識や情報といった無形の要素であるソフトと、施設や設備といった有形の要素であるハードは切り離せるものではありません。両方を一体的にとらえ、横浜に関わる全ての人と一緒に取組を進めていきます。

○多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、

横浜は、開港当時から国内外の様々な文化を受け入れ発展してきました。その中で培われた、多様性を大切にする風土を将来につなげていきます。

○安心して自由に生活できるインクルーシブ[※]なまち

誰もが、心置きなく、自分の意思で、暮らす、働く、訪れるなどの生活を送り、様々な活動に参加できるまちを目指します。

このビジョンの実現のためのポリシーについて、次のページからご説明します。

※インクルーシブ

直訳すると「包摂的な」という意味です。「全ての人を受け入れられ、参加できる」、「誰も排除しない（されない）」、「誰一人取り残さない」という意味合いで用いられます。

3 ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために、市・事業者・市民が自分ごととして考え、できることから一歩を踏み出せるように4つのポリシー（理念）を打ち出しました。

それぞれのポリシーは、アクション（行動）を起こす上で大切な考え方で、どれから始めていただいても構いません。ポリシーの詳細は次ページ以降で紹介します。

4つのポリシー（理念）

ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

ポリシー2 一緒に活動する

ポリシー3 まずはやってみる

ポリシー4 もっともっとバリアフリー

ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

○常に相手を知ろうとし、考える姿勢を持ち続けることが大事です。

相手のことを知ろうとする姿勢は、偏見や思い込みの壁を取り払い、社会に多様な人がいることの理解につながります。考える姿勢を持ち続けることは、お互いに尊重し合うことです。

○自分の価値観を押し付けず、相手の価値観を否定しないようにしましょう。

多様な人が共に生きる社会を実現するためには、自分の価値観を押し付けず相手の価値観を否定しないことが大事です。

○それぞれの違った立場から社会に関わりをもつことを尊重しましょう。

多様な立場、能力に応じて、全員参加が達成できる社会の環境、組織、人のつながりを築いていくことが大事です。

ポリシー2 一緒に活動する

○関心のあること、興味のあることを通じて、様々な人とつながり、一緒に活動してみましょう。

直接福祉に関係のないことでも、様々な人と一緒に趣味を楽しむことや地域活動に取り組むことが、福祉のまちづくりに繋がっていきます。また子どもの頃から様々な人とつながりを持つことも大切です。

○活動を通じて、様々な人の感じ方や考え方を自然と理解することができま

す。

様々な人と一緒に活動することで、お互いを一人の人としてより深く知ることになります。知ることで、社会には様々な人がいることを理解していきます。

○一緒に活動することが、ユニバーサルな社会の実現につながります。

様々な人と一緒に活動することで知ったそれぞれの価値観を尊重する社会を実現します。

ポリシー3 まずはやってみる

○身近なところで何ができるか考えてみましょう。

最初は、大げさなことをやろうとしなくても構いません。既に行っていることの中で、誰かのためにできることがないかをまずは考えてみましょう。

○ちょっとした行動や工夫が、様々な人の暮らしやすさにつながります。

様々な理由で困っている人を見かけたとき、声をかけたいと思う人は多くいます。そのようなときは、躊躇せずに声をかけ、また困っている人から発信することも大事です。コミュニケーションによって、様々な人の暮らしやすさへ一歩近づきます。

○横浜に関わるすべての人が、少しずつやってみましょう。

横浜に住む人、働く人、訪れる人などみんなが、背伸びすることなく、できることをやってみることから、福祉のまちづくりは始まります。

ポリシー4 もっともっとバリアフリー

○着実にバリアフリーを推進しましょう。

今までもバリアフリーは進められてきましたが、誰もが安心して自由に生活できる「環境」を目指して、更なるバリアフリーを着実に進めていくことが重要です。

○だれもが入手できるバリアフリーな情報が必要です。

バリアフリーに関する情報やその設備の使い方など、情報を集約し、適切に提供することが求められています。アクセシビリティ^{*}を意識し、情報を必要とする人にきちんと届くようにしましょう。

○様々な利用者の声を聞くことで、誰にとっても使いやすく便利な施設や製品・サービスにつながります。

バリアフリーの実現には、利用する人の声を聞く必要があります。決められた基準を守るだけでは、利用者でなければわからない問題を見過ごしてしまいます。様々な人の意見を聞いてみましょう。

^{*}アクセシビリティ

「近づきやすさ」、「利用しやすさ」などの意味をもつ英単語です。情報技術分野では、身体の状態によらず、情報などを様々な人が同じように利用できる状況のことを指します。

4 アクション（行動）

ここでは、ポリシー（理念）に基づき、一人ひとりのアクション（行動）につながるヒントを掲載します。

（1）基礎知識

○障害の「社会モデル」

障害の「社会モデル」とは、障害者が生活の中で受ける制限は、主に社会によって作られたものであるという考え方です。例えば、車いす使用者が街で段差に直面し、その先へ行くことができない場合、身体機能という個人の問題ではなく、エレベーターやスロープがないといった状況を作り出している社会に原因があると考えます。

この社会モデルの考え方に基づき、平成 28（2016）年 4 月に施行された「障害者差別解消法^{※1}」により、様々なサービスを提供する行政機関や事業者には「不当な差別取扱いの禁止^{※2}」、「合理的配慮の提供^{※3}」が求められています。一人ひとりが法律の趣旨を理解し、社会から差別や障壁をなくしていくことが必要です。

※1 障害者差別解消法の詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

※2 国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

※3 役所や事業者に対して、障害のある人から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

○どんな人が社会を構成しているの？

まちには多様な人がおり、まちの環境によって困った状況に置かれることがあります。怪我や病気によっても同様です。

誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、社会に多様な人がいることを理解し、ソフトとハードの両面において「バリア=障壁」を生み出さないことが大切です。

困っている様子の人に気づけるアンテナを身につけましょう。気づいたら基本はコミュニケーションです。自分の思い込みでなく、何に困っているのか、どのようにしたらいいのかを相手に聞いて行動しましょう。

次ページ以降では、多様な人に関する特性をご紹介します。なお、ご紹介するそれぞれの特性はあくまで代表的な例であり、掲載内容以外の特性がある方も多くいます。

・ 高齢者……………12	・ 認知症……………15
・ 子育て中の人……………12	・ 上肢障害……………15
・ 外国人……………13	・ 内部障害……………15
・ 性的少数者 (セクシュアル・マイノリティ) ……13	・ 視覚障害……………16
・ 車いす使用者……………14	・ 聴覚障害……………17
・ 杖使用者……………14	・ 知的障害……………18
	・ 発達障害……………18
	・ 精神障害……………18

◇ 高齢者

加齢に伴い、足腰等が弱くなり、動作がゆっくりになったり、長距離の歩行や階段の上り下りに困難が生じたりします。また、視力や聴力などの感覚機能の低下を伴うこともあります。これらのことから、情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等への即応や新しい機器類への順応が難しくなります。

【アクション（行動）の具体例】

- 電車やバスなど、公共交通機関の中では席を譲る。
- 重そうな荷物を持っていたり、段差や傾斜などで困っていると感じた時は、「お手伝いしましょうか？」と一声かけてから介助する。
- 広報物を作成する際は、見やすい大きな文字を使用する。

◇ 子育て中の人

子育て中の人が出るときは、おんぶやだっこ又はベビーカーを押しながら大きな荷物を持つ必要があるため、移動をする場合多くの困難を伴います。また、移動の途中で授乳やおむつ替えが必要になることがあります。

【アクション（行動）の具体例】

- ベビーカー使用者がエレベーターを利用しやすいように、他の移動手段（階段、エスカレーター）を利用する。
- ベビーカーや荷物を抱えて、段差や傾斜で困っていると見られるときは、「お手伝いしましょうか？」と一声かけてから手伝う。
- みんなで子育てをする気持ちで見守りながら応援する。

◇ 外国人

自身と異なる言語でのコミュニケーションや文化、生活習慣に慣れていない人もいます。また、会話はできても、日本語の文章を読むことが苦手な人もいます。

【アクション（行動）の具体例】

- 相手の立場に立って考える意識を大切に、違う文化や習慣を認めながら互いに尊重する。
- やさしい日本語や図記号（ピクトグラム）を使ったチラシ配布、ジェスチャーを交えゆっくりとした話し方に努め、必要な情報を簡潔に伝える。

コラム やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、外国人※にとってわかりやすいように簡単に書き換え・言い換えをした日本語のことです。「やさしい日本語」を使うことにより、より多くの外国人住民にお知らせすることができる、翻訳費用がかからない、災害時にも速やかな情報発信ができるなどといったメリットがあります。

横浜市では、「やさしい日本語」で文章を作成するための基準として、『「やさしい日本語」で伝える 分かりやすく 伝わりやすい日本語を目指して（第4版）』を発行しています。「外国人向けに『やさしい日本語』で広報したいけど、どうすればいいの?」といった場合にぜひご活用ください。

※ここでいう外国人とは、日本語を母語にしない、日本語を学び始めた人のことをいいます。

◇ 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）とは、様々な性のあり方の中で、少数の立場のことをいいます。性的指向について少数であるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性自認について少数であるトランスジェンダーの頭文字をとってLGBTといわれることもあります。また、LGBTの4つの類型にあてはまらない人たちもたくさんいます。

性的指向…自分がどのような性別を好きになるかということ。

性自認…自分がどのような性別かという自覚のこと。

【アクション（行動）の具体例】

- 様々な性のあり方について理解し、身の回りの習慣や常識となっている考え方について改めて確認してみる。

◇ 車いす使用者

車いすは歩行が困難になった場合に用いる代表的な移動用福祉用具であり、大きく分けて手動車いすと電動車いすがあります。一般的に車いす使用者は、段差や坂道、狭い通路等の移動が困難であるほか、手の届く範囲も限られてしまうため、ボタンやスイッチを押す動作や、ドアを開閉する等の動作も困難な場合があります。

【アクション（行動）の具体例】

- 車いす使用者が移動しやすいように、歩道や通路には、自転車やバイク、看板等を放置しないようにする。
- 車いす使用者がエレベーターを利用しやすいように、他の移動手段（階段、エスカレーター）を利用する。

コラム バリアフリー施設の利用マナー

多目的トイレや車いす使用者用駐車スペース、エスカレーター、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック（いわゆる「点字ブロック」）など、様々な人が生活しやすくなるための施設がたくさんあります。

しかし、利用者のマナーによっては本当に必要としている人が利用できなくなってしまうこともあります。

例えば、エレベーターは車いす使用者やベビーカー使用者など、階段を使うのが難しい人にとって欠かせない施設ですが、混雑していると乗ることができません。必要としている人たちが利用したいときに利用できるよう、一緒に待っていたら順番を譲る、乗っているときは降りてスペースを空けるなどの配慮が必要です。

その施設が何のためにあるのか、十分に理解し、マナーを守って利用することが大切です。

◇ 杖使用者

歩行する人の中には歩行が不安定な人や階段を上り下りすることが難しい人がいます。杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具です。歩行時のバランスの調整や歩行パターンの矯正、スピードや持続力の改善を目的としています。

【アクション（行動）の具体例】

- 電車やバスなど、公共交通機関の中では席を譲る。（特に、手すり近くにある席は、杖使用者にとって立ち上がりの際の支えとなる。）

◇ 認知症

認知症とは色々な原因で脳の神経細胞が壊れてしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態のことをいいます。

誰もがかかる可能性があり、加齢とともに発生する割合が増加しますが、65歳未満の人が発症する若年性認知症もあります。若年性認知症は働き盛りに発症するため、仕事や家事が十分にできなくなるなど勤務先や家族などへも影響が大きく、老年期の認知症とは異なる問題が生じます。

【アクション（行動）の具体例】

- 道に迷っているような高齢者がいたら、様子を見ながら声をかける。様子を見て、本人が助けを必要としているときには近くの交番に連絡をする。
- 近所で認知症の方がいることがわかっている場合には、できる範囲で家族の見守りを手助けする。

◇ 上肢障害

上肢の痛みや変形、麻痺、握力の低下等から、つまんだり握ったりといった手指の細かい操作や、腕を伸ばす動作が困難になる場合があります。

【アクション（行動）の具体例】

- 扉の開閉や水道の蛇口の操作等、力を入れる動作が苦手なため、困っている様子のときは一声かけてからサポートする。

◇ 内部障害

疾病などによって、心臓や腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸等の機能に障害があり、日常生活での活動が制限されている状態です。内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、困っていることがわかりにくいのが特徴です。

内部障害者の利用している機器や治療法の代表的な例としては、心臓ペースメーカー装着、人工透析導入、人工肛門・ぼうこう造設、人工呼吸器装着などがあります。

【アクション（行動）の具体例】

- 公共交通機関などでヘルプマークを付けている人が困っている場面を見かけたら、外見で判断をせずに声をかけてみる。
- 内部障害のある方がいるということを理解し、温かく見守る。

コラム 多目的トイレの機能分散

バリアフリーの取組として、多目的トイレの設置が進んできました。多目的トイレには広い空間や手すり、オストメイト対応設備、乳幼児用設備など様々な機能があります。障害者や高齢者、子ども連れなど多くの人にとって便利な一方、利用が集中し、広い空間が必要な車いす使用者が使いにくくなっているという意見も寄せられています。

そこで、利用を分散させるためには、多目的トイレのみにあった機能を、その他のトイレにも設置することも有効です。

また、異性介助による利用の場合など、男女共用のトイレに関するニーズが高まっており、施設の利用者のニーズに合わせて整備することが求められています。

◇ 視覚障害

視覚障害というと、目が全く見えない（全盲）と思われがちですが、残存視力のある方（弱視）も多くいます。視覚障害に対応するまちづくりを考えるときは、全盲の方に対応するばかりではなく、弱視などの方にも十分配慮する必要があります。白い杖（白杖）は、前方の状況などを確認するために使うとともに、周囲の人に見えないことを知らせるためにも使います。

【アクション（行動）の具体例】

- 立ち止まったり、何かを探している時には、「何かお手伝いしましょうか？」と一声かける。
- 情報を伝える際には、見た情報を言葉に置き換えて伝えるようにする。例えば、「あちら」や「こちら」等の指示語を使わず、右、左、Om先などできるだけ具体的な説明をする。
- ホームページでの情報発信の際には、パソコンなどで音声読み上げ機能を使うように資料のテキストデータを提供する。

コラム 読書バリアフリー法

読書バリアフリー法は、視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害により、読書を行うことが困難な方の読書環境を整備することを目的として制定されました。障害の有無にかかわらず、誰もが読書を楽しむことができる社会の実現を目指しています。

横浜市の図書館では、視覚に障害のある方向けに、音訳者が対面で図書及び雑誌を読み上げる対面朗読サービスを提供しているほか、録音図書再生機の整備、拡大読書器の設置にも取り組んでいます。

このほかにも中央図書館で、音訳者の技術向上や録音図書の政策を進めるなど、誰でも読書に親しめる環境づくりを推進しています。

コラム 音声読み上げソフトによる情報提供

現代社会において、様々な情報を得るためには、インターネットの活用は欠かせないものとなる一方で、高齢者の方や障害者の方は、様々な理由により必要な情報を得ることができないという問題が起こっています。

特に視覚障害者の方は、音声読み上げソフトを使ってウェブページを読むことによって情報を取得しますが、音声読み上げソフトに対応していないホームページやアプリ、データからは、必要な情報を得ることができません。

このようなときは、テキストデータを併せてアップロードするなど、音声読み上げソフトで情報を入手する人がいることも理解して作成すると、より多くの人たちに情報を届けることができます。

この一例のように、誰もがインターネットから提供される情報や機能を支障なく利用できることをウェブアクセシビリティといいます。

自分たちの情報をより多くの人に届けられるようウェブアクセシビリティを確保する必要があります。

◇ 聴覚障害

耳が聞こえない、又は聞こえにくい障害です。外見からは身体のどこに障害があるのか分かりにくいいため、接し方や援助方法の理解が難しい場合があります。音声言語によるコミュニケーションが難しいため、情報の送受に支障をきたし、情報が不足しがちです。特に緊急時の情報不足は大きな問題です。

聴力損失の程度や失聴の時期、教育環境等の違いによって、手話や筆談などコミュニケーション手段が異なります。

【アクション（行動）の具体例】

- すべての聴覚障害のある人が、手話を理解しているわけではなく、筆談やスマートフォンのアプリなど様々なコミュニケーション手段があるため、それらを柔軟に活用する。
- 筆談の際には、単語を中心に、分かりやすい簡潔な文章になるよう心がける。

◇ 知的障害

先天性または出生時等に、脳に何らかの障害を受けたために知的な発達が遅れ、他者とのコミュニケーション等の社会生活に困難が生じる障害です。支援を必要としていても、社会で活躍されている方もいます。また、支援を必要としない方も大勢います。

◇ 発達障害

自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動症（ADHD等）、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害です。大人の方でも同様の障害がある方がいます。また、発達障害は重複することが特に多いという特徴があります。

◇ 精神障害

統合失調症、気分障害（うつ病など）、てんかん等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしにくさを抱える障害です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域社会の中で生活しています。

【アクション（行動）の具体例】

- 話しかけるときは、笑顔でゆっくりやさしい口調で声を掛ける。
- 話を聞くとときは、リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせる。
- 必要に応じて、質問により相手の気持ちを確認する。「はい」か「いいえ」で答えられるように質問する。
- 説明をするときは、ゆっくり、はっきり、短く、具体的に話し、内容を理解しているか確認する。

○知っていますか？マークの意味

各団体等が作成・所管する高齢者、障害者、妊産婦の方、子育て中の方に関する代表的なマークを紹介します（順不同）。なお、各マークに関するお問合せは、それぞれの所管先へお願いします。

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある方々が利用できる建築物や施設であることを示す、世界共通のシンボルマークです。

【お問合せ先】
公益財団法人
日本障害者リハビリ
テーション協会
電話：03-5273-0601
FAX：03-5273-1523



盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合（WBU）で昭和 59（1984）年に制定された世界共通の国際シンボルマークです。

【お問合せ先】
社会福祉法人
日本盲人福祉委員会
電話：03-5291-7885
FAX：03-5291-7886



ほじょ犬マーク



「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」といった身体障害者補助犬と一緒に利用できる施設等の入り口に貼るマークです。

【お問合せ先】
確認中
電話：確認中
FAX：確認中
URL：確認中

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

【お問合せ先】
一般社団法人
全日本難聴者・
中途失聴者団体連合会
電話：03-3225-5600
FAX：03-3354-0046



手話マーク



ろう者等から提示する場合は「手話で対応をお願いします」、窓口等で掲示する場合は「手話で対応します」という意味を伝えるマークです。

【お問合せ先】
一般財団法人
全日本ろうあ連盟
電話：03-3268-8847
FAX：03-3267-3445



筆談マーク



筆談を必要としている人が提示する場合は「筆談で対応をお願いします」、窓口等で掲示する場合は「筆談で対応します」という意味を伝えるマークです。

【お問合せ先】
一般財団法人
全日本ろうあ連盟
電話：03-3268-8847
FAX：03-3267-3445



ヘルプマーク



内部障害や妊娠初期の方など、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

【お問合せ先】
横浜市役所
健康福祉局障害福祉保健部
障害施策推進課
電話：045-671-4133
FAX：045-671-3566



ハート・プラスマーク



内部障害（心臓、腎臓、呼吸器機能、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）があることを示すマークです。

【お問合せ先】
特定非営利活動法人
ハート・プラスの会
電話：080-4824-9928
メール：info@heartplus.org



オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している方）が利用できる設備があること及びオストメイトがあることを示すマークです。

【お問合せ先】
公益社団法人
日本オストミー協会
電話：03-5670-7681
FAX：03-5670-7682



身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【お問合せ先】
確認中
電話：確認中
FAX：確認中
URL：確認中

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【お問合せ先】
確認中
電話：確認中
FAX：確認中
URL：確認中

高齢者運転標識



加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがある70歳以上の方が運転する車に表示されているマークです。

【お問合せ先】
確認中
電話：確認中
FAX：確認中
URL：確認中

マタニティマーク



妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするマークです。

【お問合せ先】
確認中
電話：確認中
FAX：確認中

ベビーカーマーク



ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表すマークです。

【お問合せ先】
確認中
電話：確認中
FAX：確認中
URL：確認中

(2) 事例紹介

減災活動をきっかけに「だれもが住みやすい緩やかな関係づくり」 「ピンチをチャンスに！減災共助の会」

「ピンチをチャンスに！減災共助の会」（愛称：ピンチャン）は、瀬谷区で活動する子育てや高齢者の支援団体と障害児親の会「ほっぺ」が防災訓練などを通してつながり、平成 25（2013）年 1 月に発足しました。

年々、自然災害の危険性が高まっており、特に大きな被害を受けやすい高齢者、障害者、妊婦・乳幼児や外国人にとって、避難所での共同生活など、災害時の対応が課題となっています。こうした状況の中、性別や年齢、国籍や障害の有無に関わらず、地域において日頃から助け合える関係を目指して活動しています。

ピンチャンでは、「お互いさま！」を合言葉に、避難所で一人ひとりが運営に協力できることを、避難所開設訓練や生活資機材組立て体験などを通じて考え、お互いに協力しながら学んでいます。また、災害時における高齢者、聴覚障害、発達障害、精神障害、妊婦・乳幼児や外国人への支援・配慮のポイントについて、地域住民等が理解を深めることを目的とした講座を毎年開催しています。

○ここがポイント

- ・高齢者、子育て、障害者とその支援者、外国人団体などと地域住民、事業者、行政がそれぞれ協力して活動しています。
- ・災害時に被害を受けやすい高齢者や障害者などが、講座で講師を務めるなど、減災活動の担い手として活動し、地域と関わりをもっています。



子育てを「ちょこっと」体験し、仕事との両立のヒントを見つける 「家族シミュレーション」

地域の子育て支援を行っている認定特定非営利活動法人びーのびーのでは、企業等で働く子育て未経験の若手社員や、人事・経営部門の社員を対象に、子育てと仕事の両立を疑似体験できる「家族シミュレーション」を実施しています。当初は家庭の子育てを支援するため、学生ボランティアを派遣する事業を行っていましたが、共働き世帯が増加し、子育てと仕事の両立に関する相談を受ける機会が増えたことから、家庭への直接支援だけでなく、周囲の理解促進の必要性を感じ生まれた事業です。企業研修等で活用されています。

参加者は、オリエンテーションで子どもとの関わり方を保育士から学びます。その後、参加者を受け入れる家庭の日常と同様の体験をするため、実際に短時間勤務を行い、保育園へのお迎え、一緒にご飯を食べるなど子どもの世話をします。体験を通じて、子育て中の家庭の状況を身近に捉えることができるようになります。従来の体験型研修とともに、オンライン研修でも実施できます。

○ここがポイント

- ・子育てと仕事を両立している家庭の状況を実際に体験することで、職場や身近な生活の中で必要なサポートを学ぶことができます。
- ・職場での協力的な雰囲気づくりや、企業等の「両立支援制度」の充実のきっかけとなり、誰もが働きやすい環境の実現につながります。



令和 2（2020）年 10 月には、子どもや子どもの産み育てに配慮した優れた製品・サービス等を顕彰する「第 14 回キッズデザイン賞」を受賞しました。

同じ地図を使って、みんなで情報を共有する 「触る地図」

特定非営利活動法人横濱ジェントルタウン倶楽部が作成した「触る地図」は、カラー印刷の地図の上に透明な樹脂を使用した特殊な立体印刷をするなど、地図上の道路や通路を凸型に浮き出させたり、目印となる場所に点字をつけたりした地図です。視覚障害者は手で触って、晴眼者は目で見て、同じ地図から情報を得ることができます。

「触る地図」作成のきっかけは、同団体の主要メンバーである視覚障害者の「見えない人にも分かる地図がほしい」という意見で、「共用マップ」をコンセプトに作成されました。

また、触る地図を使った「触る地図でまち歩き」や「バリアフリーマップ博覧会&フォーラム」などのイベントも開催されました。

〇ここがポイント

- ・障害の有無を問わず、一緒にこの地図を見ながらコミュニケーションをとることができます。
- ・バリアフリー情報と観光情報が一緒に載っており、誰もが使いやすい地図になっています。



コラム Web会議ツールを活用したテレ・ワークショップの開催

今回の推進指針策定にあたっては、福祉のまちづくりの現状把握を目的としたワークショップを開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、集合形式での開催が困難になりました。そこで、感染リスクを抑えて実施するため、Web会議ツールを使用した「テレ・ワークショップ」を行うことになりました（詳細は40ページ以降参照）。

Webを通じた聴覚障害者向けの手話通訳の方法など、当事者や関係者の方にアドバイスをいただきながら試行錯誤を重ねました。

その結果、障害当事者の方や福祉のまちづくりに関連する取組に携わっている方などがWeb上で一堂に会し、福祉のまちづくりに関する課題や今後の方向性について、活発な議論を交わすことができました。



+αのバリアフリー化 「ユニバーサルな利用に配慮したホテル」

みなとみらいに位置するヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテルは、平成3（1991）年に開業し、ヨットの帆を模した外観は横浜のシンボルになっています。

バリアフリールームは従来から3室あり、シャワーチェアの貸出もしていましたが、令和元（2019）年には、新たにトイレ用手すりなどの貸出備品を導入したほか、いわゆる一般客室において小規模な改修を行い、より多くの人々が利用しやすい環境を整えました。

〇ここがポイント

- ・ホテルとしての営業に支障がないよう、近接する客室への工事の影響は、最小限に抑える必要がありました。
- ・工期や費用面から、大規模な改修を行うのは難しく、少額かつ短期で対応できる範囲で実施しました。
- ・横浜市と観光庁の補助制度を活用しています。



（車いすでの利用に配慮したドアスコープ）
カメラを通じて見えるようになっており、低い視点から見える高さに画面が設置されています。

インターンシップ生のアイデアが出発点 「多言語版おくすり手帳」

横浜型地域貢献企業である株式会社大川印刷では、NPOと事業者の協働により、病院や薬局で役立つおくすり手帳の多言語版を作成しています。やさしい日本語も含めて8言語を用意し、日本語でのコミュニケーションが難しい時でも、自身の健康状態を伝えることができます。

工夫されている点は、デザイン色の使い方などです。またピクトグラムやチェックシートを効果的に用いることで、目で見てわかりやすいものとなっています。

このおくすり手帳によって、持っている人だけでなく、薬局や病院の人にとっても便利になります。

〇ここがポイント

- ・インターンシップ生の高齢者向けおくすり手帳作成の発案から始まり、翻訳や広報を3者の協働によって解決しています。
- ・外部の人とともに活動することで、新たな経験をすることができます。また横のつながりを広げることができます。
- ・メディアユニバーサルデザインの考え方を加えることで、色覚障害の方も必要な情報を得やすくなっています。



設備を工夫して誰もが楽しめるアクティビティに 「ユニバーサルパス」、「水陸両用車いす」

横浜市旭区にあるフォレストアドベンチャー・よこはまでは、誰もが森の中を楽しむ「ユニバーサルパス」を設置しています。全長 111mの無料で入れる遊歩道で、車いす使用者も安全に通ることができる道です。途中には木と木の間を渡るつり橋もあり、樹上にいる気分を味わうことができます。気軽にフォレストアドベンチャーらしい体験ができるよう設置されました。

また、金沢区にある海の公園では水陸両用車いすを貸し出しています。タイヤが中に空気が入ったバルーン状になっていて砂浜を走ったり、波打ち際で海に入ったりできる車いすで、砂浜散歩や潮干狩り、海水浴を楽しむことができます。車いすに乗ったまま潮干狩りをするように、持ち手が長い熊手も一緒に貸し出しています。

〇ここがポイント

- ・誰もが一緒に同じ場所でアクティビティを楽しむことができます。
- ・公園整備のノウハウを活用したり、設備を導入したり、従来の業務の一環としてバリアフリーを実現しています。



ユニバーサルパス



水陸両用車いす

より多くの方へ能・狂言を届けたい 「バリアフリー能」

横浜能楽堂（公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団）では、年に1回「バリアフリー能」を開催し、日本の古典芸能である能・狂言を誰もが一緒に楽しめる環境づくりを目指しています。

視覚障害者の方には、副音声や、点字の解説文、能舞台触図、点字入りチケットをご用意しています。また開演前に触ることのできる能面、能舞台模型を展示しています。

聴覚障害者の方には、台本、解説に手話通訳、解説の事前送付、解説・上演時には、字幕配信を実施しています。

〇ここがポイント

- ・各障害者団体へのヒアリングや公演後に開催している意見交換会での意見を反映させて、作り上げてきました。



撮影：神田 佳明

施設の利用マナーについて発信する 「エスカレーターの安全利用」

エスカレーターでの歩行は、他の利用者や荷物との接触によって、思わぬ事故を引き起こす恐れがあり、大変危険です。また、身体の片側に麻痺がある方や子供連れの方などから、不安の声をいただいています。

令和元（2019）年度から九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）でエスカレーターでの事故防止に向けて取り組むこととし、エスカレーターでは立ち止まることなどを呼びかけています。

また、平成 22（2010）年頃から、鉄道事業者等が中心となってエスカレーターの安全利用についてキャンペーンを行ってきました。現在は、鉄道事業者や商業施設、自治体がこのキャンペーンに参加しています。

○ここがポイント

- ・施設を整備するだけでなく、整備したあとの利用マナーの啓発が進められています。
- ・事業者や行政など、複数の主体が一体となって継続的に取り組んでいます。

エスカレーターの 安全利用のために



コラム 心のバリアフリーノート

心のバリアフリーノートは、様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い、支え合い、育ち合う関係を形成していくことを目的に、小学校、中学校、高等学校での教育活動に活用できるよう文部科学省が作成した学習資料です。

このノートは、推進指針のポリシーとも合致する部分が多く、小学生や中学生・高校生向けではあるものの、大人でも新たな気づきや理解を得ることができます。

あわせて心のバリアフリーノート【指導者用】も読むことにより、教材としての狙いについて理解を深めることができます。

心のバリアフリーノートは、文部科学省のホームページからダウンロードすることができます。



文部科学省 心のバリアフリーノート

で検索

出展：文部科学省初等中等教育局教育課程課

横浜市で初めての住民提案による作成 「羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」

横浜市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」に基づき、基本構想制度を活用し、市民の皆様がよく利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的にまちのバリアフリー化を進めています。

保土ヶ谷区常盤台地区連合町内会、常盤台地域ケアプラザや横浜国立大学で構成される「常盤台ワークショップ」による、地域のバリアフリーについての検討内容をもとに、基本構想の住民提案制度を活用し、平成 31（2019）年 2 月に保土ヶ谷区常盤台地区連合町内会より作成提案書が提出され、基本構想の作成に着手することになりました。

〇ここがポイント

- ・地域住民、大学、事業者、行政関係者などが連携し、まちあるき点検やワークショップ等を通じて、バリアフリーに関する課題や解決策を話し合うことにより、当事者参加型のまちづくりが実践されています。



5 参考資料

(1) 福祉のまちづくりのあゆみ

ア 国際的な動向

国連では、1981年を「国際障害者年」と決めました。「完全参加と平等」をテーマに障害者の社会的適合の援助、雇用機会の創出、公共建築物や交通機関の使いやすさ等を主な内容とし、各国に取組を求めました。翌年には取組を継続する必要から、1983年から1992年を「国連障害者の十年」と定め、「障害者に関する世界行動計画」が策定されました。2006年には、国連総会において「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、2008年に発効しました。この条約は国際人権法に基づき、「障害は個人ではなく社会にある」という点や、障害当事者の視点などを重視して作られています。

一方、世界保健機関（WHO）では、1972年から国際障害分類の制定作業を開始し、1980年に「機能障害・能力障害・社会的不利の国際分類（国際障害分類：ICIDH）」を策定しました。2001年のWHO総会では、「障害というマイナスだけでなく、障害者をもつプラス面にこそ注目しよう」との考え方で、「生活機能・障害・健康の国際分類（国際生活機能分類：ICF）」として改定されました。

そして、アメリカでは、1990年に「障害を持つアメリカ人法（ADA）」が制定されました。障害による差別を禁止する適用範囲の広い法律で、立案・制定過程に障害者等の当事者が関わった点が重要とされています。民間企業の雇用における差別禁止等、主に4つの柱で構成されています。

イ 全国における福祉のまちづくり

福祉のまちづくりは、1970年代から「心身障害者対策基本法（現行：障害者基本法）」や日本万国博覧会などを契機に、公的施設・バス等における障害者への配慮やバリアフリー化の取組として、仙台市、町田市、川崎市、神戸市などでスタートしました。1981年の「国際障害者年」を契機に、バリアフリーの整備を求める福祉環境整備要綱が各都市において制定されるなど、全国的な広がりをみせました。

1990年代に入ると、次々と公共施設、鉄道・バス等で環境整備が拡大されました。その背景には、「障害者基本法」の改正（1993年）と「ハートビル法」の制定（1994年）が大きく影響しています。同時に、この時期は「高齢社会対策基本法」（1995年）、「高齢社会対策大綱」（1996年）、「介護保険法」（1997年）等からも分かるように、高齢化社会の進展への対応という側面も付加されました。

2000年代から2010年代は、「交通バリアフリー法」（2000年）、「ハートビル法」改正（2002年。対象建物の拡大、市町村等条例への委任など）から始まり、本格的な少子高齢社会の到来に対応するため、「障害者自立支援法」（2004年）と「バリアフリー法」（2006年。交通バリアフリー法とハートビル法の統合）が施行され、取り巻く環境は拡充されました。2008年の「障害者権利条約」の発効に伴い、国内では「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」が成立するなど、様々な法制度等の整備が行われました。

ウ 横浜市における福祉のまちづくり

地域社会で福祉の芽を育てるための環境づくりとして、市民相互の支え合いの大切さを学び合う「福祉の風土づくり運動」を1974年から開始しました。並行して、福祉の視点で建築物等のハードを整備するため、「福祉の都市環境づくり推進指針」（1977年）を定め「福祉の風土づくり推進事業」としてソフトとハードを一体的に取り組みました。

ソフトとハードをより総合的、一体的に進めることをめざし、市民、事業者、学識経験者等で構成された福祉のまちづくり検討委員会の提言を受けて、「横浜市福祉のまちづくり条例」（1997年）を制定しました。

バリアフリーの整備基準は、「福祉のまちづくり条例」と「建築物バリアフリー条例」（2004年）の2つで規定されていましたが、より一体的にバリアフリー化をはかり、市民・事業者にとって分かりやすくすることを目的に、「改正福祉のまちづくり条例」（2012年）として一本化しました。福祉のまちづくりの基本理念の明文化、市民・事業者の意見反映の明確化などが図られました。

エ 横浜市福祉のまちづくり推進指針

1997年に制定された条例に基づき取組を着実に進めるため、1999年には市民・事業者・市の行動計画として、「福祉のまちづくり推進指針」を策定しました。2010年までの「長期目標」として「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマのよさを感じながら暮らすことのできるまち」を掲げ、短期目標（2001年まで「考えよう」、2006年まで「知ろう」、2010年まで「行動しよう」）を設定しました。

4次の推進指針（平成23年度～27年度）からは、策定期間を5年間としています。「長期目標」は「基本となる方向性」へと位置づけを改め、その内容は「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」とし、基本理念を引き継いでいます。市民・事業者・市の協働による取組として、①思いやり 助け合える まちづくり、②伝わる つながる まちづくり、③進める 活かせる まちづくりの3つを掲げたのが特徴です。

5次の推進指針（平成28年度～32年度）では、4次の推進指針の「基本となる方向性」を継承し、取組の柱として①啓発・教育の推進、②仕組みと地域のつながり、③新しい担い手との協働、④多様な施設のバリアフリーの4つを掲げました。

(2) 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）策定の流れ

推進指針は、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の下部組織である横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会（以下「小委員会」という。）で内容を検討し、策定しました。

策定にあたっては、市民・事業者・関係団体等の皆様のご意見を伺い、推進指針に反映しています。

年	月	推進会議	小委員会	市民意識調査	その他
2	1		第57回 (現行) 推進指針の振返りについて①		
	2			関係団体ヒアリング グループヒアリング 街頭インタビュー	
	3		第58回 (現行) 推進指針の振返りについて②	グループヒアリング	
	5			市民アンケート テレ・ワークショップ (第1回～第3回)	
	6		第59回 (次期) 骨子(案) について		
	8		第60回 (次期) 素案(案) について		
		第45回 (次期) 素案の承認			
	9			テレ・ワークショップ (第4回)	市民意見募集
	10		第61回 (次期) 原案(案) について①		
	11		第62回 (次期) 原案(案) について②		
	12	第46回 (次期) 原案の承認			市民意見募集 結果公表



令和3（2021）年3月

横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）公表

(3) 横浜市福祉のまちづくり推進会議 委員名簿 (第12期)

任期：令和元(2019)年7月15日～令和3(2021)年7月14日(2年間)
(五十音順 敬称略)

氏名	役職	小委員会委員	備考
赤羽 重樹	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事		
東 耕太郎	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部企画部長		～令和2年8月
山本 秀裕			令和2年8月～
井汲 悦子	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事長		
田邊 裕子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長		～令和2年8月
池田 誠司			令和2年8月～
石川 貴一	市民公募	○	
井上 良貞	一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会 理事長 (公益財団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
滝口 正始	神奈川県警察本部 交通部 交通総務課長		～令和2年8月
大竹 孝行			～令和2年12月
北村 満			令和2年12月～
大原 一興	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	○	
小堤 健司	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事		
金子 修司	横浜商工会議所 議員		
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)	○	
清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事		
下村 旭	一般社団法人 神奈川県建築士会		
白石 幸男	横浜市脳性マヒ者協会 会長 (公益財団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
鈴木 やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事		
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授	○	
畑中 祐美子	一般社団法人 ラシク045 認定特定非営利活動法人 びーのびーの	○	
松澤 秀夫	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事長		～令和2年12月
阿部 紀慶			令和2年12月～
八木 佐知子	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事		
山中 直人	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 副所長		
山根 則子	横浜市オストミー協会 副会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
和久井 真糸	市民公募	○	
渡辺 正行	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部鉄道統括部 事業統括課長		

(4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会 委員名簿

小委員会は、条例第7条第3項に基づき設置され、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映することを目的としています。推進指針の策定にあたり、以下の委員の皆様にご協力いただきました。

任期：令和2（2020）年1月27日～令和3（2021）年3月31日
（五十音順、敬称略）

氏名	役職	推進会議委員	備考
石川 貴一	市民公募	○	
大原 一興	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	○	
岡村 道夫	特定非営利活動法人 横濱ジェントルタウン倶楽部 副理事長 認定特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会 理事長		～令和2年4月
服部 一弘	特定非営利活動法人 アニミ 理事長 認定特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会 理事長		令和2年6月～
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)	○	
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授	○	
畑中 祐美子	一般社団法人 ラシク045 認定特定非営利活動法人 ビーのびーの	○	
八木澤 恵奈	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama		
和久井 真糸	市民公募	○	

(5) 市民意識調査の結果

ア 関係団体ヒアリング

○実施概要

(7) 実施時期

令和2（2020）年2月12日～25日

(1) 内容

- ・これまでの福祉のまちづくりについて（良かったこと、悪かったこと等）
- ・これからの福祉のまちづくりについて（今後推進すべきこと等）
- ・各団体で実施されている福祉のまちづくり関連の取組について

(ウ) 対象団体

属性	団体名
子育て	よこはま一万人子育てフォーラム (現：一般社団法人 ラシク045)
知的・発達障害	横浜市心身障害児者を守る会連盟
身体障害	横浜市身体障害者団体連合会
精神障害	横浜市精神障害者家族連合会
高齢者	横浜市老人クラブ連合会（情報提供のみ）

○主なご意見

- ・ハードとソフトの考え方が分断されているように見えるが、切り離して考えることは不可能である。
- ・高齢者や障害者に対する理解の乏しさにより、一般トイレを利用できる人が多目的トイレを利用したり、歩きスマホやエスカレーターでの歩行などにつながっている。
- ・障害者の手助けをしたいと思っている健常者はたくさんいるので、双方から声掛けができればよい。
- ・学校での福祉教育は、不自由さを伝えるのではなく、ともに暮らす人として理解を深めるものでなければならない。
- ・子育て、高齢者、障害者の問題の根本は同じである。分野をつなげて考える必要がある。
- ・施設整備や情報保障などのバリアフリーは、利用者の声を聞きながら進める必要がある。

イ グループヒアリング

○実施概要

(ア) 実施時期

令和2（2020）年2月20日～3月23日

(イ) 内容

- ・日常生活の中で感じていることや地域や社会に対して求めることについて
- ・地域や社会での相互理解を進める上で必要なことについて

(ウ) 対象団体

属性	団体名
発達・知的障害	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama
知的障害	社会福祉法人 開く会（共働舎）
在住外国人	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
性的少数者	認定特定非営利活動法人 SHIP
精神障害	社会福祉法人 恵友会

○主なご意見

- ・制度やサービスが整ってきた反面、学校や地域の場での住み分けが進み、自然に障害について理解を深めることが少なくなり、障害者自身も地域の中で障害の有無関係なく成長していく機会が失われつつある。
- ・優しさや思いやりではなく、実際に障害者どう接すればいいかを知ることが大切である。
- ・思いついたことをやっていくと色々なことにつながる。様々な障害とそのサポートについて知っておくことは、自分が中途障害になったときにも良いことだと思う。
- ・異なる文化から生まれる発想を共有していく社会であればいいと思う。
- ・就職や転職の際に会社からの差別や無理解がある。
- ・精神障害者の事件が何件か起きると途端に信用が落ち、偏見を払拭するには時間をかけて町内会との信頼関係を築きなおさなければならない。

ウ 街頭インタビュー

○実施概要

不特定多数の人を対象に、福祉のまちづくりに関する意見を聞くことを狙いとして街頭インタビューを行いました。

- ・場所：戸塚駅西口、鶴見駅西口、桜木町駅東口駅前広場
- ・実施時期：令和2（2020）年2月15日、20日、21日、22日
（2月中の平日及び土曜日、いずれも13時～17時）
- ・回答者数：各駅2回ずつ、合計6回で135人

質問項目

1	視覚障害者誘導用ブロックを知っていますか？
2	エスカレーターの使い方について 急いでいる時に、エスカレーターの片側を歩きますか？
3	ヘルプマークを知っていますか？
4	満員のエレベーターに乗っていてドアが開いた時、乗りたい車いすの人がいた場合、どうしますか？
5	多目的トイレを利用したことがありますか？
6	電車やバスで優先席に誰も座っていない場合、どうしますか？
7	まちなかで、(例えば車いすやベビーカー、視覚障害者を) 迷惑だと思ったことがありますか？
8	障害者（身体／精神）と接する機会が、これまでにありましたか？
9	（障害者や外国人等）困っている人をみかけた時に、声をかけたことがありますか？

○実施結果

回答者のうち7割が障害者と接する機会があると回答しました。親族や友人に障害のある人がいる場合や、ボランティアや仕事で関わる人がいる人などです。

その中でも、ヘルプマークを知っている人は約6割と低くなりました。ヘルプマークはその意味がまだ十分に知られていないと思われます。

急いでいるときエスカレーターを歩くと回答した人は約6割という結果になりました。危険なことと理解しながらも習慣となってしまう、急いでいる場合は仕方がないといった回答が多いです。

このことから、エスカレーター歩行の危険性や2列で利用するように促す積極的な広報が必要です。

多目的トイレを利用したことがあると回答した人は6割という結果となりました。その理由としては混雑している時にやむを得ずという人が多いです。また多目的トイレに対する意見としては、数が少なく必要とする人が使えていないといった意見も挙げられています。この課題に対しては、多目的トイレを増やすことと、多目的トイレの機能を一般トイレにも付加して整備していく事などが求められています。

エ 市民アンケート

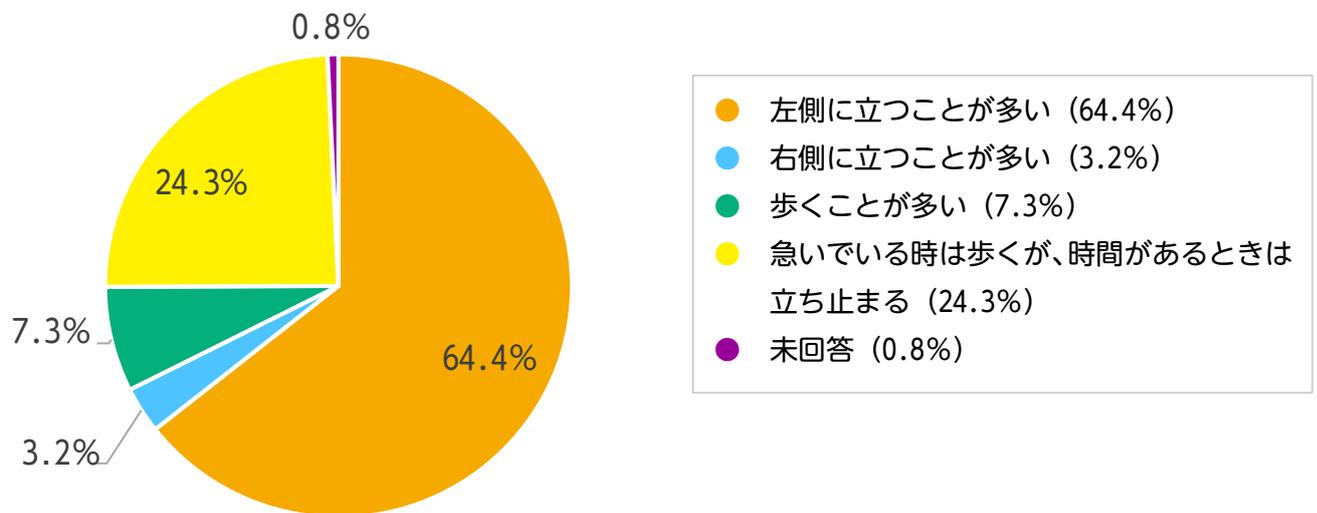
○実施概要

推進指針の改定に伴い、福祉のまちづくりに関するアンケートを、市民を対象に実施しました。

- ・対象者：市内に在住する15歳以上の市民3,500人を無作為に抽出
- ・配布、回収方法：郵送
- ・実施期間：令和2（2020）年5月7日～6月1日
- ・発送数：3,500通
- ・回答数：1,732通（回答率：49.5%）

○アンケート結果抜粋

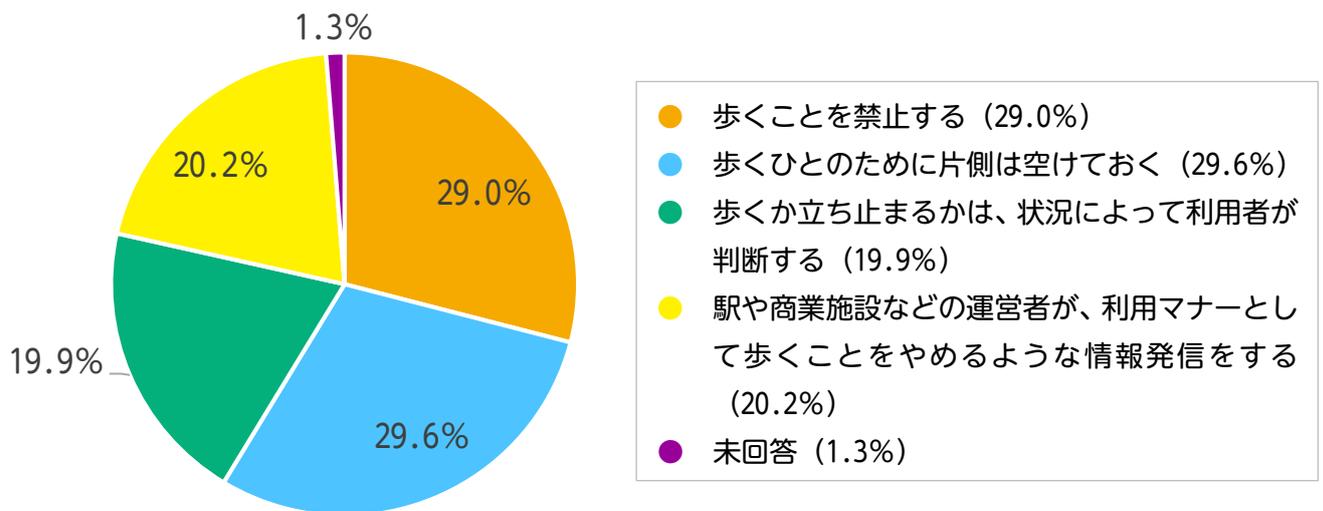
問1 エスカレーターの右側を空ける使い方が多くみられますが、あなたは普段どのように使いますか？（○は1つまで）



最も多い回答は「左側に立つことが多い」という結果になりました。

次に多い回答が「急いでいる時は歩くが、時間があるときは立ち止まる」となったことから、多くの人がエスカレーターは立ち止まって利用していると考えられます。

一方、問2「エスカレーターの誰もが安心・快適に利用するためにはどうすればよいですか？（○は1つまで）」の結果は以下の通りとなりました。

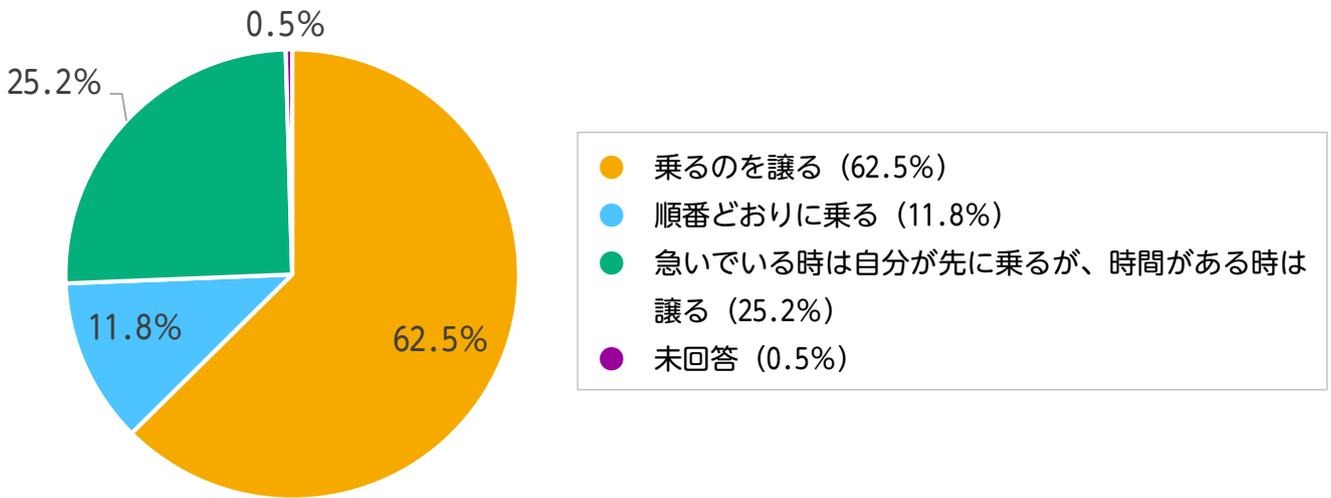


この結果から「エスカレーターを歩くことを否定的に考えている人」と「歩くことを肯定的に考えている人」は、ほぼ同数となりました。

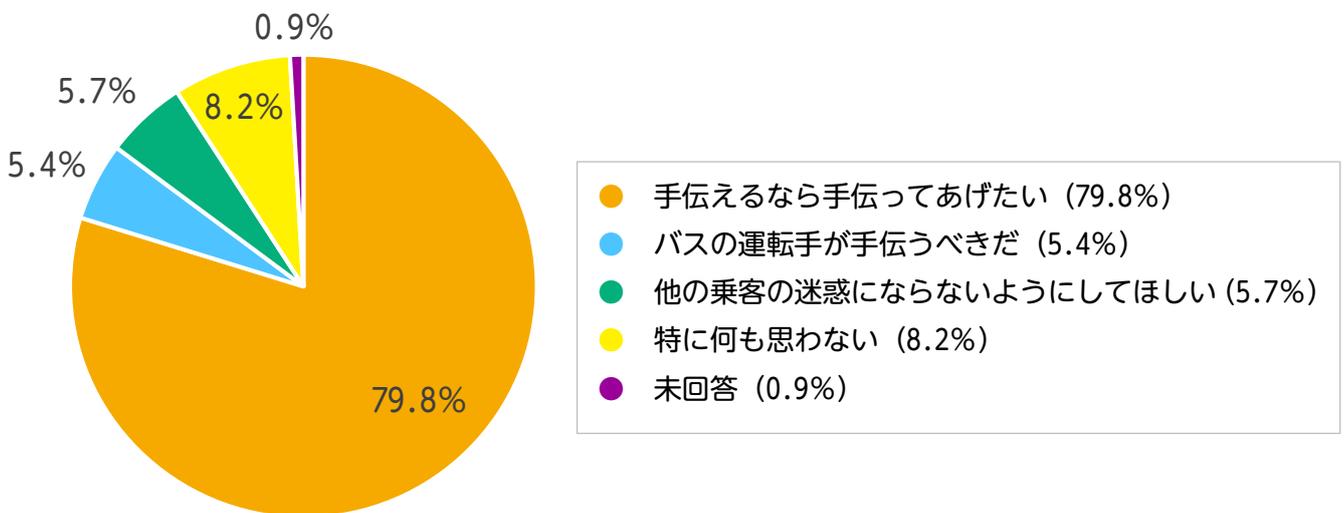
先の回答と合わせるとエスカレーターを歩くべきではないと考えている人は一定数いますが、多くの人が左側に立っているために、結果的にエスカレーターを歩くことができる環境にできていると考えられます。

このことからエスカレーターを誰もが安心して快適に利用できるようにするためには、エスカレーター歩行の危険性を周知するとともに、エスカレーターに乗る際は、2列で乗ることを推奨していく必要があります。

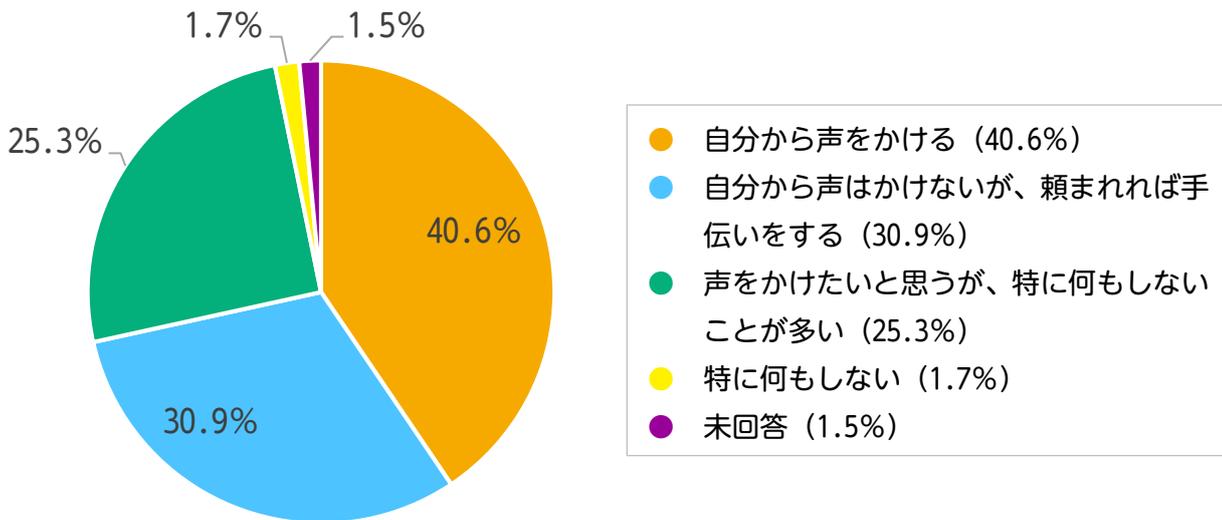
問3 「エレベーターを待つあなたの後ろで、車いす使用者やベビーカーを押している人が待っています。混雑して全員乗れそうもない場合、あなたはどのようにしますか？（○は1つまで）」



問6 あなたが乗っているバスに、ベビーカーを押している人が乗ろうとすると、あなたはどのように思いますか？（○は1つまで）



問9 日常生活の中で、様々な理由で困っている人を見かけたとき、あなたはどうしますか？（○は1つまで）

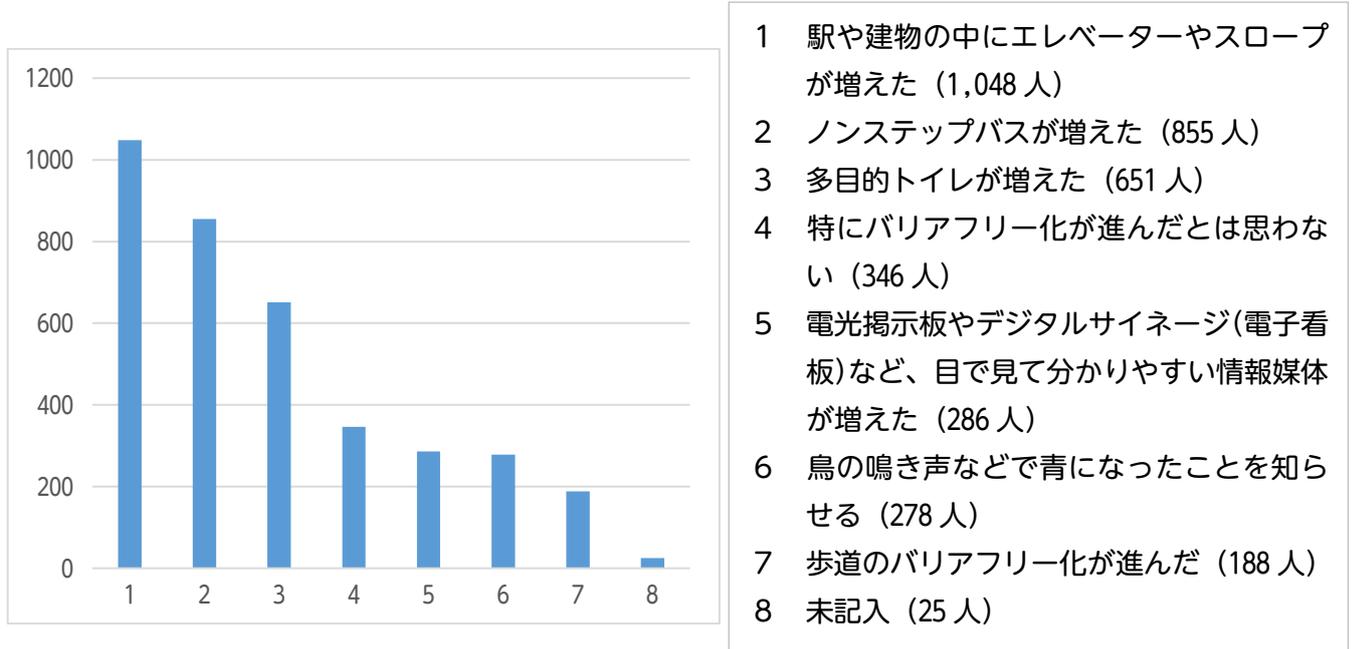


問9の結果から、困っている人を助けようと積極的に行動する人が一定数いることがわかります。一方で「自分から声はかけないが、頼まれれば手伝いをする」、「声をかけたいと思うが、特に何もしないことが多い」と答えた人が半数を超えています。

問3、問6、問9の結果から、困っている人を助けたいと思っている人が多くいるものの、積極的な行動を起こせない人も多いことがわかります。

積極的な行動を促すには、心理的なハードルを下げる必要があり、ボランティア活動などで経験や知識を習得する機会を作っていくことが有効であると考えられます。

問 11 5年前に比べて、まちの中のどのようなところでバリアフリーが進んできたと思いますか？（○はいくつでも）



駅や建物、ノンステップバスなどの公共交通機関のバリアフリー化が進んだという回答が多い結果となりました。一方で、歩道や信号機の音声案内等の歩行者が移動する経路上のバリアフリー化は進んでいると感じている人が少ないことがわかります。

また、デジタルサイネージ等の視覚によって情報を得られる媒体についても、普及が進んでいると感じている人は少ない傾向となりました。

オ テレ・ワークショップ

○実施概要

目的	福祉のまちづくりに関わる様々な立場の人が、生活の中で感じていることを話し合い、現状や課題、これからの方向性を考える。	
方法	We b会議ツールを使用	
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者などの障害当事者 ・福祉、バリアフリーに関連する活動を行っている個人や団体に所属する人 ・地域やまちづくり関係の活動をする人 など 	
参加人数	のべ43名	
実施日時 及びテーマ	第1回 令和2年5月13日 18時から19時30分まで テーマ「身近な福祉のまちづくりに関する意見交換」	6名参加
	第2回 令和2年6月5日 18時から20時まで テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について①」	11名参加
	第3回 令和2年6月12日 18時から20時まで テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について②」	18名参加
	第4回 令和2年9月28日 15時から16時30分まで テーマ「次期推進指針の広報、活用方法について」	8名参加

○主なご意見

「心のバリアフリー」について

- ・ハード整備は進む一方、心のバリアフリーはなかなか進んでいない。
- ・思いやりの心があっても、どう行動していいかわからない人も多い。
- ・行動につなげるには、座学だけでなく、楽しみながら体験できる場も必要である。
- ・心のバリアフリーとは、違いを認め合うことである。日本はモノカルチャーで、気づきにくい面もあるが、みんな違う。
- ・差別意識はなくても、相手に対する先入観や思い込みはあると思う。例えば、私は聴覚障害者だが、音楽が好きである。

「地域とのつながり」について

- ・地域のつながりが希薄になっている。
- ・地域の中で一緒に行動することで、お互いの関係性が育まれていく。
- ・障害者は、身近で支えてくれる人との関わりが多いが、例えば災害時の避難訓練などを一緒にやることを通じて、地域との双方向の関係づくりを進めるのもよい。

「情報」について

- ・多様な障害に対応した情報発信が必要である。
- ・視覚障害者＝点字と思われているが、点字を理解できる人は1～2割しかいない。
- ・外国人には「やさしい日本語」の方がわかりやすいこともある。
- ・聴覚障害者は、相手がマスクをすると口の動きが見えないので、何を話しているかわからなくなる。

「施設等のバリアフリー」について

- ・施設を整備する人に、ハードのバリアフリーの必要性に関する理解がなかなか広がらない。障害者にも目を向け、全ての利用者を想定した施設づくりを考えるべきである。
- ・家からバス停、駅まで、移動経路の整備が必要である。

「次期推進指針の広報、活用方法」について

- ・推進指針について学ぶ機会を、市民団体が主催するよう行政が仕向けるとよい。
- ・福祉のまちづくりを進めるメリットをアピールすることが大事である。例えば、観光面でいうと沖縄では高齢者や障害者の方がお金を使っているというデータもある。
- ・推進指針の内容は、技術職（土木、建築）や小学校から大学まで様々な学校にも伝えるようにした方がよい。

その他

- ・障害者権利条約の精神を次の推進指針に反映させるべきである。
- ・障害を恥ずかしいと思わず、自ら発信していくことも大事である。

(6) お問い合わせ先

○各区福祉保健課

身近な福祉のまちづくりの窓口です。

(令和 年 月現在)

区	住所	電話	F A X
青葉	青葉区市ケ尾町 31-4 青葉区役所 3階	978-2436	978-2419
旭	旭区鶴ヶ峰 1-4-12 旭区役所本館 3階	954-6143	953-7713
泉	泉区和泉中央北 5-1-1 泉区役所 3階	800-2433	800-2516
磯子	磯子区磯子 3-5-1 磯子区役所 4階	750-2442	750-2547
神奈川	神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区役所本館 3階	411-7135	316-7877
金沢	金沢区泥亀 2-9-1 金沢区役所 4階	788-7824	784-4600
港南	港南区港南 4-2-10 港南区役所 5階	847-8441	846-5981
港北	港北区大豆戸町 26-1 港北区役所 3階	540-2360	540-2368
栄	栄区桂町 303-19 栄区役所新館 3階	894-6963	895-1759
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町 190 瀬谷区役所 4階	367-5743	365-5718
都筑	都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区役所 2階	948-2344	948-2354
鶴見	鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区役所 2階	510-1826	510-1792
戸塚	戸塚区戸塚町 16-17 戸塚区総合庁舎 6階	866-8424	865-3963
中	中区日本大通 35 中区役所別館 4階	224-8330	224-8157
西	西区中央 1-5-10 西区役所 2階	320-8437	324-3703
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町 2-9 保土ヶ谷区役所本館 3階	334-6341	333-6309
緑	緑区寺山町 118 緑区役所 3階	930-2304	930-2355
南	南区浦舟町 2-33 南区総合庁舎 4階	341-1183	341-1189

○各区社会福祉協議会
福祉の身近な相談窓口です。

(令和 年 月現在)

区	住所	電話	FAX
青葉	青葉区市ケ尾町 1169-22 青葉区福祉保健活動拠点	972-8836	972-7519
旭	旭区鶴ヶ峰 1-6-35 「ぱれっと旭」内	392-1123	392-0222
泉	泉区和泉中央南 5-4-13 「泉区福祉保健活動拠点ふれあいホーム」内	802-2150	804-6042
磯子	磯子区磯子 3-1-41 磯子センター 5階	751-0739	751-8608
神奈川	神奈川区反町 1-8-4 「はーと友神奈川」内	311-2014	313-2420
金沢	金沢区泥亀 1-21-5 「いきいきセンター金沢」内	788-6080	784-9011
港南	港南区港南 4-2-8 3階 「港南区福祉保健活動拠点」内	841-0256	846-4117
港北	港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206	547-2324	531-9561
栄	栄区桂町 279-29 「栄区福祉保健活動拠点」内	894-8521	892-8974
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町 469 「せやまる・ふれあい館」内	361-2117	361-2328
都筑	都筑区荏田東 4-10-3 「港北ニュータウンまちづくり館」内	943-4058	943-1863
鶴見	鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声 2階	504-5619	504-5616
戸塚	戸塚区戸塚町 167-25 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点 1階	866-8434	862-5890
中	中区山下町 2 産業貿易センタービル 4階	681-6664	641-6078
西	西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3階	450-5005	451-3131
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3階	341-9876	334-5805
緑	緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 1階	931-2478	934-4355
南	南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8階	260-2510	251-3264

○市民協働推進センター

地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するために、様々な主体の交流・連携が生まれる対話と創造の場として総合相談窓口など各事業を展開し、市内における「協働」の取組を推進します。

電話：671-4732 FAX：223-2888

○各区市民活動支援センター

身近な地域における市民活動を支援するため、各区の市民活動支援センターがそれぞれ特色ある事業を実施しています。「市民協働推進センター」と連携を図りながら、地域に密着したきめ細かい支援を行います。

(令和 年 月現在)

区	住所	電話	F A X
青葉	青葉区市ケ尾町 31-4 青葉区役所 1階	978-3327	972-6311
旭	旭区鶴ヶ峰 2-82-1 ココロット鶴ヶ峰 4階	382-1000	382-1005
泉	泉区和泉中央北 5-1-1 泉区役所 1階	800-2393	800-2518
磯子	磯子区磯子 3-5-1 磯子区総合庁舎 7階	754-2390	759-4116
神奈川	神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎本館 5階	411-7089	323-2502
金沢	金沢区泥亀 2-9-1 金沢区役所 2階	788-7803	789-2147
港南	港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 5階	841-9361	841-9362
港北	港北区大豆戸町 26-1 港北区役所 4階	540-2246	540-2246
栄	栄区小菅ヶ谷 1-4-5 (横浜銀行本郷台支店 3階)	894-9900	894-9903
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2階	369-7081	366-4670
都筑	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2237	943-1349
鶴見	鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区役所 2階	510-1694	510-1716
戸塚	戸塚区川上町 91-1 モレラ東戸塚 3階	825-6773	825-6774
中	中区日本大通 35 中区役所別館	224-8138	224-8343
西	西区中央 1-5-10 西区役所 1階	620-6624	620-6624
保土ヶ谷	保土ヶ谷区星川 1-2-1	334-6306	339-5120
緑	緑区中山 4-36-20	938-0631	939-5401
南	南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 10階	232-9544	242-0897

○「横浜市福祉のまちづくり」に関するウェブサイト

過去の推進指針や市内のバリアフリー情報などをご覧ください。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/>

横浜市ホームページからの進み方

横浜市-市役所トップページ（総合案内）>暮らし・総合>福祉・介護>福祉のまちづくり

次期推進指針の素案に関する市民意見募集の結果について

「横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）素案」について、令和2年9月14日から令和2年10月13日まで意見募集をしたところ、132件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とそれらに対する本市の考え方についてまとめましたので、ご報告します。

また、132件のご意見のうち、素案へのご意見は58件で、そのうち原案へ反映するご意見は26件です。

なお、いただいたご意見については、本市で意見公募の対象となる事項について適宜要約するとともに、考え方をお示ししています。

1 全体

No.	内容	市の考え方
1	ふくまちガイドは、ハウツウものにしてはいけない。	表現に留意します。
2	表紙のキャラクター「くま」は今のデザインはまじめだ。もっと表情が豊かで、喜怒哀楽があったほうがいい。	イラスト等の検討時に参考とします。
3	「くま」がいろんなことをやらかす、失敗もするという内容で掲載できたらいい。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
4	全体としてカタカナ語が多いので減らした方がよい。	ご意見として承ります。
5	「災害と避難」について、風水害から「弱者層を守る」ルールを検討課題に挙げてほしい。	ご意見として承ります。
6	災害時の問題（妊産婦、子どもの避難等）についても載せてほしい。	「事例紹介」で言及します。
7	ビジョン、ポリシー、アクションには健常者の目線でのアンケートに基づく結論ではないかと感じた。特にアクションでは非健常者がどのように考え、困っているかとの視点が見受けられない。 例えば、視覚障害者が夜間は信号機の警報が無音になる事に不安を感じている。他の障害者もそれぞれ困っている事があると思うため、そのような視点があればと感じる。	コラム等の中で、当事者の困りごとについて掲載します。
8	日本語化していない英語のカタカナ表示は、極力日本語で表記すべきだと思います。	なじみの薄いカタカナ語は脚注等で説明します。
9	自然で適切な日本語表記にすべきだと思います。	表現に留意します。

No.	内容	市の考え方
10	弱者の方々に対するアクションとなっていますが、市民全員参加を目指すのであれば、逆に手助けするばかりでなく、例えばこれからの高齢社会にあたり、高齢者の方々自身が行動できるテーマ等があってもよいのではと思います。	誰もが社会参加し、担い手となりうるという双方向の視点で表現を修正します。
11	より多くの人に読みやすい字として、丸ゴシックではなくUDフォントを使用してほしい。	UDフォントに変更します。
12	「誰もが受け入れられる社会」は聞こえは良いが、受け入れる側と受け入れてもらう側に分かれてしまうように感じる。受け入れてもらうには、誰かの同意が重要となってしまう。同意あるなしに関わらず、多様な人がいて当たり前なので、読み手を受け入れる側だと感じさせるような表現は避けてほしい。	社会の多様性を踏まえた表現に修正します。
13	案全体を通して、「気づきましょう」というのは多くの人にとっては難しいと感じます。「気づいても動けない人」が第一歩を踏み出せるようにするため、気づいたらどうするのかという小さな一歩をより具体的に2、3つ例をあげて記載してほしいです。そのような人は、一度きっかけがあって動くことができれば、次からはより簡単に行動することができると思うからです。	「基礎知識」において、「アクション（行動）の具体例」をお示しします。
14	3ページの（3）横浜を取り巻く状況に在住外国人の増加をあげていますので、「ふくまちガイド」は、横浜市がすすめている「やさしい日本語」をできる限り使って作成していただきたい。	難しい漢字にはルビを振るなど、わかりやすくする工夫をします。
15	障害者や外国人に対する理解と社会構造のソフトとハード面で、公助・共助を充実する取り組みは現代社会には、大事なことですが、都市中心型の指針にならないように望みます。	ご意見として承ります。
16	非常に広範にわたる調査・検討に基づく「ふくまちガイド」の作成に感心と安心しました。	ご賛同いただきありがとうございます。福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。

No.	内容	市の考え方
17	<p>ソフト面（主に心の面・制度の面）でのバリアフリー人間それぞれの在るがままの多様性を受容し、その資質や形質に（障害者、認知症、LGBT、人権、高齢者等）に、一定の基準や価値観をもって線引きすることはしない。</p> <p>特に「正常者・健常者」と「そうでない者」という区分けは、差別意識の根源となる。「正常・健常」に区分けされるものにも様々な特質・能力の差があり、「そうでない者」にも様々な特質・能力差がある。</p> <p>従前の線引きを改め、それぞれがそなえる資質・形質を其々の特性・個性として捉え、個々の資質・形質を様々な視点から複眼的に把握し（スペック）、その内容に応じ必要となる支援・援助内容を検討する。</p>	<p>次期推進指針でも、お互いを尊重し、多様な立場、能力に応じて全員参加の社会をみんなで築いていくことの重要性を強調しています</p>

2 『ふくまちガイド』について（1ページ～5ページ）

No.	内容	市の考え方
18	<p>5ページの枠内に4番目の項目として、「○レビュー（見直し）」を追加する。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
19	<p>「横浜がめざすまち」の説明があちこちにあるので、「1『ふくまちガイド』について」の冒頭で、横浜市がめざす「福祉のまち」はどのようなまちかを、わかりやすく簡単なことばで示していただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
20	<p>1ページの「『誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか』について、考えるきっかけになれば幸いです。」の文に、「福祉のまちづくりに参加・行動する」を入れて、「『誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか』について考え、福祉のまちづくりに参加・行動するきっかけになれば幸いです。」としていただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

3 ビジョン（6ページ）

No.	内容	市の考え方
21	ビジョンの「インクルーシブ」は分かりづらいから絶対にやめた方がよい。	「インクルーシブ」はそのままとし、その意味を脚注で説明します。
22	「インクルーシブ」を「全員参加の」に修正する。8ページにそのように表記しています。	「インクルーシブ」はそのままとし、その意味を脚注で説明します。
23	ビジョンとしてのハード／ソフト一体化、市民参加型と言うのはとても良い視点だと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。

4 ポリシー全体（7ページ～9ページ）

No.	内容	市の考え方
24	9ページに「ポリシー5 ころのバリアフリーまで広げよう」を追加する。障害者全体に対して、相手の立場になり、互いに認め合うことにより、本人の要求を引き出す等の項目を並べる。	ご意見として承ります。
25	「ポリシー（理念）」を「ポリシー（政策、方針等）」、或いは、「フィロソフィー（理念）」に修正する。	ご意見として承ります。
26	7ページの1行目を「市・事業者・市民が自分のこととして考え、できることから一歩を～」に修正する。	ご意見として承ります。

5 ポリシー1（8ページ）

No.	内容	市の考え方
27	「みんな違ってあたりまえ」はいいが、「相手の価値観を否定しないように…」のようなネガティブな用語は使わないほうがいい。	ご意見として承ります。
28	「みんな違ってあたりまえ」を「違いを認め合う」に修正する。	ご意見として承ります。
29	「常に相手を知ろうとし、考える姿勢を持ち続けることが大事です」を「常に相手を知ろうとし、考え続ける姿勢が大事です」に修正する。	ご意見として承ります。
30	「お互いに尊重し合うことです」を「お互いに尊重し合うことにつながります」に修正する。	ご意見として承ります。
31	「相手の価値観を否定しないようにしましょう」を「相手の価値観を尊重するようにしましょう」に修正する。	ご意見として承ります。
32	3つ目の説明文について、社会への「貢献」を前提にしないでほしい。社会に関わりを持つことの中には、貢献できることもあれば助けてもらうこともある。様々な関わり方があることを含ませてほしい。	「貢献」に関する表現を削除しました。

6 ポリシー2（8ページ）

No.	内容	市の考え方
33	3つ目に「ユニバーサル」という表現が突然出てくることに違和感がある。	ご意見として承ります。
34	「ユニバーサル」を「普遍的な」に修正する。	1行下の一文で「ユニバーサル」の意味を説明しています。
35	2つ目の説明文について、「社会には様々な人がいることを理解していきます」を「社会には様々な人がいることが理解できます」に修正する。	ご意見として承ります。
36	「活動を通じて、様々な人の感じ方や考え方を自然に理解できます」の文章を「活動を通じて、様々な人がいることを理解できます」に変更してください。 (理由) ポリシー1に、「みんな違ってあたりまえ」とあります。違いがある状況で、「様々な人の感じ方や考え方を」を「自然に理解」することは無理だと思います。ただ、自身では「自然に理解」できない感じ方、考え方があることを知ること、で、「様々な人がいること」は理解できると思います。	ご意見として承ります。

7 ポリシー3（9ページ）

No.	内容	市の考え方
37	2つ目の説明文について、「また困っている人から発信することも大事です」を「また困っている人から発信させることも大事です」に修正する。	ご意見として承ります。

8 ポリシー4（9ページ）

No.	内容	市の考え方
38	もっともっとバリアフリー（狭い歩道、歩道上の凹凸をなくすこと）に賛成です。	ご賛同いただきありがとうございます。福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。
39	「アクセシビリティ」を「入手可能性、手に入れやすさ」に修正する。	「アクセシビリティ」はそのままとし、その意味を脚注で説明します。
40	「もっともっとバリアフリー」を「バリアフリーをさらに進める」に修正する。	ご意見として承ります。
41	2つ目の説明文について、「だれもが入手できるバリアフリーな情報が必要です」を「だれでもが入手できるバリアフリーの情報が必要です」に修正する。	ご意見として承ります。
42	3つ目の説明文について、「誰にとっても使いやすく便利な施設や製品・サービスにつながります」を「誰にとっても使いやすく便利な施設や製品・サービスを提供できます」に修正する。	ご意見として承ります。
43	「アクセシビリティ」の意味を指針に書いてください。	脚注で説明します。
44	ハード面（主に施設面）でのバリアフリー社会的弱者（高齢者・障害者等）が安心し、容易に気軽に外出出来るよう環境づくりを行う。	ポリシー4で、引き続きバリアフリー化を進めていくことの重要性を記述しています。
45	バリアフリー、ユニバーサルデザインが真に必要なのは、従前、力が入られてきた都市中心部、公共施設、商業施設、公共交通よりも、社会的弱者が日常住まう居住地域及びその道路であり、身近な公園、商店、集会所等への道筋である。そこにバリアがあれば、都心の公共・商業施設にも行き難くなる。	ポリシー4で、引き続きバリアフリー化を進めていくことの重要性を記述しています。

9 アクション (10 ページ～26 ページ)

No.	内容	市の考え方
46	基礎知識の中で、人に着目したものと特性に着目した表現がある(例:車いす使用者、認知症)。表現を揃えた方がよいのではないか。	多様な方の特性を紹介するパートですが、人に着目した表現にする必要がある項目もあるため、掲載順を整理しました。
47	「高齢者」、「認知症」、「子育て中の人」、「視覚障害」、「聴覚障害」とあり、人や障害(症状)の表現が混在しており、分かりにくくなっている。	多様な方の特性を紹介するパートですが、人に着目した表現にする必要がある項目もあるため、掲載順を整理しました。
48	「〇〇だから、〇〇してあげよう!」の時代ではない。状態、症状の用語だけにしたほうが意図は伝わりやすくなるのではないか。	ご意見として承ります。
49	アクションのところは、言葉だけでなく、イラストなどで示すと分かりやすくなるかもしれない。	イラストを追加します。
50	「〇〇しましょう」ではなく、「アクションを起こすために伝えるカード」として、組み合わせて使えると、ハードルが下がりアクションにつながるのではないか。	項目名を「アクション(行動)の具体例」に修正し、選択肢を例示していることがわかりやすい表現としました。
51	ひとりひとりのアクションにつながるヒントとして、様々な弱者の方々の情報を記載していますが、老若男女、大人も子どもも参加できるという意味では、ポイントを絞ったアクションテーマを掲げて市民が各々、そのうちのひとつに取り組んでみるというのよよいのではないかと思う。	ご意見として承ります。
52	「性的少数者」を指針に書くことに賛成です。 (理由) ・一人ひとりがアクションするときに、身近に性的少数者がいないという思い込みや、性的少数者への偏見があると、アクションがうまくいかない場合がある。 ・今まで性的少数者のことを考える時間や、考えるきっかけがなかった人たちが、指針を読むことで、様々な性のあり方などについて考えるきっかけになるかもしれない。	ご賛同いただきありがとうございます。福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。
53	10 ページ以降、「積極的に介助しましょう」は、介護に関わったことがない人からするとハードルが高い言葉に感じます。声をかけて、何をしてほしいか確認してから「お手伝い」(もしくはサポート)する、という伝え方にしてほしい。	行動しやすい例に修正しました。

No.	内容	市の考え方
54	<p>聴覚障害について、電車のアナウンスや緊急速報等の音声でしか流れないものの情報が取れず、逃げ遅れる場合があることを知ってもらい、その際の手段も具体的に示して声をかけられるようにしてほしい。</p> <p>その他の障害に関しても、日常のサポートと、非常時のサポートを織り交ぜて掲載してほしいです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
55	<p>エスカレーターは2列で乗る、歩くことを禁止する。ヒヤリングでも街頭インタビューでも回答の年齢者によって違いはある。現慣行の急傾斜の長い距離のエスカレーターは、もの凄く危険である（例：横須賀線の東京駅エスカレーター）。横浜市の福祉のまちづくりとして、若い年代層に協力をもとめ、誰にも安全な環境作りへ結論を出してください。</p>	<p>次期推進指針の中で、エスカレーターの安全利用に関する事例を紹介しています。</p>
56	<p>漢字文化圏の人からだと、日本語は漢字が多く使われているので、漢字を見ると親しくなんとなく意味が分かるようですが、意味によって読み方が違うので、やはりルビをつけてもらおうと嬉しいです。</p> <p>文章の場合は、漢字・カタカナ両方混じって使われているので、より混乱しやすくなります。なので、分かりにくい言葉や難しい言葉の後ろに括弧つきでやさしい日本語や図記号などを使ってもらえば幸いです。</p>	<p>難しい漢字にはルビを振るなどわかりやすくする工夫をします。</p>
57	<p>12ページの「外国人」の項目では、外国人が安心して自由に人間性豊かに生活できているかの検証をしっかりといただき、増加している在住外国人の目線で記述していただきたいです。そして具体的な「アクションへの第一歩」につないでください。</p> <p>※26ページの街頭インタビューの項目に、外国人が安心して自由に人間性豊かに生活できるための項目がないのが残念です。</p> <p>※18ページの事例に外国人が安心して自由に人間性豊かに生活できているかの検証と課題提起、そして課題解決のために何をしたらいいかを考え、行動することを掲載していただきたいです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

10 参考資料 (27 ページ～44 ページ)

No.	内容	市の考え方
58	街頭インタビュー、回数が少ないと思います。ヘルプマークよりマタニティマークの方が知名度は高いです。電車の広告、イベントなどで広く市民に知らしめる必要があると思います。	マークについては、「基礎知識」の中で紹介します。

11 その他

No.	内容	市の考え方
59	作っている側の思いが次にアクションする人に伝わるとよい。楽しんでやれるのがいい。「ふくまちアクション、やってみた！」として話題になるくらいがいい。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
60	「ふくまち」の名称について、「福祉のまちづくり」を凝縮したと思いますが、福祉を待っているようにもとられます。いまひとつ工夫が欲しいと思います。	ご意見として承ります。
61	福祉のまちづくりへの永年にわたる取組みが資料を拝見して分かりました。今回の素案にも今かかえる問題点なども理解しましたが、これらを横浜市に住む人々が問題意識を持って、自分達の暮らす町を住みやすい町にかえていこうという思いがなければ進んでいきません。「ふくまちガイド」という言葉もはじめて耳にしました。広報活動にも力を入れるといいと思いました。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
62	増加している在住外国人を包摂した福祉のまちづくりを、国際局やこども青少年局と連携して取り組んでいることを「ふくまちガイド」に示していただけたらありがたい。外国人の定住が進み、日本で出産し子育てしている外国人、高齢化した外国人、障害がある在住外国人も増えていきますので。 国際局：横浜市多文化共生まちづくり指針（平成 29 年）、令和元年度横浜市外国人意識調査 こども青少年局：横浜市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～6 年度）	ご意見として承ります。
63	キャラクターデザインについては多様な人たちがシンボルになっている要素を表現することが必要に思います。たとえば、2 匹のクマであれば障害や特徴のある者同士など。	ご意見として承ります。

12 参考意見

No.	内容	市の考え方
64	非常にわかりやすい書き方をされているので、とてもよかったです。	ご賛同いただきありがとうございます。福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。
65	皆が住みやすい、又は住みたい街にするというのが、考えの中にあるのであれば、福祉を充実すると同時に、魅力ある横浜を目指した計画が欲しいです。Vision が感じられません。もし福祉のまちづくりに力を注ぐのであれば、新しく出来た市庁舎の1階の開放されたフロアでイベントなどはどうでしょうか。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
66	在住外国人の地域社会への参画を促すために、外国人が地元の人と一緒に地域のボランティアに参加出来るような機会を作る。例えば、清掃、母国語を教える、祭り、商店街のイベントなどの手伝いなど。親近感が生まれれば、外国人は怖いというイメージを一掃させることにもつながる。	ご意見として承ります。
67	区役所の情報、日本語クラスの紹介、法律・行政相談、休日夜間急患に対応している病院の紹介など、これまでより更に詳しい多言語情報のメールを配信する。	ご意見として承ります。
68	現在、役所の日本語の情報がすべて多言語化されていない。全ての情報が外国人も母国語で読めるよう（申請書、申請の説明など）役所のウェブサイトを実践させる。	ご意見として承ります。
69	国際交流ラウンジ以外にも、来日してまもなく日本の生活に不慣れな外国人が気軽に立ち寄れる、日本在住が長い外国人、または外国語が出来る日本人ボランティアがサポート、相談が出来るカジュアルな場所を増設する。土日が好ましい。役所や国際交流ラウンジがサポート・ボランティアと一緒に企画、実施していく。	ご意見として承ります。
70	ポリシー4の情報のバリアフリーの着実な推進充実を5代目は意識して貰いたい。ポリシー1、2、3は言うまでもなく当たり前ですが、例えば社会を明るくする運動と同じで残念ながら永遠の問題だと思う。	コラム等を通じて、情報のバリアフリーに関する記述を充実させます。

No.	内容	市の考え方
71	2「一緒に活動する」3「まずはやってみる」とあります。でも、これを大人になってからやろうとしても、多くの市民に届けることは難しいと思います。これこそ、子ども時代からの積み重ねが重要になってくるはずです。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
72	10 ページにあるような「困っている様子の人に気づけるアンテナを身につけましょう」とは、一人ひとりが心の中に持っている優しい心に訴えかけないといけません、市としては具体的にどうしたいのでしょうか。どう働きかけるのでしょうか。	推進指針を通じて、読者が具体的な行動を起こせるようなきっかけを提供したいと考えています。
73	基礎知識の外国人の説明について。お薬手帳があります。このように横浜市の健康診断のアンケートや問診票をローマ字や多言語のものが欲しいです。更新の契約証、国勢調査の文字のサイズを大きくしてほしい。高齢化で読みにくいです。	ご意見として承ります。
74	漢字を使わない外国の人は、読むのも書くのも苦手です。申請書や申込書なども英語表記やルビを入れたりして、読みやすい書類にすると、だいぶ助かると思います。書き方の相談が漢字を使わない国の人の場合が多いです。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
75	図記号を使って、横に色んな言語を記入して、伝える方法が素晴らしいと思います。英語、中国語、タガログ、韓国語以外の言語も入れてくれると嬉しいです。自分の言語が大事だと感じられます。また、QRコードを使って説明が出てくるのも良いと思います。今はほとんどの方がスマートフォンを利用して生活していますので、便利だと思います。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
76	日本に暮らす外国人の数は年々増加しています。それに伴い、地域においての外国人からの相談を適切に行うことができる人材の育成や研修等の実施、そして日本語教育を担う人材の育成、具体的には外国人向けの日本語教師の資格整備をしていただきたいです。	ご意見として承ります。
77	大規模災害が発生した際には、外国人の安否確認を円滑にできるような体制作りが求められていると思います。	ご意見として承ります。

No.	内容	市の考え方
78	バリアフリーの施設（例えば駅のエレベーター）が増えてきたのは嬉しい限りです。しかしせっかく良い施設を作っても急ぐ健常者が勝手に利用する例を見かけます。障害者のために階段を利用しようとする心がけが欠けている人を見かけます。ソフトの面でも意識を高める必要を感じます。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
79	4ページ「バリアフリー施設の利用マナー」 バス・電車の優先席確保は有難いですが、最近は優先席に高校生等が座り障害者へ席を譲る気配すらありません。 学校教育では、小学校は『障害者への保護教育』はするのですが、中学・高校でも再度、時間を掛けての障害者への保護教育をお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
80	健康福祉局だけでなく他局や教育委員会などを含めて全市的に粘り強く取り組んで頂きたい。個人的には教育との協働が不可欠と考える。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
81	地域活動と福祉のまちづくりの関係はどんなものか。	地域の防災訓練やボランティア活動等、地域活動と福祉のまちづくりには密接な関係があります。
82	作成後の指針について、どのように展開していくのか。特に子供向けへの啓発も重要だと思う。	子供向けへの啓発を含め、今後検討していきます。
83	市役所内部（建築、道路など）への周知も頑張してほしい。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
84	行政サービスを受けるのがどれも有料であり、また地域により格差を感じる。	ご意見として承ります。
85	車いすだけでなく、ベビーカーや手押し車の利用者のためにも、バリアフリーをより充実させてほしい。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
86	外国人がサービスを利用しやすいシステムが必要である。	ご意見として承ります。
87	エスカレーターでベビーカーを利用する人を見かけなくなり、エレベーターが使いやすくなっていると思う。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
88	エスカレーターは両側を使ってよいとしてもらわないと、怪我すると思う。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
89	大きな駅はバリアフリーが進み、横浜やみなとみらい地区はすばらしいが、自分が住んでいる菊名は、80歳の母にとってとても使いづらそう。もっとだれでも住みやすくなるといい。	ご意見として承ります。

No.	内容	市の考え方
90	港北区は子育てもしやすいが、娘の中学の学区の新横浜に近い地区には、貧困家庭もある。また教育熱心な家庭が多いだけに、コロナの影響か子どもに辛くあたっている家庭もあると聞く。	ご意見として承ります。
91	大好きな港町ヨコハマをもっとよいふくまちにしよう。	福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。
92	是非ともこれを、一般市民に対してもそうですが、市内の当事者の方々へも届け、内容を双方で理解する活動が必要だと感じました。ともすると「社会モデル」の考え方が、当事者の中で浸透していないことも多々あるので、それぞれ個人としての相互理解が重要であることを、ともに学ぶ機会が増えるとよいなと思いました。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
93	子どもの教育の部分が重要だと感じます。これこそが、自治体として手始めとしてできるアクションではないでしょうか。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
94	今、小学校・中学校現場の先生方は、コロナ対応も含め、非常に大変な状況にあります。そんな中でも、少しでも子どもたちにリアルな体験をさせたいと思い、苦勞されているのですが、結局「有効な情報がどこにあるのか」がわからないため右往左往されています。現状は、先生個人の力量に任されていて、有益な情報がある先生とそうでない先生で、まったく教育の内容と質が違っている状況です。この現状は非常にもったいなく感じています。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
95	こんなにすばらしい「ふくまちガイド」があるのですから、教育現場でも共有し、横浜市内の当事者の方々の活動情報を集約し、今回のガイド作成の委員の方々のネットワークから始められると思います。学校や社協さんからの問い合わせや授業の申請を一元管理できるセンターがあれば、格段にこのガイドで目指しているまちづくりに進めると感じます。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
96	横浜市内の障害関係の団体や個人、組織等をつなぐハブになるようなセンターを作り、その方々が活躍できる場を作っていきたいです。	ご意見として承ります。

No.	内容	市の考え方
97	インクルーシブ・ダイバーシティ情報センターのようなイメージで、横浜SDGsデザインセンターとも連携をして、企業研修などのコーディネートも実施できると考えます。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
98	身近な公園でのルールが多すぎて、子どもが外で遊ぶ機会が減っている。	ご意見として承ります。
99	福祉プロジェクトを住民創発しても、縦割り行政により情報の広がりがなく、サービスが無い。行政側のサービスメニューと住民創発の内容に壁がある。	ご意見として承ります。
100	(差別的な表現が含まれているため、記載していません)	—
101	人間が輝くには自分が役に立っている必要とされていると実感できる場所が必要だと思います。 その場所が多くなればなるほど、誰もが生活しやすいまちになっていくと思いますし企業としてそういう場の創出を多く作れるよう努力をして参りたいと思います。	ご意見として承ります。
102	<p>高齢者へ理解を 活動の三大目標（健康・友愛・奉仕）として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康をすすめる運動 ・住宅福祉を支える友愛活動 ・社会奉仕の活動 <p>活動（行動）の全体像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活を豊かにする、楽しい活動 ・地域を豊かにする、社会活動 <p>メインテーマ「のばそう！健康寿命！担おう！地域づくりを」</p> <p>「健康寿命」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命をのばし、自立した生活、生き甲斐ある生活の実現を目指します。 ・仲間や地域の高齢者とともに継続的な健康活動に取り組みます。 <p>「地域づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代や関係団体と連携し、安心・安全の住みよい地域づくりを目指します。 ・元気高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくり・機会づくりを広げます。 	ご意見として承ります。

No.	内容	市の考え方
103	<p>高齢者が自助・共助で行動 元気な高齢者が、高齢者を『見守り支え合い』行動で、寝たきりゼロを目指しています。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
104	<p>ガイド策定の仕組みについて、5年ごとの改定検討の機会に加えて、随時意見やアイデアを気づいた時にすぐ反映、もしくはプールできるような方法を見直してはどうでしょうか。建築物などハード面を検討する場合5年の中でニーズを随時把握し、日々のライフに関わる意識、知識、方法など忘れないうちにアップデート、オンラインで密に周知もしていく必要があると感じます。</p>	<p>いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
105	<p>「パラスポーツの街づくり」の提案 令和7年度までの5年間のなかで東京、北京（冬季）、パリでのパラリンピックがあり、横浜でも毎年のパラトライアスロンなど世界と地域の接点のある障害者の国際スポーツイベントが開催されます。この機会を活用した地域のパラスポーツムーブメントをもたらすことができたなら「パラスポーツの街づくり」を提案します。アート面でのパラトリエンナーレとともに、福祉のまちづくりにおける心身、文化の成長を促す役割を担うと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
106	<p>今回の素案作りに際しては、沢山の当事者、保護者そして支援者の意見に耳を傾けて下さり作られたと伺いました。当事者たちの声が多くの方に届くことを願っています。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。</p>
107	<p>日本では普通であることが求められ、優秀すぎても、できなさ過ぎても排除されてしまう社会のように感じる。 この社会にはびこっている「迷惑をかけてはいけない」という風潮から変えていかなくてはいけないのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
108	<p>福祉を弱者のためだけのものとして、捉えている人が多いと思います。けれど人が生きていく上で、福祉は欠かせないものだと思います。</p>	<p>いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
109	<p>横浜市の福祉のまちづくりを本気で進めようとするのならば、福祉と教育がしっかりと連携し子どもたちに多様な学びを保障していくほかないのではないのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	内容	市の考え方
110	全く同じ人間はおらず、誰もが少数派なはずだが、多数派になろうと頑張っている人が多い。少数派の部分（自分らしさ）が活かされる社会になって欲しいと思う。	ご意見として承ります。
111	障害をもつ息子本人が希望する学校に進学できるまちなにしてほしい。	ご意見として承ります。
112	一括りに障害といってもそれぞれが抱える困難はとても様々なので、福祉のまちづくりの視点においても色々な困難があることを、障害あるなし関係なく共に考え行動できる機会（共通のテーマである防災などはきっかけの一つになりうる）が増えたら良いのではと思います。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
113	子育て・高齢の問題はもちろん大切ですが、少数意見や想いを言いやすい空気が地域にあると大変ありがたいと感じています。議論や多数決による解決ではどうしてもそういったマイナーな意見や想いは後回しにされたり、否決されたりされて残念です。	ご意見として承ります。
114	仮に障害や生きづらさなどの困難があったとしても、その前に一人の色々な考え方や趣味・志向・強みだってあって当然。障害などはあくまで一部であって、障害者・健常者という言葉を使ってしまうと、かえって心理的な隔たりを感じてしまうのではないかと思う。良い意味で特別な人ではなく、他の方と同じように一人の市民であるという感覚を、もっと自然に持てたら良いのでは無いか。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
115	困難の中には、コミュニケーションやこだわりの強さがあることで、どうしても周りや社会に馴染めず、地域での活動が限定的になってしまうことがあると感じています。自分自身まだ悩みと葛藤の毎日なのですが、例え他者を尊重していても、場の流れや空気に同調し、折り合いをつけて行くことが難しい方もいると思います。何でもこういうものだと型にはめすぎずにもう少し柔軟さを大切にすることで、お互いにもう少し折り合いをつけられたら良いのではないかと思います。	ご意見として承ります。

No.	内容	市の考え方
116	生きづらさは本当にさまざまと思うのですが、特に目に見えづらい困難もあるという認識がもう少し広まるとありがたいです。統一感がなく煩い看板だらけの街やピリピリした空気、知らない人だらけの空間にいななければいけない苦痛、大きな声でなくてもベラベラと喋っている人が近くにいるだけで息苦しいなどといった、程度の問題とされて見過ごされがちな困難もあることも、頭の片隅で良いので知っていて欲しいです。	ご意見として承ります。
117	エスカレーターに関してはもっとシンプルに、歩ける人は階段を使う方がカッコいい・お得というような空気を演出できれば、結果的に真に必要な方が不自由なく使えることに繋がるのではないかと思います。	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
118	情報発信には費用が嵩みます、政府のデジタル化への補助金等があれば対象事業に認定をお願い出来ればと思います。	ご意見として承ります。
119	横浜のために私ができることは是非とも取り組んでまいりたいと、今回のガイドを拝見し、更に強くそのように感じました。本当にご苦労様でございます。	ご賛同いただきありがとうございます。福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。
120	沢山の団体のあふれる思いを、読む側が負担にならない程度に収めて書き込むのは大変難しいですね。完成したら、関わっている居場所にも置きたいと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。
121	福祉のまちづくりについて、峰岡町3丁目も常盤台地区も平地が少なく丘の上地区に当り陸の孤島といわれている地区です。高齢者が増えて足腰が悪くなり一番辛いのは買物だそうです。行きは良いが帰りは買い物で重いのでタクシーで帰る方が多いです。近くのスーパーがあれば良いですが、無いので買物が辛いそうです。昭和40年代頃ありました引売（車で食料品）を乗せて売りに行く、現在では人件費が掛って無理かもしれませんが、そういうことが出来れば解消すると思うのです。	ご意見として承ります。
122	高齢者の居場所、たまり場施設の建設を要望します。これからは老々世帯、または高齢者の一人住が多くなるのが目に見えています。こういう人達がいつでも自由に入出入りし、会話のできる話室、カラオケ室、囲碁、将棋、図書館を備えた施設を要望します。	ご意見として承ります。

No.	内容	市の考え方
123	62 系統バスの乗り場、降り場について、終日千丸台集会場に変更してほしいです。	ご意見として承ります。
124	既存の障害者手帳やヘルプマーク等では、必要な支援・援助内容は第三者には判りにくい為、内容が判りやすく伝わりやすい仕組みと制度にする。例えば被援助者が求める援助内容を、マークや色別表示した「カード」として携帯し、その周辺の者へ知らせる、若しくはスマホ等の媒体で伝達できるようになるなど。	ご意見として承ります。
125	歩道と道路が分離され、且つ歩道が狭い場所で歩車道境界に段差があり、車乗り入れの切り下げがある場合、車いすが不安定で通行に大きな支障がある。歩道と車道との段差を無くすか、最小限の高さに止め、車乗り入れの為の歩道切り下げを基本的に見直す。	ご意見として承ります。
126	歩車道分離している既存道路で、車道の幅員確保を優先した結果、歩道が狭く車いすの通行が難しい所が多々見受けられる。歩道幅員は車いすがすれ違える幅を最小限幅とし、車道の幅員確保を優先しない。	ご意見として承ります。
127	幅員の狭い道路で歩車道の分離ができない場合、道路表層材をアスファルトではなく、石敷やインターロッキング等凹凸のあるものとし、歩行者兼用通路として車がスピードを出しにくくする。雨天時、積雪時の高齢者他の転倒防止にもなり、景観美化、埋没物の交換にも有用である。	ご意見として承ります。
128	電柱電線が、景観のみならず歩行者及び車いす通行を妨害している。電柱設置は電力会社に行動以外の私有地を借りさせ、公園以外に建てさせるか、高額の公道空間使用料を課して地中埋没を推進する。	ご意見として承ります。
129	歩道には休憩場所がほとんどない。休憩場所があることで高齢者が気軽に外出しやすくなり、体力の低下を防ぎ、ひいては介護支出の増加を防ぐ。歩行者が多い場所には休憩用ベンチを一定間隔で設けたい。	ご意見として承ります。

No.	内容	市の考え方
130	<p>バス停留所付近を中心とした歩道のバリアフリー化に向けた整備促進を希望する。横浜市発行の「敬老特別乗車証」の発行により高齢者のバス移動が著しい、健康増進にも連動している。私が利用する 25 系統は保土ヶ谷区桜ヶ丘学園通りを走行している地域は高齢者も多く、学生の利用者が多い。また、車の交通量が著しい、このような環境下でのバス停留所が歩道に則した位置に設定されているか設定されていないと、危険個所のバス停留所ある。またバス利用の歩道はバリアフリー化に整備してほしい。25 系統の桜ヶ丘岩崎中学校前付近から桜高等学校周辺まで危険なバス停と歩道のない箇所がある。学童、高齢者、障害者に優しいバリアフリー化の歩道整備促進を計画いただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
131	<p>いつも横浜市の福祉充実のためにご尽力いただきましてありがとうございます。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。</p>
132	<p>誰もが「生きていてよかった」「横浜に住んでよかった」そんな風に思える街になっていくよう今後ともご尽力下さいますようお願い申し上げます。</p>	<p>福祉のまちづくりのさらなる充実を目指し、取り組んでまいります。</p>

横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則の一部改正について（建築物）

1 公立小学校等の特別特定建築物への追加に伴う改正について

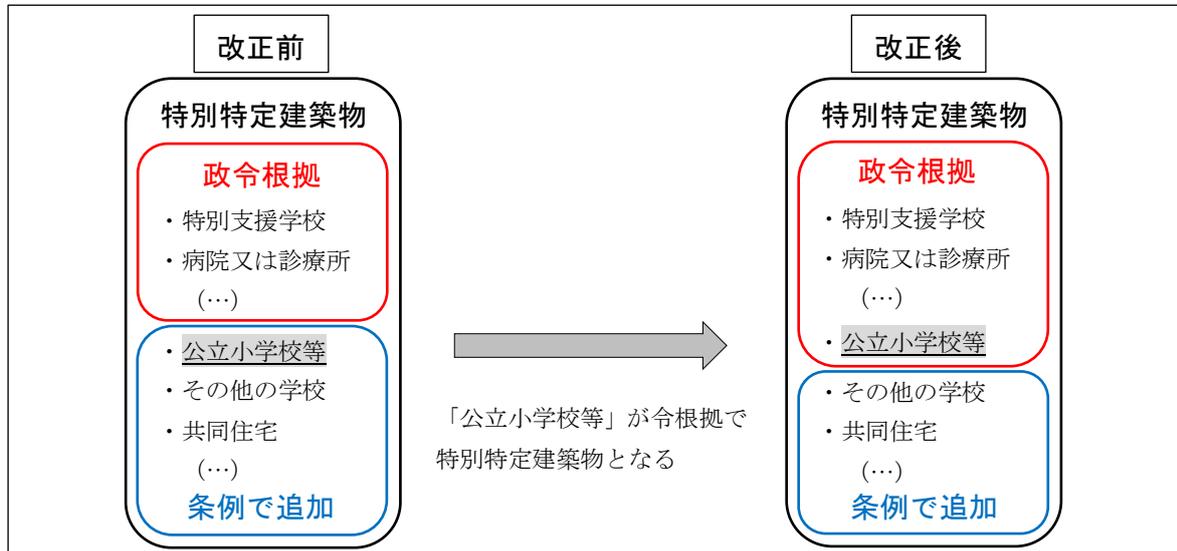
(1) 改正概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）の一部改正及びこれに伴う同法施行令（以下「政令」といいます。）の一部改正により、バリアフリー法に基づく制限の適用を受ける建築物（以下「特別特定建築物」といいます。）に公立小学校等^{*}が追加されました。【参考 1】

本市においては、以前から条例の規定により、全ての学校を特別特定建築物に追加していたことから、政令の改正の前後で公立小学校等に適用する規定が変わらないように機械的に改正を行います。

改正の前後で制限内容に変更はありません。

^{*}小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの



(2) 施行日

令和 3 年 4 月 1 日（政令の施行日と同日）

2 小規模建築物に対する基準の緩和に伴う対応について

(1) 概要

これまで特別特定建築物の対象規模を条例で引き下げた場合には、その規模によらず、政令で定める基準の全てが適用されることとなっていました。

今回、1 の改正とは別に政令の改正があり、500 m²未満の特別特定建築物については、政令で定める基準のうち経路に係る基準のみ適用することとなり、その他の基準を追加する場合には条例で定めることとされました。【参考 2】

これに伴う条例・規則の改正の方向性について、専門委員会で議論させていただき、委員会での議論を踏まえ、次回の推進会議で改めて議題としてあげさせていただきます。

(2) 検討スケジュール

令和 3 年 2 月	専門委員会
5 月	専門委員会
6 月	推進会議
10 月 1 日	施行（政令の施行日と同日）

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案 ＜予算関連法律案＞

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

①公共交通事業者等における課題

例1) 車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。
例2) 交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)



○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

②国民における課題

例) 車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。



○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※1を受け、**市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要**

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

法案の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対する**ソフト基準※適合義務**の創設(※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の**移動等円滑化に関する協議への応諾義務**を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「**車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進**」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「**上記施設の適正な利用の推進**」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「**心のバリアフリー**」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「**教育啓発特定事業**」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、**作成経費を補助**(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

【目標・効果】共生社会の実現に向け、高齢者、障害者等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備

《KPI》・「心のバリアフリー」の認知度: 約24%(2019年度)→約75%(2030年度)

・国土交通省「トイレ利用マナーキャンペーン」の参加団体数: 約1,700(2019年度)→約2,000(2025年度)

令和 2 年 1 2 月 4 日
住宅局 建築指導課

小規模建築物に対応した建築物バリアフリー基準を整備します

～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令」を閣議決定～

地方公共団体がより柔軟に条例による規模引き下げを行うことができるよう、特に小規模となる 500 ㎡未満の規模を設定した場合に、その規模に見合った建築物移動等円滑化基準（いわゆる建築物バリアフリー基準）に見直す「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日、閣議決定されました。

1. 背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により、特別特定建築物の政令で定める規模（2000 ㎡）以上の建築をしようとするときは、当該特別特定建築物を、政令で定める建築物バリアフリー基準に適合させなければならないとされています。加えて、同条第 3 項の規定により、地方公共団体は、条例で適合義務の対象規模を引き下げ、又は建築物バリアフリー基準に必要な事項を付加することができます。

現行の建築物バリアフリー基準は 2000 ㎡以上の大規模の建築物を想定して定めているため、小規模の建築物に当てはめた場合に建築主等にとって過度に負担の生じるものとなる場合も考えられ、条例制定が進まない一因となっています。このため、地方公共団体がより柔軟に条例による規模引下げを行うことができるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）について、所要の改正を行います。

2. 概要

（1）条例対象小規模特別特定建築物についての建築物バリアフリー基準（新設）

法第 14 条第 3 項の規定により地方公共団体が条例で適合義務の対象となる建築の規模を 500 ㎡未満で定めた場合における 500 ㎡未満の特別特定建築物について、政令においては、

- ・道等から高齢者、障害者等が利用する居室までの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とし、当該経路を構成する出入口、廊下、傾斜路、エレベーター、敷地内通路等をバリアフリー化すること
 - ・移動等円滑化経路を構成する廊下等、傾斜路及び敷地内通路の幅を 90 cm 以上とすること
 - ・バリアフリー化の措置が取られたエレベーター等にはその旨の標識を設けること
- 等を定めます。

※これら以外の基準については、地方公共団体が規模等を勘案して条例で設定することができます。

（2）その他

その他所要の改正を行います。

3. スケジュール

閣議決定	令和2年12月4日(金)
公布	令和2年12月9日(水)
施行	令和3年10月1日(金)

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 渡邊、山田

代表：03-5253-8111 (内線：39515、39538)

直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630

専門委員会における検討状況について（建築物）

1 概要

平成 24 年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなっています。ついては、運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」といいます。）の一部改正及び施設整備マニュアル[建築物編]（以下「建築物マニュアル」といいます。）の一部改正を行います。

2 検討方法

推進会議の下部組織として専門委員会を設置し、検討しています。

3 専門委員会の開催状況

(1) 令和元年度第 4 回

令和 2 年 2 月 27 日（木） ※書面開催

検討内容：敷地内の通路、駐車場、廊下等、便所、ホテル又は旅館の客室
マニュアル改正案

(2) 令和 2 年度第 2 回

令和 2 年 11 月 6 日（金） 15:00～17:15

検討内容：階段、エレベーター等
マニュアル改正案

4 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年度

2 月頃 令和 2 年度第 3 回 専門委員会

令和 3 年度

6 月頃 第 47 回推進会議

検討内容：改正整備基準 素案

7 月頃 意見公募（整備基準）

9 月頃 意見公募（建築物マニュアル）

10 月頃 改正整備基準 公布

12 月頃 改正整備基準 施行

改正建築物マニュアル 発行

【参考】専門委員会での検討状況

項目	規則改正概要	規則改正	マニュアル改正	専門委員会		
				R元 2月	R2 11月	R2 2月
①移動等円滑化経路	—		○			●
②敷地内通路	凹凸のない仕上げ【明確化】、段の手すりの端部【明確化】、手すりの形状【明確化】	○	○	●		
③駐車場	機械式駐車場【明確化】	○	○	●	◎	
④出入口	—		○	●		
⑤廊下等	風営法入店禁止施設の子育て設備【緩和・適正化】、凹凸のない仕上げ【明確化】	○	○	●		
⑥階段	エレベーター設置による緩和【強化・明確化】	○	○		●	◎
⑦傾斜路	—		○		●	
⑧EV等	視覚障害者用設備【強化】、出入口の幅【緩和】	○	○		●	
⑨便所	便所の出入口幅【緩和】、乳幼児用便所の適用除外【緩和】、男子用便器のみの便房【緩和】	○	○	●		
⑩浴室等	—		○			●
⑪ホテル又は旅館の客室	車いす利用者用客室内の便所【明確化】	○	○	●		
⑫客席・舞台	車いす利用者用客席までの経路【明確化】	○	○			●
⑬標識	—		○			●
⑭案内設備	—		○		●	
⑮案内設備までの経路	—		○		●	
⑯視覚設備	—		○		●	
⑰聴覚設備	—		○		●	
⑱誘導設備等	—		○		●	
⑲付帯設備			○			●
⑳乳幼児用設備			○			●
㉑誘導用ブロック			○			●
共同住宅	第1回・第2回の改正内容を反映	○	○			●
表示板	全面改正【強化・明確化】	○	○			●
増築・用途変更	※政令改正への対応を含めて検討中	—	—			●

●検討又は検討予定、◎継続検討

○スケジュール(予定)

	令和元年度		令和2年度					令和3年度										
	2月	11月	12月	...	2月	...	4月	5月	6月	...	10月	...	12月			
公立小学校等の特別特定建築物への追加に伴う改正について ＜条例改正＞					今回 推進会議				★施行									
小規模建築物に対する基準の緩和に伴う対応について ＜条例改正＞							専門委員会				専門委員会	推進会議		★施行				
運用改善を目的とした改正の検討について ＜規則改正及び施設整備マニュアル改正＞	専門委員会			専門委員会			専門委員会					推進会議				★施行		

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（公共交通機関の施設）

1 概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正及びこれに伴う移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（以下「省令」といいます。）の一部改正により、新たに「旅客特定車両停留施設」のバリアフリー基準が規定されます。

旅客特定車両停留施設…

交通混雑の緩和を目的とした、バス等の事業者専用の停留施設。令和2年5月の道路法改正により、道路附属物として新たに位置付けられたもの。

これに伴い、新たな国基準と整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に定めるバスターミナル等の整備基準を改正します。

○バスターミナル・バス停留所に関する整備基準比較

	バスターミナル	道路敷地内にある バスターミナルに 類する施設	バス停留所
国 【敷地別の基準】	交通	新設	道路
横浜市 【用途別の基準】	交通		

2 改正内容

(1) 整備基準の対象となる区分として明記

横浜市の整備基準としては、既に対象として含まれていますが、法令上の位置づけが明確化されたため、表記をそろえます。

(2) 旅客特定車両停留施設に係る整備基準の一部強化

今回新たに規定される国の整備基準の中には、従前の横浜市の整備基準より一部上回るものがあります。国基準は「旅客特定車両停留施設」についてのみ適用されることから、横浜市としても同様の適用範囲とした上で整備基準を強化し、省令で求める基準と同等とします。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月～3月 改正省令の公布

令和3年4月1日 改正省令、改正施行規則 施行

専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）

1 趣旨

国土交通省は、平成30年3月にバリアフリー法（※1）に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」（以下「ガイドライン」といいます。）を改正しました。

新たな交通バリアフリー基準及びガイドラインと整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「本市基準」といいます。）及び整備基準を解説する「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[公共交通機関の施設編]」（以下「マニュアル」といいます。）を見直すこととなりました。

改正した本市基準は、既に令和2年4月に公布していますが、このたび、マニュアルの改正案がまとまりましたのでご報告します。

2 検討の経過

第42回推進会議（平成30年8月）において、専門委員会で本市交通基準及びマニュアルの改正について検討することが承認されました。これを受け、平成30年12月から検討を開始しました。

年度	月	推進会議	専門委員会	その他の動き
H30	8	第42回 専門委員会における 基準の検討を承認		
	12		第3回 本市基準の改正案検討①	
	2		第4回 本市基準の改正案検討②	
H31 ・ R1	4		第1回 本市基準の改正案検討③	
	6	第43回 検討状況報告		
	8		第3回 本市基準の改正案検討④	
	11	第44回 本市基準改正案素案承認		
	12			市民意見公募 本市基準改正案
	1			
	2		第4回 作業部会における マニュアルの検討を決定	
R2	4			改正規則公布
	5		第1回作業部会 マニュアルの改正案検討①	
	6		第2回作業部会 マニュアルの改正案検討②	
	7		意見照会(随時) マニュアルの 改正案について	
	8			第3回作業部会 マニュアルの改正案検討③
	9	第45回 検討状況報告		
	10	意見照会 マニュアル改正案について	第1回 マニュアル改正案に ついて	
	11			市民意見公募 マニュアル改正案
	12	第46回 検討状況報告		

3 改正概要

(1) 本市基準

ア 移動等円滑化された経路

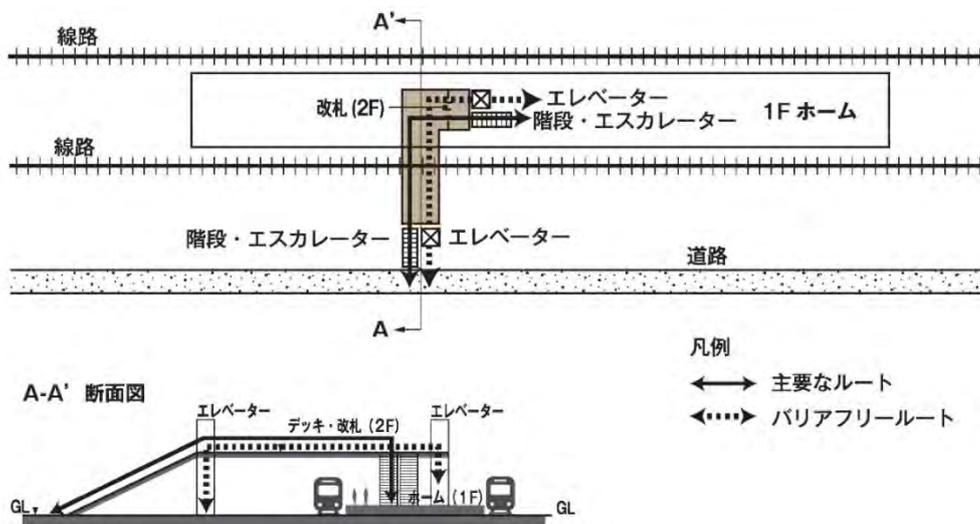
(ア) 移動等円滑化された経路（バリアフリールート）の整備

a バリアフリールートに関する整備基準の項目を追加（規則別表第8、第9）

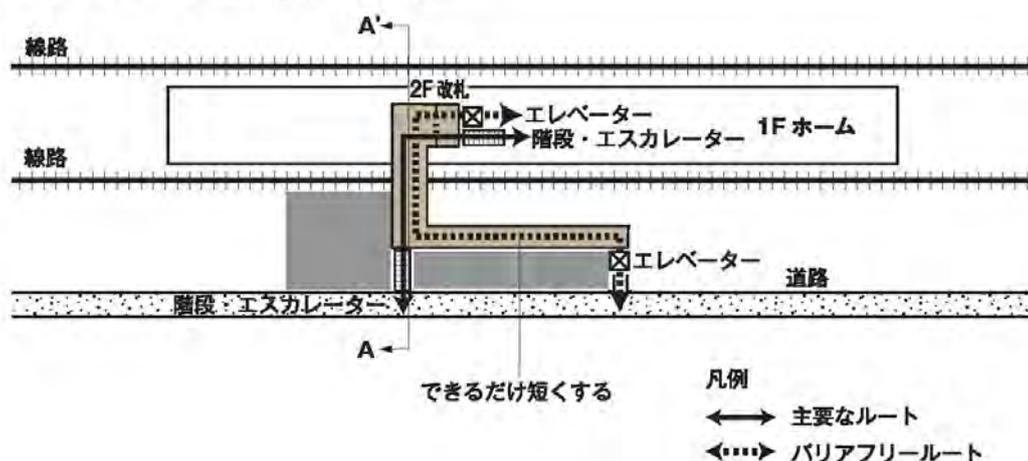
- ・個別の整備項目（出入口、通路など）に分散していたバリアフリールートの考え方を、公共用通路（鉄道駅の出入口）から車両等の乗降口までの一連のルートの整備によって構成されることがわかるよう、明文化しました。

b 主要なルートとバリアフリールートが異なる場合の整備基準 ①

- ・主要なルートとバリアフリールートが異なる場合、長さの差をできる限り小さくすることを基準化しました。



バリアフリールートの方が距離が長い例



c 主要なルートと移動等円滑化されたルートが異なる場合の整備基準 ②

- ・事前協議の際、長さの差をできる限り小さくしたルートであることを、書面により説明することを基準化しました。

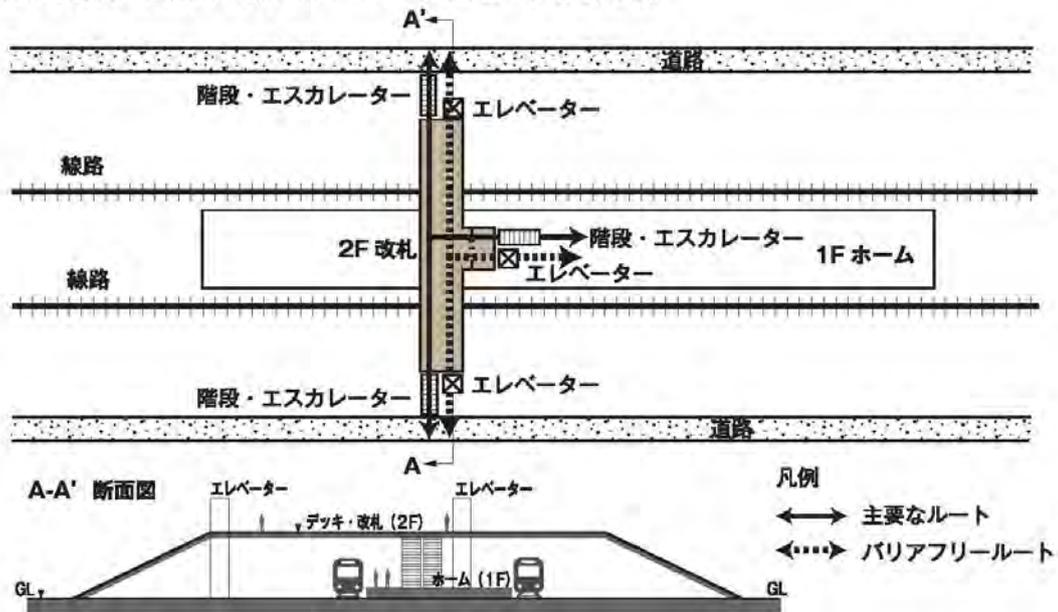
（「できる限り」の定義が曖昧で個別性が高く、駅ごとに丁寧に判断する必要があるため、図面等を用いて説明を求めることを基準化）

(イ) バリアフリールート の複数整備

- a 線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある駅の整備基準 ① (原則として全ての駅)
- ・線路、水路等を挟んで出入口がある場合、その各側にそれぞれバリアフリールート を設けることを基準化しました。

(対象となる駅は、線路・水路等を挟んだ各側に出入口を有する全ての鉄軌道駅)

線路の両側に出入口 (改札口1つ・出入口2つ) がある例



- b 線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある駅の整備基準 ② (例外規定)
- ・駅の規模、出入口の設置状況や、駅の利用の状況等を勘案して利便を著しく阻害しない場合は、上記の規定の対象外とすることを基準化しました。

(ウ) 乗り継ぎルートのバリアフリー化

- a 同一事業者間の乗り継ぎルートのバリアフリー化
- ・同一事業者間の乗り継ぎルートの1以上をバリアフリー化することを基準化しました。
- b 主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合の整備基準 ①
- ・主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合には、長さの差をできる限り小さくすることを基準化しました。
- c 主たる乗り継ぎルートとバリアフリー化された乗り継ぎルートが異なる場合の整備基準 ②
- ・長さの差をできる限り小さくしたルートであることを、事前協議の際に書面による説明を求めることとしました。

利用の状況を考慮した台数、大きさ

鉄道駅等の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを基準化しました。

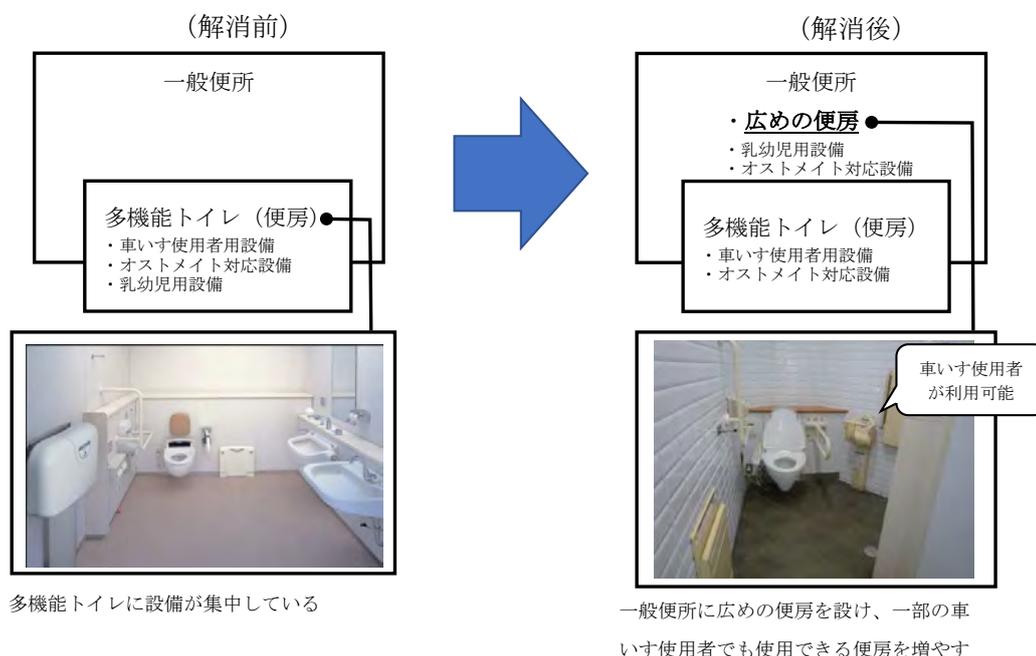
ウ 便所

(ア) 構成の変更

a 整備基準の構成の変更 ①

・多機能トイレへの利用者集中を解消するため、多機能トイレを想定した現行整備基準の構成から、多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応することが可能な構成に変更しました。

利用者の集中を解消する整備例（配置イメージ）



b 整備基準の構成の変更 ②

・便所全体に関する整備基準が2つの項目に分かれて規定されているなど、参照すべき条文がわかりにくかったため、機能毎に整備基準の構成を組み替えました。

(本市建築物整備基準と同様)

(イ) 乳幼児連れ用設備等の基準化
<p>a 乳幼児連れ用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児連れ用設備（おむつ交換台、ベビーチェア）の設置及び設置場所を新たに基準化しました。 ・おむつ交換台は、1以上の便所（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ1以上）において設置することを基準化しました。（設置場所は便房内に限定しない規定としました）
<p>b 乳幼児連れ用設備の案内表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児連れ用設備を設けた便所及び便房出入口の案内表示を、新たに基準化しました。
<p>c 専用水栓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用水栓を1以上設置することを基準化しました。
<p>d 視覚障害者に対する案内（音・点字等による案内）設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者にわかるように、便所の男女別及び構造を音や点字等の方法で示す設備の設置を基準化しました。

エ 案内表示

項目名の変更
整備基準の項目の表記を「案内標示」から「案内表示」に変更しました。

(2) マニュアル

ア 全体に関する内容

構成、要素の見直し・追加
<p>(ア) レイアウトの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準に対応する参考図と解説が分かりやすいレイアウトにします。
<p>(イ) 図・解説の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正した基準に合わせ、図・解説を修正・追加します。
<p>(ウ) コラム・利用者の声の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備をする際の参考となるよう、整備基準や福祉のまちづくりに関連する事項を「コラム」として新たに掲載します。 ・利用者の意見や要望を「利用者の声」として新たに掲載します。

イ 概要編

概要編の追加
条例及び施行規則の趣旨や、全ての項目に共通する事項を解説するページとして「概要編」を新設します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月 改正本市基準施行、改正マニュアル発行

※改正したマニュアルは市ホームページで公開します

福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル
[公共交通機関の施設編]
改正案

【凡例】

ページ上部に **参考** とあるページ
及び **参考** と表示されたコラムは、
意見公募対象外です。

目次

I 概要編

1 施設整備の考え方	2
2 福祉のまちづくり条例の理念	3
3 福祉のまちづくり条例のあゆみ	
(1) 福祉のまちづくり条例の経緯（公共交通機関の施設に関するもののみ）	4
(2) 福祉のまちづくり条例施行規則改正（令和2年2月）のポイント	5
4 条例・施行規則の対象	
(1) 対象施設	6
(2) 対象行為	6
(3) 対象項目	8
5 手続きの流れ	9
6 マニュアルの見方	10

《コラム》

・ 障害を理由とする差別の解消	2
・ ハード整備の適正な利用の推進	4
・ 工事期間中の配慮	7
・ センター北、センター南の案内サイン事例	18
・ 緊急時の段差解消	19
・ エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性	40
・ エスカレーターでの歩行への注意喚起	42
・ 車両とホームの段差・すき間の目安値	44
・ 機能分散	53
・ 男女共用トイレ	53
・ 大きめのシート	54
・ フラッシュライト	59
・ やさしい日本語	70
・ 多様な利用者に配慮した情報提供	83

II 施設整備マニュアル編

1 移動等円滑化された経路	14
2 出入口	20
3 通路	22
4 改札口	24
5 階段	26
6 傾斜路	30
7 手すり	34
8 エレベーター等	36
9 エスカレーター	42
10 鉄道の駅のホーム	44
11 バス停留所	46
12 タクシー乗り場	48
13 便所	
1. 全ての便所に関する基準	50
2-1. 車いす使用者用便所に関する基準	60
2-2. オストメイト用便所に関する基準	64
3. ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準	66
14 案内表示	68
15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	72
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	80
17 警報設備及び避難口誘導灯	82
18 附帯設備	84

I

概要編

施設整備の考え方

公共交通機関の施設は、目的とする場所に安全かつ円滑に到達するための重要な施設です。そのため、全ての人が安全に移動できるよう、駅舎、バスターミナル、港湾旅客施設等の整備が必要です。

誰もが同じように利用できる施設にするためには、計画立案時から配慮した整備内容にすることが重要です。

(1) 「障害者権利条約」の採択、「障害者差別解消法」の制定

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（いわゆる「障害者権利条約」）を批准しました。この条約の中には、「社会モデル」という考え方が反映されています。社会モデルとは、「障害」は障害者ではなく社会が作り出しているという考え方です。条約の批准に向けた国内法の整備の一環として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました。この法律の目的は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することです。

(2) 合理的配慮の提供

障害者差別解消法は、行政機関や事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、負担になり過ぎない範囲での合理的配慮（※）の提供を求めています。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
民間事業者	 禁止 してはならない	 努力義務 するよう努めなければならない
国の行政機関、地方公共団体等	 禁止 してはならない	 法的義務 しなければならない

※ 合理的配慮

障害のある人から、社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で、障害のある人にとって日常生活を送る上での障壁を取り除くための配慮を行うこと。

合理的配慮の例

合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人がサポートを必要としているか、どのようなサポートが必要かなど、当事者の意思を確認することが大切です。また、施設の新設・改修時には当事者の声を聞き、施設整備に反映させるなど、基準を守ったうえで、利用者の使いやすさに配慮することも重要です。

不当な差別取扱いや合理的配慮の具体的な事例は内閣府のホームページで公開されています。

「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

(駅員が「お手伝いしましょうか」と声をかけているイラスト)

(3) バリアフリー法の改正

障害者権利条約の採択、障害者差別解消法の制定の流れを受け、平成30年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー法」）が改正されました。それに伴い、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）」及び「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 旅客施設編（以下「バリアフリー整備ガイドライン」といいます。）」が改正され、バリアフリー水準の底上げが図られました。

また、令和2年にもバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等によるソフト対策の取組が強化されました。これまで進めてきたハード面のバリアフリー化に加え、ハード・ソフトの一体的な取組を推進することが明記されました。障害者権利条約の社会モデルの考え方にに基づき、これまで着実に進めてきた施設整備に加え、誰もが同じように利用できる施設にするために管理運用も含めて環境整備を行うことが求められています。

福祉のまちづくり条例の理念

この条例は、横浜に関わる全ての人々が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたもので、知識や情報といった無形の要素であるソフトと、施設や設備といった有形の要素であるハードを一体的に推進することを基本としています。

横浜市福祉のまちづくり条例は、「基本的人権の保障とノーマライゼーション」「生活者主体の視点」「市民・事業者・行政による協働」という制定当初からの基本的な考え方に加え、暮らすだけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指しています。

福祉のまちづくり条例（平成24年12月全部改正）前文

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。

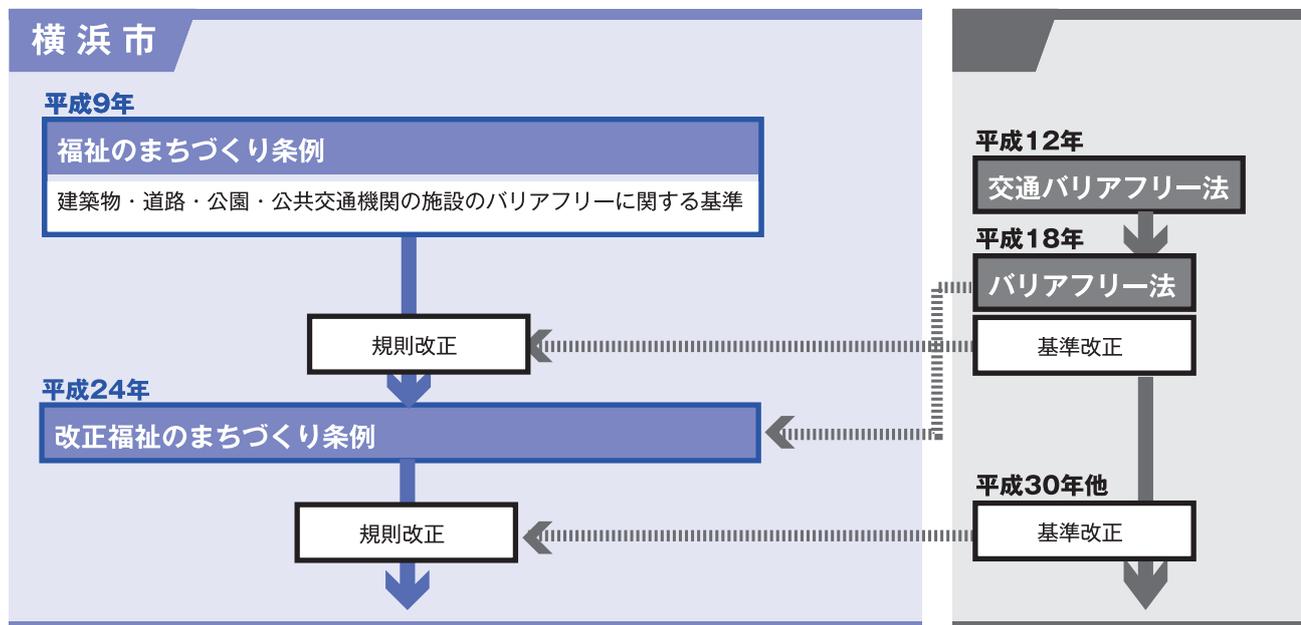
このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、一人一人の個性を尊重し、認め合う社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らすだけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

ハード整備の適正な利用の推進

福祉のまちづくり条例のあゆみ

(1) 福祉のまちづくり条例の経緯（公共交通機関の施設に関するもののみ）



(2) 福祉のまちづくり条例施行規則 改正（令和2年4月）のポイント

平成30年3月に、バリアフリー法に基づく「交通バリアフリー基準」及び「バリアフリー整備ガイドライン」が改正されたことに伴い、内容の整合性を図るため横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準を見直しました。

改正の主な内容は以下のとおりです。

① バリアフリールートを追加

公共通路から車両等の乗降口までの一連のルートの整備によって、バリアフリールートが構成されることがわかるよう明文化しました。また、バリアフリールートの最短化・複数化を規定しました。

② 利用の状況に合わせて、エレベーターの台数や大きさを定めることを規定

鉄道駅等の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮してエレベーターの台数、大きさを定めることを規定しました。

③ 便所に乳幼児連れ用設備を設置することを規定

乳幼児連れ用設備（おむつ交換台、ベビーチェア）の設置及び設置場所を規定しました。

※バリアフリー法と福祉のまちづくり条例は制定の経緯が異なるため、内容が必ずしも一致するわけではありません。

条例・施行規則の対象

(1) 対象施設

① 一般都市施設

条例で定める「不特定かつ多数の者の利用に供する施設及びこれらに準ずる施設」のことです。

② 指定施設

一般都市施設のうち福祉のまちづくりの観点から特に公共性が高い施設として、福祉のまちづくり条例施行規則で定める種類及び規模のものをいいます。公共交通機関の施設においては、全ての施設が指定施設となります。

対象となる施設一覧

区分	一般都市施設	指定施設
鉄道の駅	鉄道の駅	全ての施設
軌道の停留所	軌道の停留所	全ての施設
港湾旅客施設	港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	全ての施設
バスターミナル等	(1)自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル (2)その他これに類する施設	全ての施設

(2) 対象行為

条例第26条において、指定施設の新築又は改修を行う際には指定施設整備基準の遵守が義務付けられています。

対象項目に関連する新築又は改修は、規模に関係なく原則全て対象行為になります。

工事期間中の配慮

バリアフリー化された施設を完成させるだけでなく、工事をしている間もバリアフリーの配慮が必要です。迂回が必要になったり、トイレやエレベーターが使えないなど普段どおりの利用ができない状況が発生すると、公共交通機関を利用しにくくなってしまいう人もいます。そのため、あらかじめ工事の内容などについて情報提供しておくことが必要です。その際には、様々な人が情報を入手しやすいよう、音声や文字など複数の手段で情報提供することが望ましいです。現地に到着する前に情報を入手できるようウェブサイト等でも情報提供します。

提供する情報の例

- ・工事の名称
- ・工事の主体
- ・工事の箇所、範囲
- ・工事の期間（目安や予定でも可）
- ・迂回路、移動等円滑化された迂回路（困難な場合は段差解消手段）
- ・代替の設備（仮設トイレなど）の場所

（利用者が工事の案内を見ているイラスト）

トイレやエレベーターなどの改修の場合は、従来あった場所の近くに代替のものを用意することが望ましいです。仮設のものを設置したり、近くにある同等の設備を案内するなど配慮が必要です。

（スマホで情報を見ているイラスト）

参考

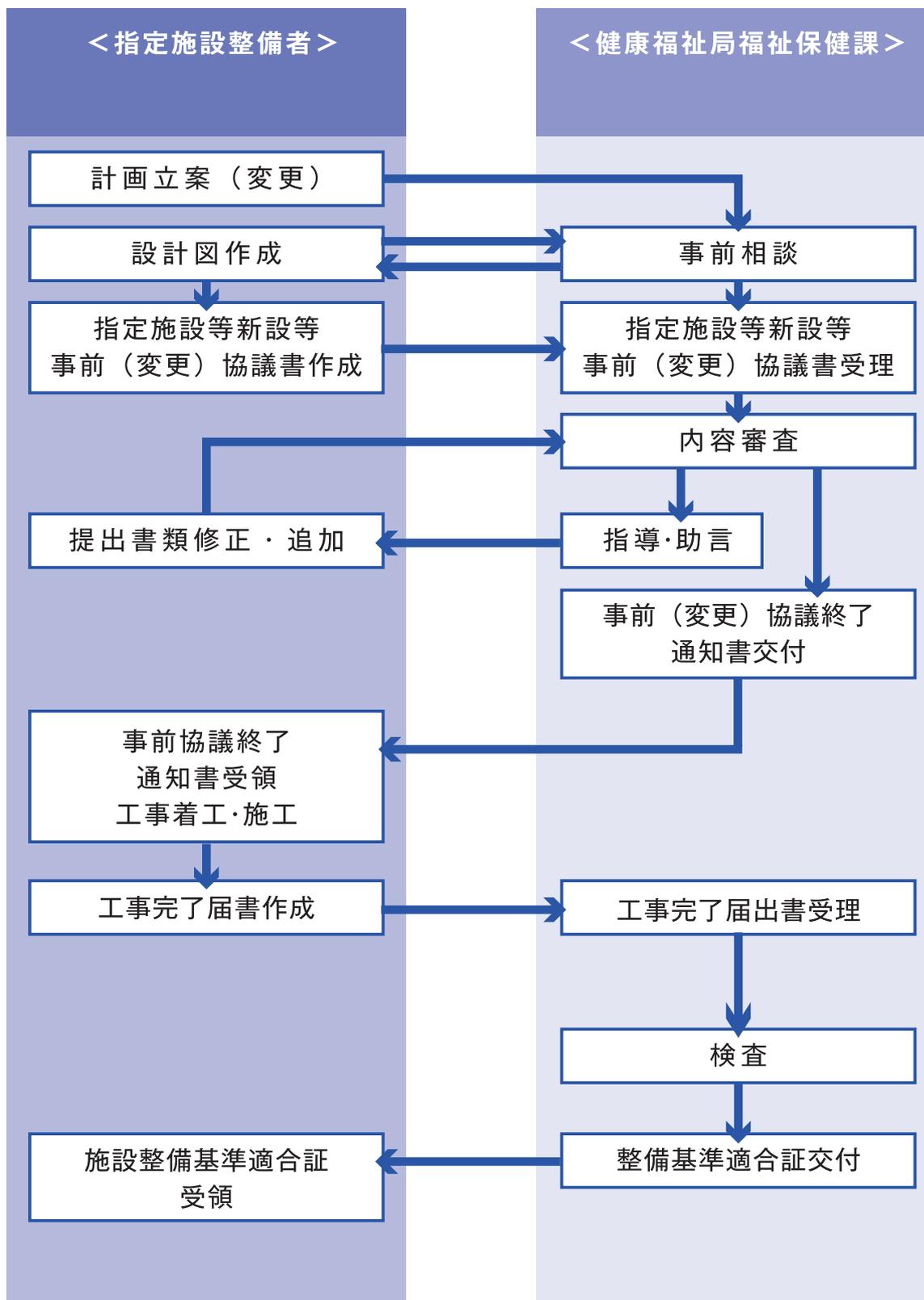
(3) 対象項目

規則別表9 公共交通機関の施設 整備基準適用一覧

区分	整備項目																	
	1 移動等円滑化された経路	2 出入口	3 通路	4 改札口	5 階段	6 傾斜路	7 手すり	8 エレベーター	9 エスカレーター	10 鉄道の駅のホーム	11 バス停留所	12 タクシー乗り場	13 便所	14 案内表示	15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 警報設備及び避難口誘導灯	18 附帯設備
1 鉄道の駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
2 軌道の停留所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
3 港湾旅客施設	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
4 バスターミナル等	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○

※別表第8の1の項(7)に規定する整備基準「線路、水路等を挟んだ各側に出入口がある場合には、それぞれを移動等円滑化しなければならない。」は、適用しません。

(利用者がバスターミナルの点字や音声案内を利用しているイラスト)



「整備基準の表」ページ

項目

整備項目
(タイトル)

基本的な考え方

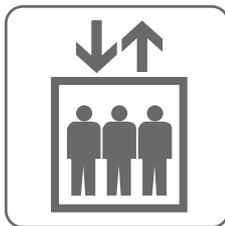
整備をする際に考慮すべき基本的な考え方

8

エレベーター等

基本的な考え

エレベーターは、高齢者、障害者等の垂直移動手段として有効です。エレベーター内だけでなく、乗降ロビーについても、円滑に操作できるボタンや音声案内など、高齢者、障害者等に配慮した設備を設ける必要があります。



ピクトグラム

整備項目のイメージ図

指定施設整備基準

整備項目のうち、規則により整備が義務づけられた基準

指定施設整備基準

図

指定施設整備基準	図
(1) エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	
ア <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。	8-1
イ <u>かご</u> の奥行きは135センチメートル以上とし、 <u>かご</u> の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、 <u>かご</u> の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。	
ウ <u>かご</u> 内に、 <u>かご</u> が停止する予定の階及び <u>かご</u> の現在位置を表示する装置を設けること。	
エ <u>かご</u> 内に、 <u>かご</u> が到着する階並びに <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	
オ <u>かご</u> 内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	
カ <u>かご</u> 内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	
キ <u>かご</u> 内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。	
ク <u>かご</u> 内又は乗降ロビーに、到着する <u>かご</u> の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	
ケ 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	
コ 乗降ロビーに、到着する <u>かご</u> の昇降方向を表示する装置を設けること。	
サ <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は <u>かご</u> 外及び <u>かご</u> 内に画像を表示する設備が設置されていることにより、 <u>かご</u> 外にいる者と <u>かご</u> 内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。	
(2) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数並びに <u>かご</u> の幅及び奥行きは、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。	

図番号

「参考図」ページに掲載されている図の番号

「参考図」ページ

図(番号)

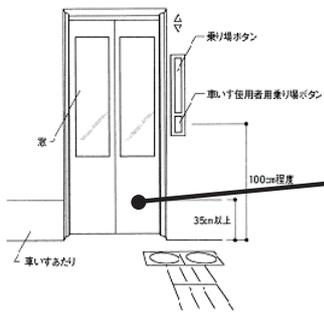
「整備基準」のページの
図番号と対応

参考図

整備基準等に沿って整備した事例の図解と解説文を掲載
※寸法の記載がない図はイメージ図です。

参考図

図8-4 乗降ロビーの整備例



乗降ボタンには、音声装置を内蔵し、あわせて点字表示を行う。

構造

整備基準 8-(1)-ケ

- 車いすの待機、転回に支障がないように150×150cm以上の水平な空間を設けることが必要である。

表示装置

整備基準 8-(1)-コ

- 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
 - 障害者、高齢者、ベビーカー利用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。
- ♥ 聴覚障害者等の利用に配慮して、文字等で情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。

「マーク」凡例

図中に記載された内容が「指定施設整備基準」か「望ましい整備」のどちらかを示したもの

図解

具体的な整備事例の図解

参考：利用者の声

利用者の意見や要望

解説

整備が求められている事項の解説を示したものの。関連する「整備基準の表」内の指定施設整備基準の番号を記載しています。

利用者の声

エレベーターにもヘルプマークを掲示してほしいです。

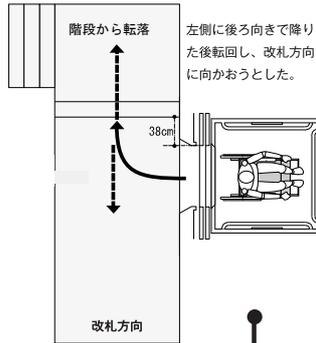
コラム

エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

【実際の事故事例】

電動車いす使用者がエレベーターに近接する下り階段（2段）から転落し、死亡する事故が発生しました。事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで38cm）しており、電動車いす使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落しました。エレベーターかご内・出入口幅の寸法ならびにロビー広さは、バリアフリー法に基づく当時の移動等円滑化基準及び整備ガイドラインに記載された内容を満たしていました。

以上の事例を踏まえ、出入口の正面方向のみでなく、出入口の左右方向にも十分な広さの空間を確保する必要があります。出入口左右方向に下り段差や下り階段、下りスロープが設置されている場合、車いす使用者等が転倒・転落するおそれがあります。



コラム

整備基準や福祉のまちづくりに関連する事項を「コラム」として掲載しています。施設整備をする際の参考にお読みください。

II

マ ニ ュ ア ル 編

移動等円滑化された経路	1
出入口	2
通路	3
改札口	4
階段	5
傾斜路	6
手すり	7
エレベーター等	8
エスカレーター	9
鉄道の駅のホーム	10
バス停留所	11
タクシー乗り場	12
便所	13
案内表示	14
視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	15
聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	16
警報設備及び避難口誘導灯	17
附帯設備	18

移動等円滑化された経路

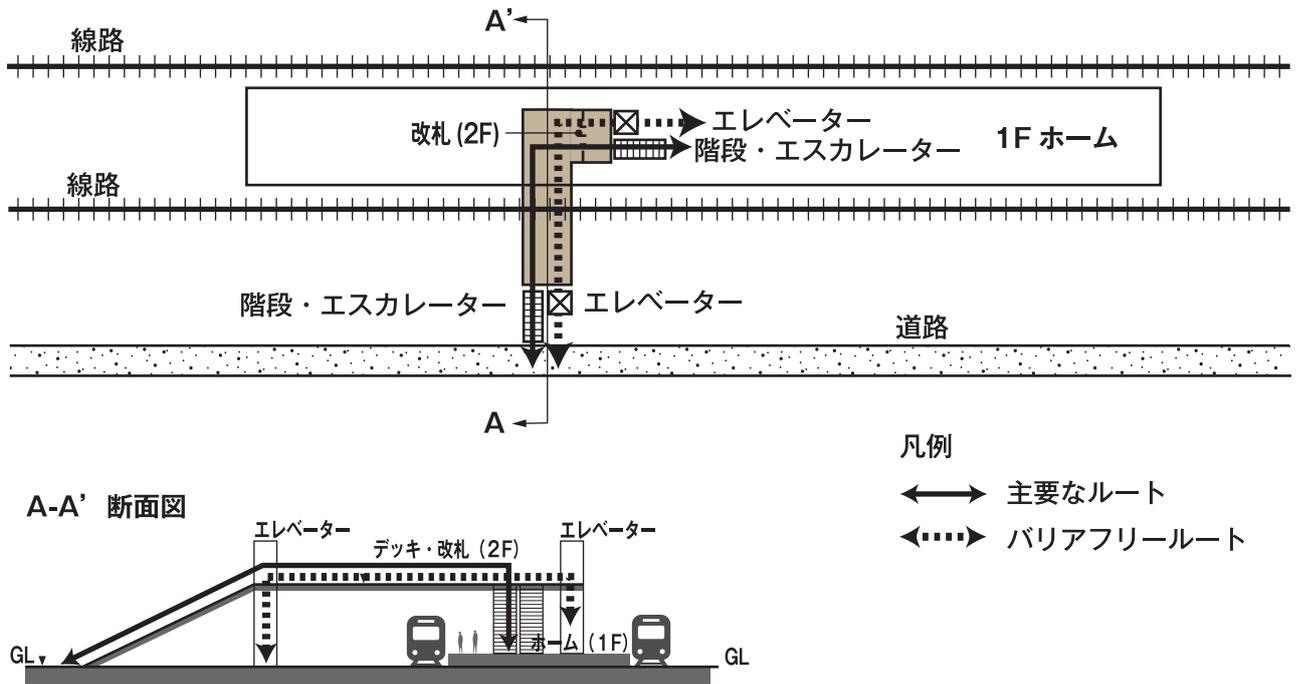
基本的な考え

高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、可能な限り単独で、駅前広場や公共用通路など公共交通機関の施設の外部から公共交通機関の施設内部へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できるようにしておくことが求められます。全ての行程において連続性のある移動動線の確保に努め、かつ動線としては、旅客移動について最も一般的な経路（主要なルート）を移動等円滑化します。

指定施設整備基準

- (1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、当該施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。
- (2) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを設けなければならない。ただし、6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な場合であって9の項(2)に定める構造のエスカレーターを設けるときは、この限りでない。
- (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の6の項に定める構造の傾斜路又は8の項に定める構造のエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。
- (4) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- (5) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（(6)において「乗継経路」という。）のうち(2)及び(3)並びに2の項(1)及び3の項(1)に規定する基準を満たすものを、乗降場ごとに1以上設けなければならない。
- (6) 主たる乗継経路と(2)及び(3)並びに2の項(1)及び3の項(1)に規定する基準を満たす乗継経路が異なる異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- (7) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある場合には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ1以上設けなければならない。ただし、公共交通機関の施設の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該施設の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと市長が認める場合は、この限りではない。

図1-1 主要なルートを変アフリー化した例



経路確保の考え方

整備基準 1-(1)

- 公共用通路との出入口と各乗降場を結ぶ経路において、旅客の移動が最も一般的な経路（主要なルート）をバリアフリー化する。
- 規模の大きい、又は利用者の多い公共交通機関の施設、特に鉄道の駅にあつては、主要な出入口からバリアフリールートを確認する。
- 出口までのバリアフリールートを分かりやすく明示する。
- 公共用通路との出入口をバリアフリー化した場合には、公共用通路側の施設設置管理者と協議の上、誘導サインの表示内容の共通化及び連続化を図るなど利用者が混乱しないように改札から公共用通路との出入口までのバリアフリールートの案内を行う。他の事業者や公共交通機関への乗継ルートも同様とする。

対象となる工事の例

- 施設の新設
- 施設の大規模改修を伴うバリアフリールートの変更
- エレベーターの新設
- 傾斜路の新設 等

段差解消の手段

整備基準 1-(2)

- 車いす使用者による単独利用を考え、垂直移動設備としてのエレベーターを設置することを原則とする。

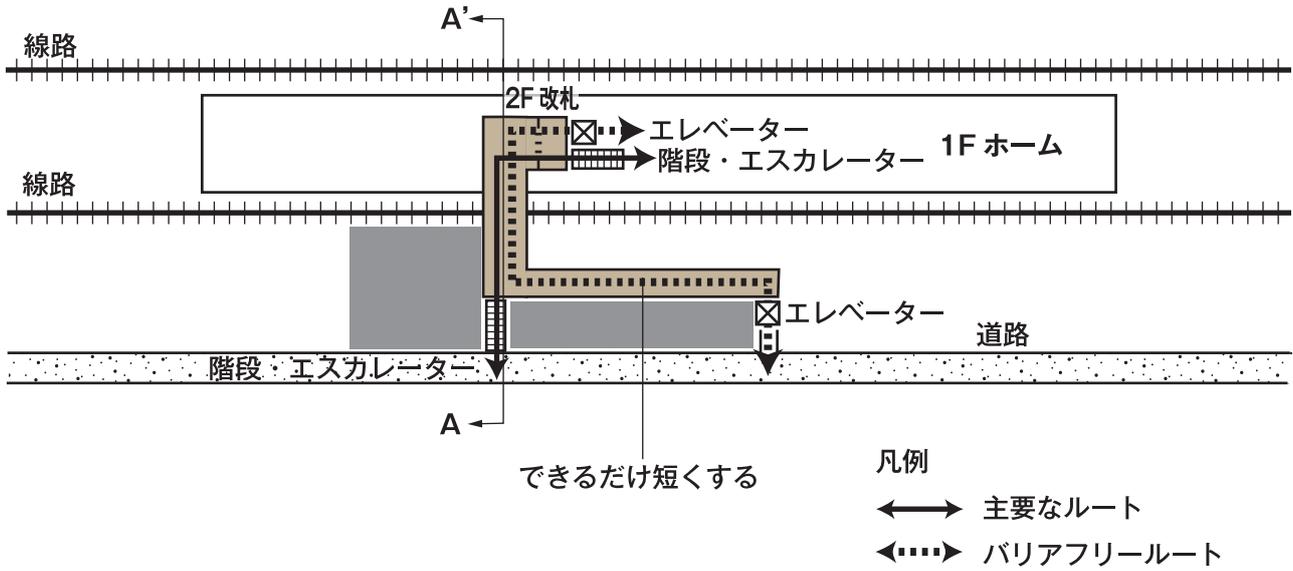
他の施設との一体的な利用

整備基準 1-(3)

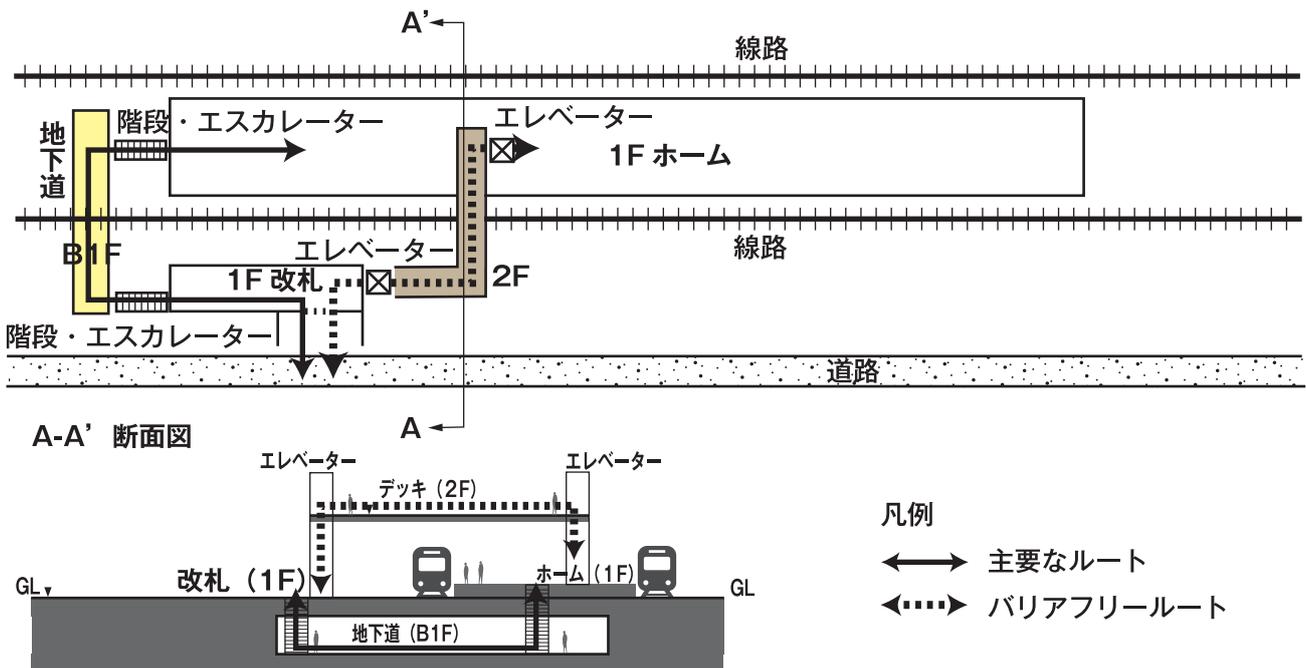
- 隣接する施設のエレベーター等を活用する場合には当該エレベーターを活用して段差解消を図る旨を十分に案内する。

図1-2 主要なルートを変アフリー化していない例

変アフリールートの方が距離が長い例



変アフリールートの方が距離が短い例



主要な経路と変アフリールートが異なる場合

整備基準 1-(4)

- 主要なルートと変アフリールートを一致させることが原則である。
- 主要なルートと変アフリールートとで、施設利用者が享受する利益に差がないようにする必要がある。
- 事前協議の際、それぞれの経路の長さの差をできる限り小さくしていることを、書面により説明することとする。
(条例施行規則別表第10)

乗継ルートの変アフリー化

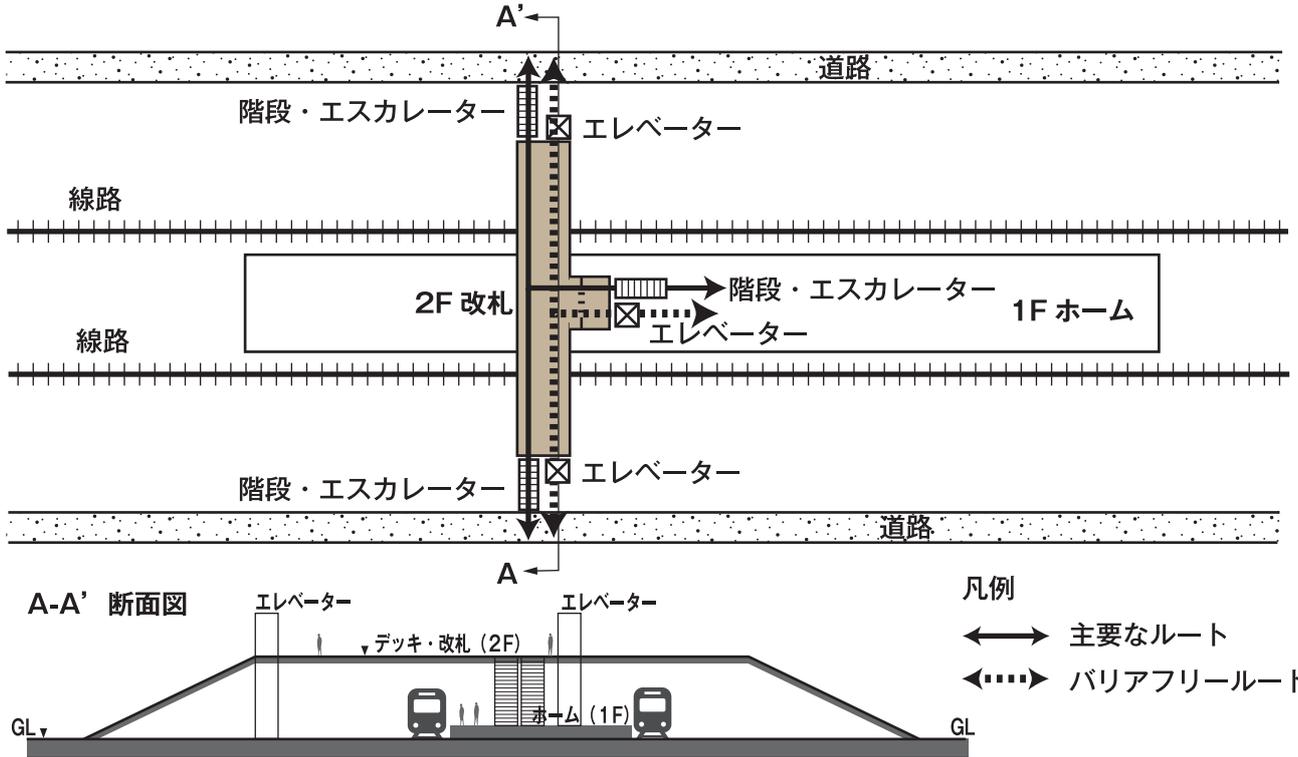
整備基準 1-(5)、(6)

- 各乗降場間を結ぶ乗継ルートにおいて、主要なルートを変アフリー化する。
- ♥ 他の事業者の旅客施設(他の交通モードを含む。)との乗継ルートについても、必要な調整を行うこと等により変アフリー化することが望ましい。

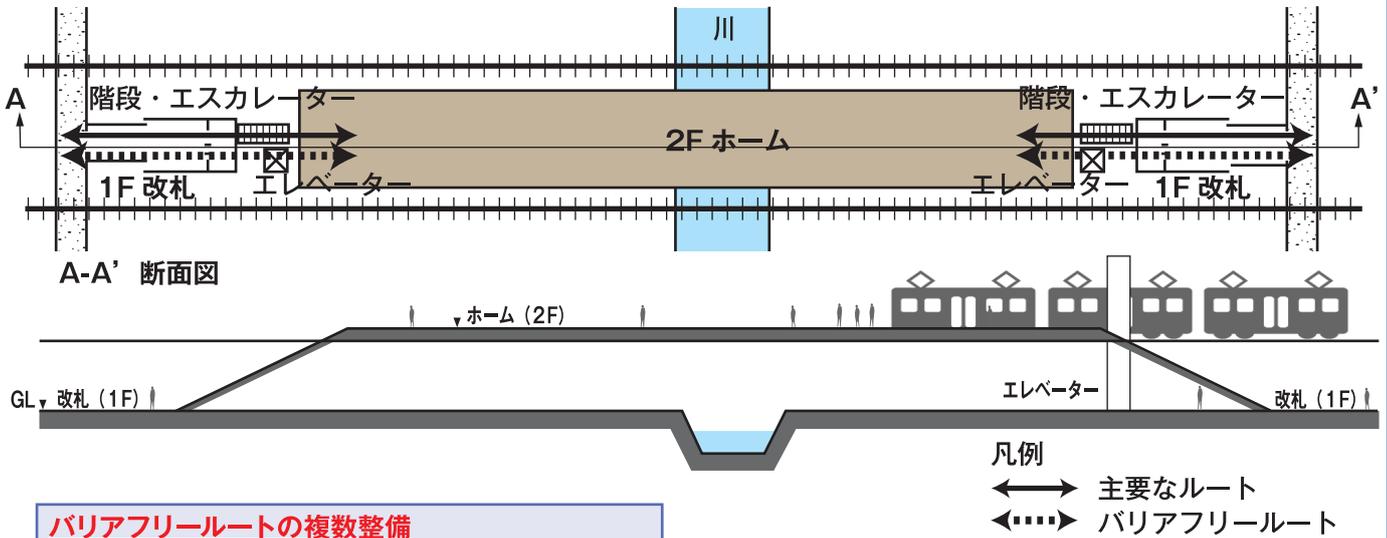
1 移動円滑化された経路

図1-3 線路の両側や駅の両端に出入口がある例

線路の両側に出入口（改札口1つ・出入口2つ）がある例



駅の両端に改札と出入口（改札口2つ・出入口2つ）がある例



障害フリールートの複数整備

整備基準 1-(7)

- ・ (7)は、鉄道の駅及び軌道の停留所のみ適用される(条例施行規則別表第9 4の表)
- ・ ただし書きについては、以下のいずれかの要件を満たす場合に限る。
 - ①線路が3線以下の規模であること(通過線等旅客扱いを行わない線路を含む)。
 - ②出入口の設置状況が、移動等円滑化された経路を構成する出入口から線路、水路等を挟んだ各側へ容易に移動できる配置であること。
 - ③利用の状況は、1日当たりの乗降人数が10万人未満であること。

♥ 地域のニーズがある場合には、障害フリールートを複数確保することが望ましい。

内部障害者の声

勤務先の最寄り駅は大きな駅ではありませんが、移動が大変なので、出入口ごとにエレベーターがあると助かります。



センター北、センター南の案内サイン事例

- ・ 工事の経緯
- ・ サイン設置で配慮したこと
(利用者の動線を〇〇のように想定して、サインが必要な箇所や高さ等の配置を考慮しました。等)
- ・ 配慮ポイントがわかる写真、図面を数点掲載

緊急時の段差解消

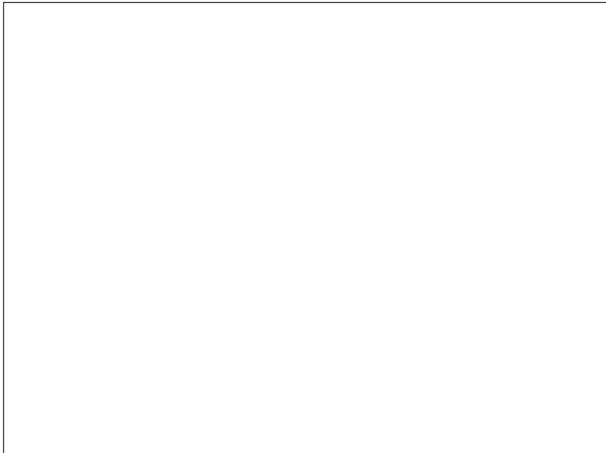
高齢者、障害者等が避難に時間を要し、避難介助を必要とすることを想定した上で、避難経路を計画しておくことが必要です。主動線が利用できない可能性もありますので、避難経路を複数用意しておくことも大切です。

担架や階段避難用の器具などの段差解消を支援する設備や器具を用意しておきます。また、他の部分と防火区画された非常用エレベーターや避難階段の近くには、とりあえず安全を確保できる空間（一時待避スペース）を確保しておくことも重要です。一時退避スペースは、十分な耐火性能や防火性能を有するものとします。

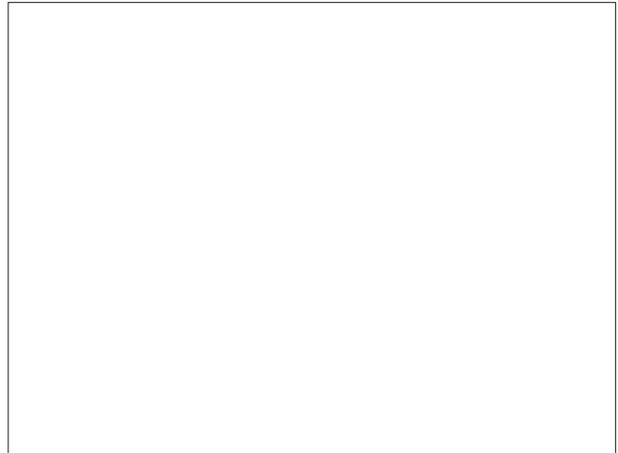
高齢者、障害者等が避難階に円滑に移動できるように施設整備を行っておくことが必要です。また、人的な対応も重要であり、平常時から緊急時の対応について検討しておくことが大切です。

<段差解消を支援する設備や器具の例>

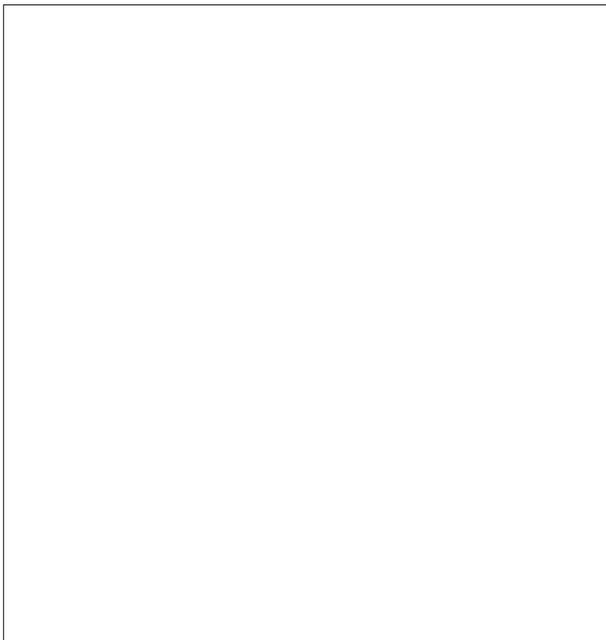
担架



階段避難用の器具



<一時退避スペースの例>



基本的な考え

公共交通機関の施設の出入口とは、道路境界から駅舎等へ接続する通路及び駅舎等の出入口をいいます。駅舎等への経路とそれに接する道路との境界はつまづきやすく、滑りやすいので、連続性を考慮し段を設けないなど安全性を高める必要があります。

また、全ての人が、道路境界部とのすりつけや駅前広場などから、駅舎等に支障なく出入りできる構造とする必要があります。

指定施設整備基準

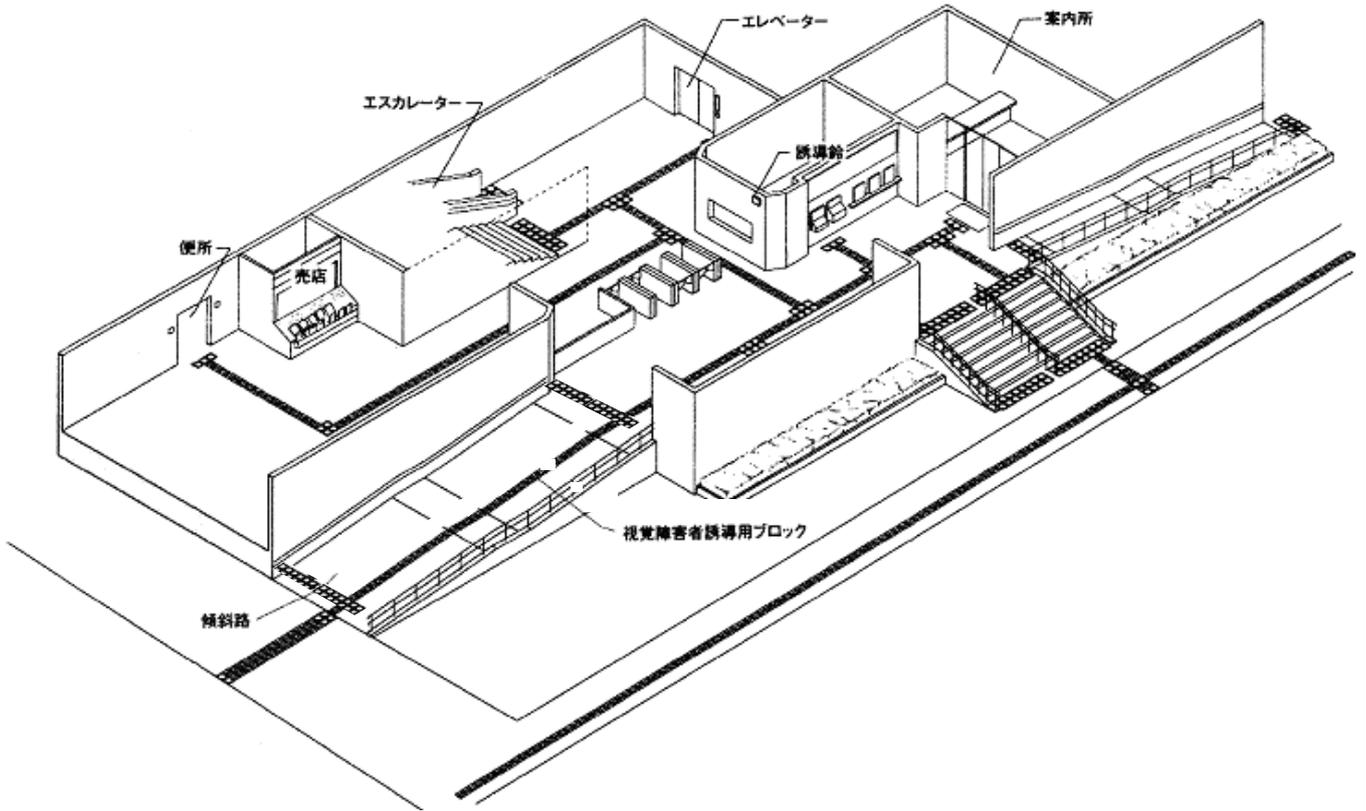


(1) 移動等円滑化された経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|---|---|
| ア | 幅は、180センチメートル以上とすること。 |
| イ | 段を設けないこと。ただし、段を5の項に定める構造に準じたものとし、6の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。 |
| ウ | 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 |
| エ | 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 |
| オ | 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。 |

(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、5の項に定める構造に準じたものにしなければならない。

図2-1 出入口まわりの整備例



幅

整備基準 2-(1)-ア

- 180cmは車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法である。
- 戸がある場合の有効幅員は、戸を開けた状態（戸の面と枠の一番狭い部分）で測る。

段

整備基準 2-(1)-イ

- 水処理の関係から多少の段差が生じる場合は、すりつけを行う等高齢者、障害者等の通行の支障とならないよう配慮する。
- 特に、公共用通路と公共交通機関の施設の境界部分については、管理区域及び施工区分が異なることによる段が生じないように、施設設置管理者間の協議により、移動等円滑化された経路の連続性を確保する。
- ♥ 高低差の生じる場所については、その前後を色の対比等により変化をつけることが望ましい。

路面

整備基準 2-(1)-ウ

- 表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- 砂利敷きや石畳は車いすでは移動が困難なので好ましくない。レンガやインターロッキング、磁器タイル等は、目地部に段差が生じないように施工する。

(1) 以外の段

整備基準 2-(2)

⇒「5 階段」の項を参照

戸の構造

整備基準 2-(1)-エ

- ♥ 高齢者、障害者等にとっての戸の開閉動作の円滑さとしては、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっとも望ましい。
- 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、高齢者、障害者等が使いやすいように設定する。
- 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。取っ手の形状は、円形（握り玉）のものは操作が困難な人もいるので避け、レバー式又は棒状のものとする。
- 自動引き戸を設ける場合は、防災上の観点から手動扉を併設する。
- ♥ ガラス戸の場合は、床上35cmまでを車いすあたりとすることが望ましい。
- ♥ 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにすることが望ましい。

溝ふたの構造

整備基準 2-(1)-オ

- 格子型の場合にはピッチ1.25cm程度、又は1.5cm×10cm程度とし、円形の場合には直径2cm程度以下とする。

その他の事項

- ♥ 傘をスムーズにさすことが難しい施設利用者のため、屋外に通じる公共交通機関の施設の出入口には、屋根又はひさしを設けることが望ましい。
- ♥ 戸の前後に200cm以上の水平面を設けることが望ましい。

基本的な考え

通路とは、出入口から駅舎等のホーム及び便所その他へ至る旅客通路をいいます。特に交通機関間のスムーズな乗換えが行えるよう、安全かつ容易に通行できる構造とします。

指定施設整備基準

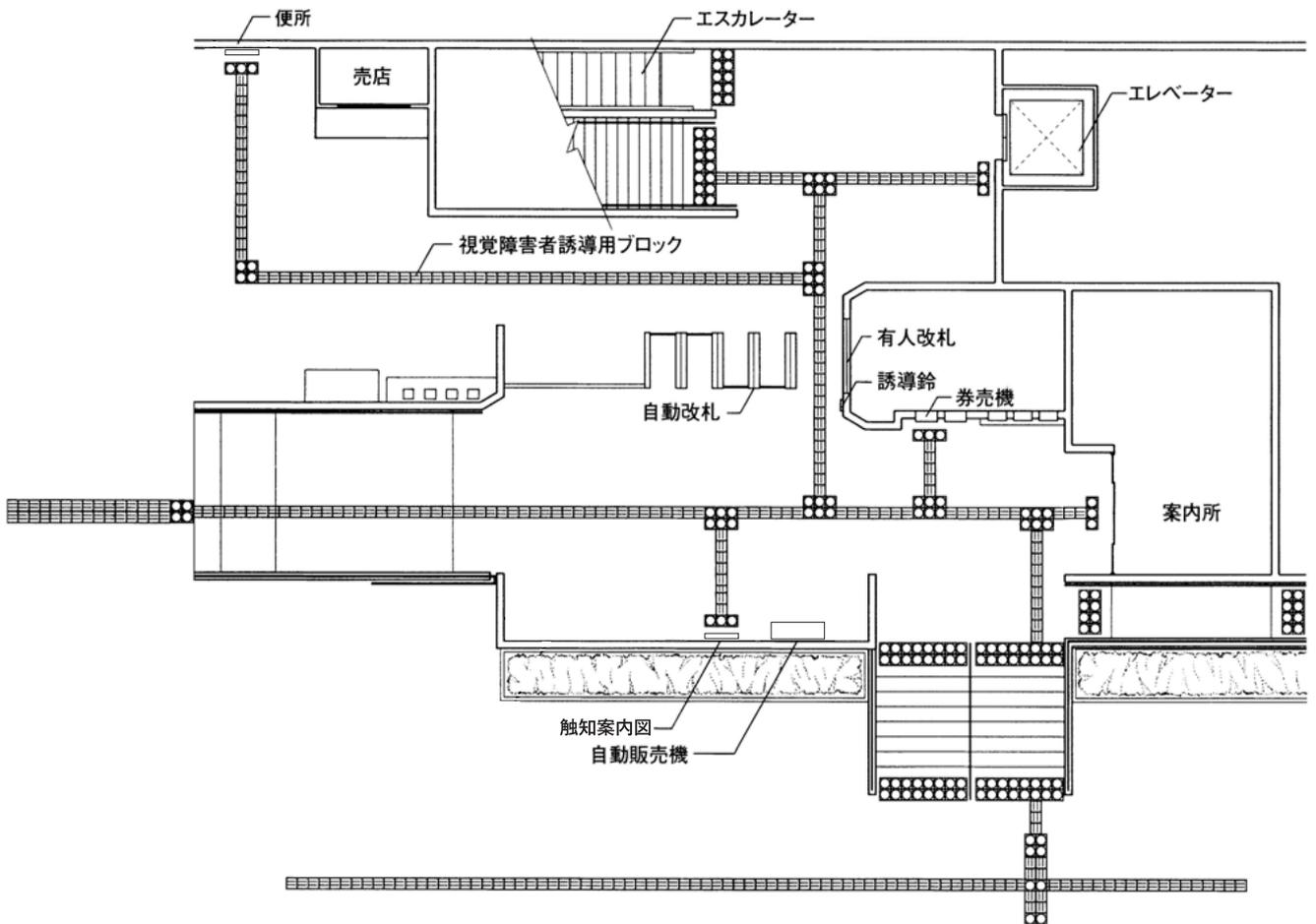


(1) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|---|---|
| ア | 幅は、主要な通路にあつては180センチメートル以上とし、その他の通路にあつては140センチメートル以上とすること。 |
| イ | 段を設けないこと。ただし、段を5の項に定める構造に準じたものとし、6の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。 |
| ウ | 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 |
| エ | 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。 |

(2) (1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、5の項に定める構造に準じたものにしなければならない。

図3-1 駅旅客通路まわりの整備例



幅

整備基準 3-(1)-ア

- 180cmは車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法である。
- 140cmは車いすが転回するため **又は車いす使用者とすれちがうため**に必要な寸法である。

段

整備基準 3-(1)-イ

- 水処理の関係から多少の段が生じる場合は、すりつけを行う等高齢者、障害者等の通行の支障とならないよう配慮する。
高低差の生じる場所については、その前後を色の対比等により **♥** 変化をつけることが望ましい。

通路上の設置物

- ♥ 通路上にコインロッカー、公衆電話、自動販売機等を設置する場合は、アルコーブを設ける等高齢者、障害者等の通行の支障とならないようにすることが望ましい。

床面

整備基準 3-(1)-ウ

- 滑りにくい床材を使用する。

壁面及び柱面の処理

整備基準 3-(1)-ウ

- **高齢者、障害者等**の通行の支障とならないような構造とする。

(1)以外の通路の段

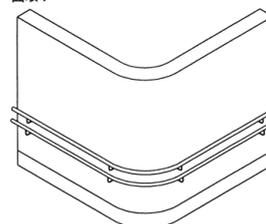
整備基準 3-(2)

⇒「5 階段」の項を参照

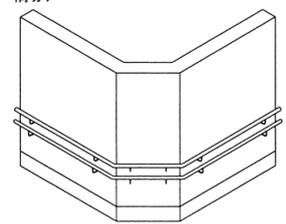
曲がり角の処理

- ♥ 曲がり角部分は危険防止のために隅切り等を行うことが望ましい。

面取り



隅切り



基本的な考え

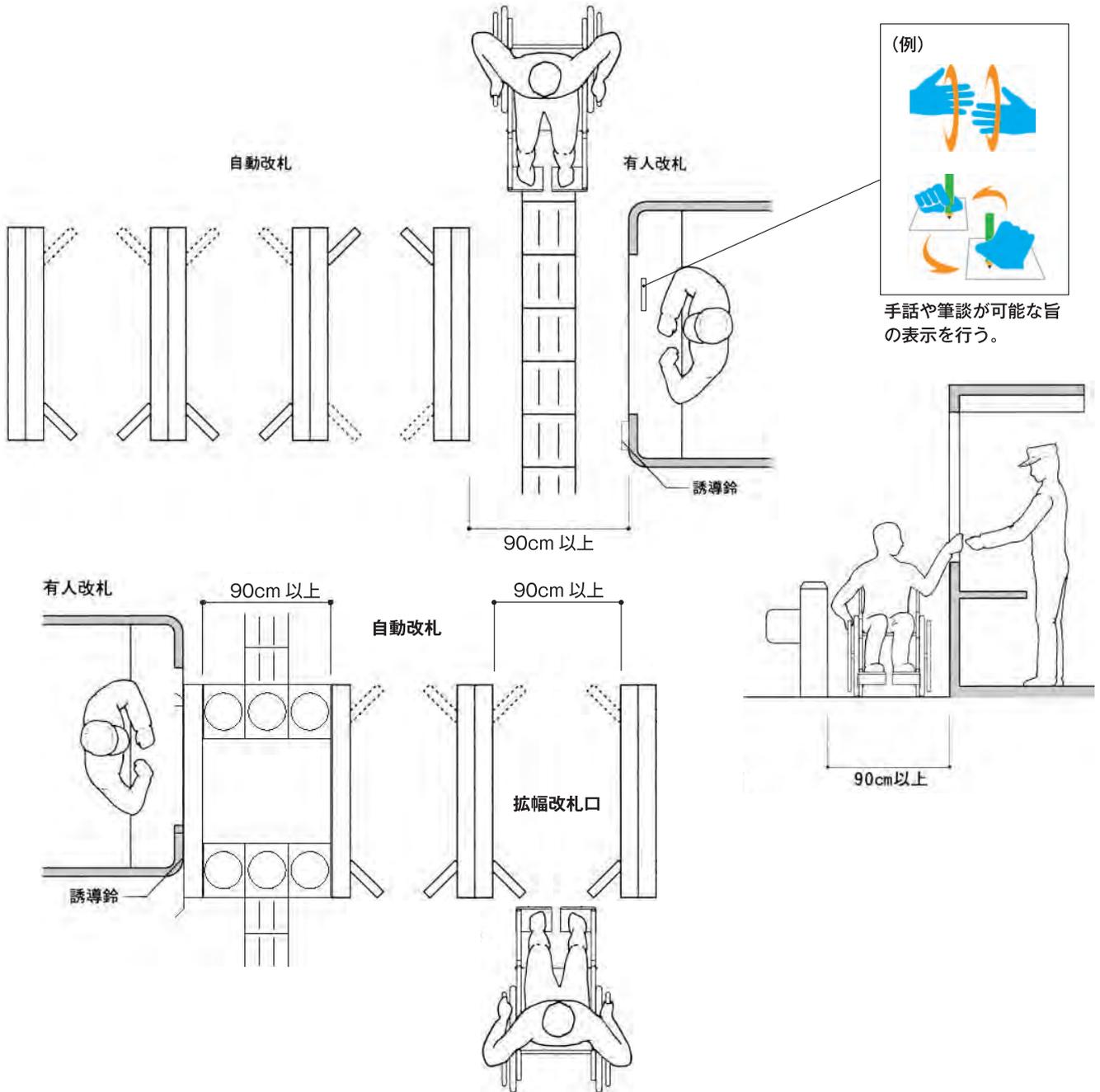
高齢者、障害者等が支障なく利用できる幅と構造に配慮**します**。自動改札の場合は車いす利用者だけでなく、視覚障害者、妊産婦等にとっても利用が困難な場合が**あります**。

指定施設整備基準

図

改札口のうち1以上は、幅を90センチメートル以上にしなければならない。

図 4 - 1 改札口の整備例



改札口の幅

整備基準 4

- 幅の90cmは車いすで通過しやすい寸法である。
- ♥ すべての改札口に1以上の有人の改札口を設け、幅を90cm以上とすることが望ましい。
- ♥ 有人改札口を拡幅改札口とする場合には、さらに自動改札機のある改札口のうち1か所以上を拡幅改札口とすることが望ましい。

カウンターの構造

整備基準 4

⇒「18 附帯設備」を参照

コミュニケーションへの配慮

整備基準 4

- 手話や筆談での対応など、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。
- この場合、手話や筆談が可能な旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差すことにより意思疎通が図れるように配慮する。
- この表示については、駅係員及び聴覚障害者から見やすく、かつ聴覚障害者から手の届く位置に表示する。
- ♥ 言語（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な障害者に配慮し、JIS T0103に適合する絵記号等による「コミュニケーション支援ボード」を備えることが望ましい。
- 改札口が無人になる場合には、視覚障害者、聴覚障害者等からの問合せに対応できるよう措置を講ずる。

基本的な考え

階段は移動時に負担を感じる箇所であるため、特に高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、視覚障害者の円滑な利用に配慮する必要があります。特に手すりの高さや階段の滑りにくさ等について配慮が必要ですが、これらは全ての利用者にとって有効です。



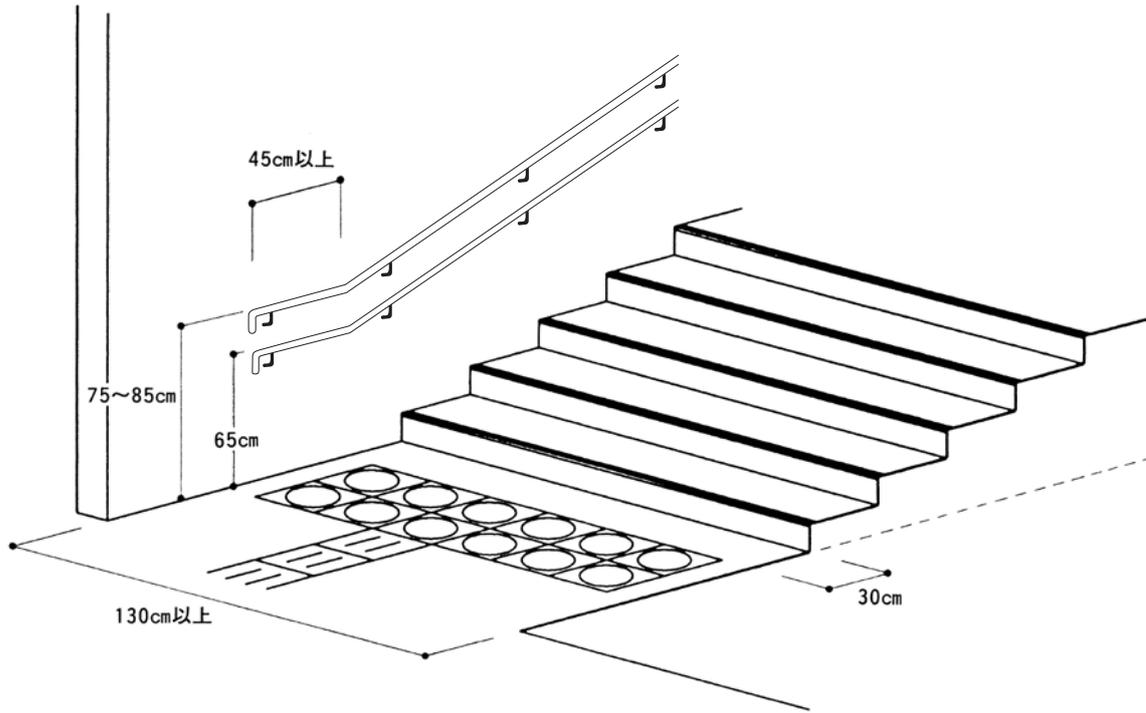
指定施設整備基準



階段は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、130センチメートル以上とすること。
- (2) 階段の両側には、7の項に定める構造の手すりを設けること。
- (3) 回り段を設けないこと。
- (4) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。
- (5) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及び蹴上げと識別しやすい色とすること。
- (6) 蹴込板を設けること。

図5-1 階段の整備例



段の幅

整備基準 5-(1)

- 有効幅員は、松葉杖使用者や2本杖使用者、介助者と一緒に利用することなどを想定し、十分に確保する必要がある。

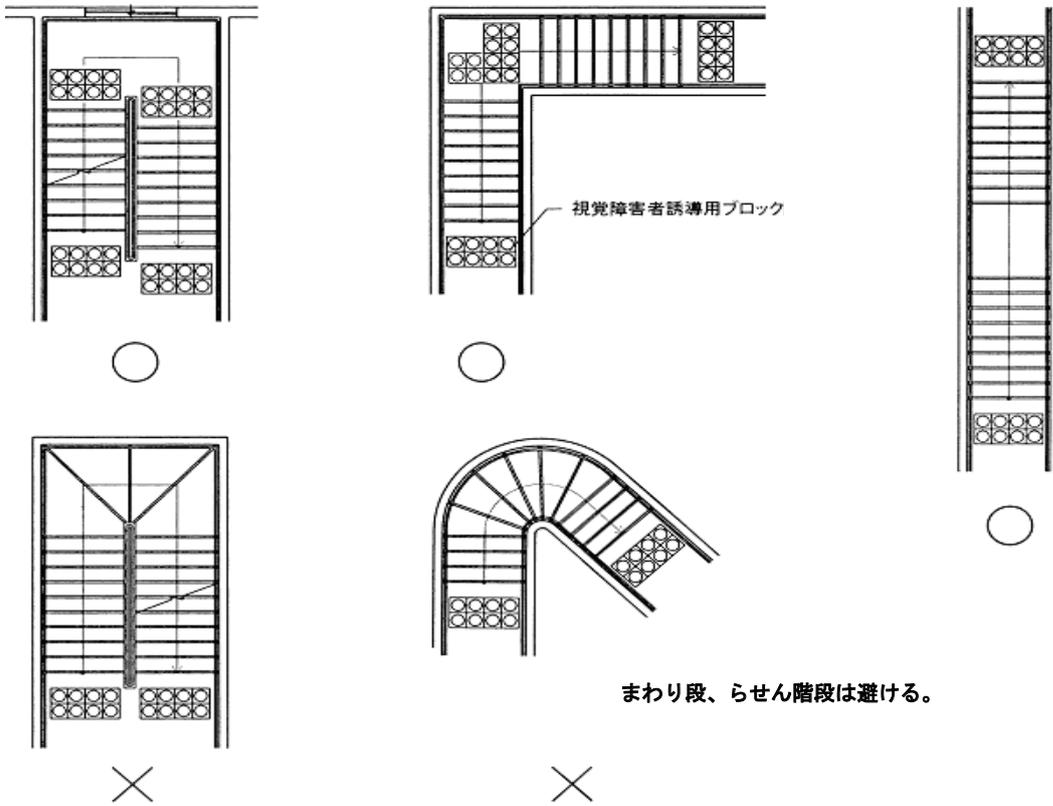
♥ 有効幅員は150cm以上とすることが望ましい。

手すり

整備基準 5-(2)

⇒「7 手すり」の項を参照

図5-2 階段の形状



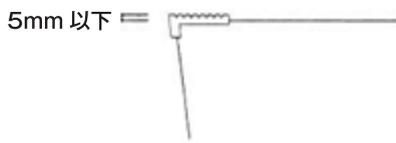
階段の形状

整備基準 1-(3)

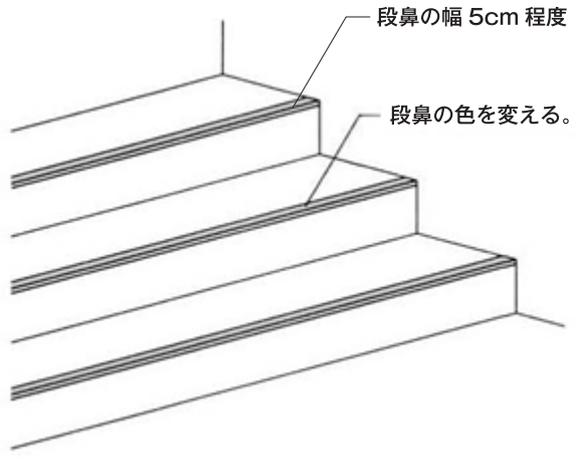
- 回り段やらせん階段は外側と内側で踏面の寸法が異なるため、段を踏み外してしまう危険があり、また、視覚障害者が方向感覚を失いやすく好ましくない。

図5-3 段の形状

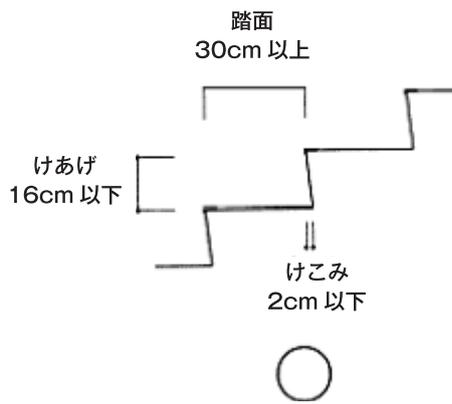
<滑り止めの例>



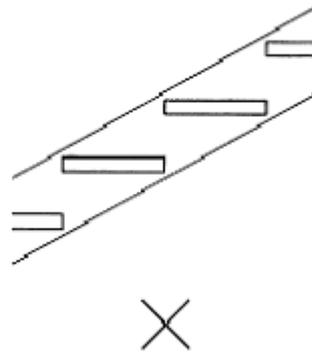
<段鼻の色の識別>



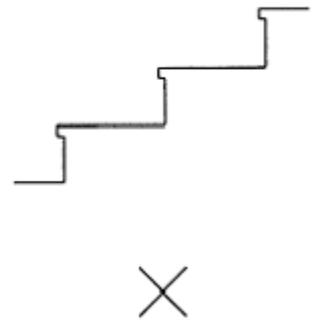
<段の形状>



数値は望ましい水準の数値を示す。



けこみ板のないものは設けない。



段鼻を突出させない。

段の形状

整備基準 8-(1)-ウ

- 金属製の滑り止めは杖が滑るので避ける。
- 滑り止めの色は踏面及び蹴上げと変化をつける。
- 段鼻は足や杖が引っかからないようにし、滑り止めも踏面から突出させないようにする。
- 段鼻部は全長にわたって踏面及び蹴上げとの色の明度、色相、又は彩度の差を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。
- ♥ 段鼻部の幅は5cm程度とし、始まりの段から終わりの段まで統一された色とすることが望ましい。
- 蹴込み板とは階段の踏板間に入れる垂直の板のことをいう。蹴込み板は足や杖が引っかからないようにし、色の変化をつけ、高齢者や弱視者が段を識別しやすいものとする。

基本的な考え

通路面に段がある場合には傾斜路を設置し、車いす使用者、高齢者を含むすべての人が安全かつ容易に通行できる構造とします。傾斜路は一般旅客が常時利用する主要な部分に設け、特別な動線にならないよう工夫します。手動車いす使用者に対しては、長距離や急傾斜の傾斜路利用が困難であることを配慮します。



指定施設整備基準

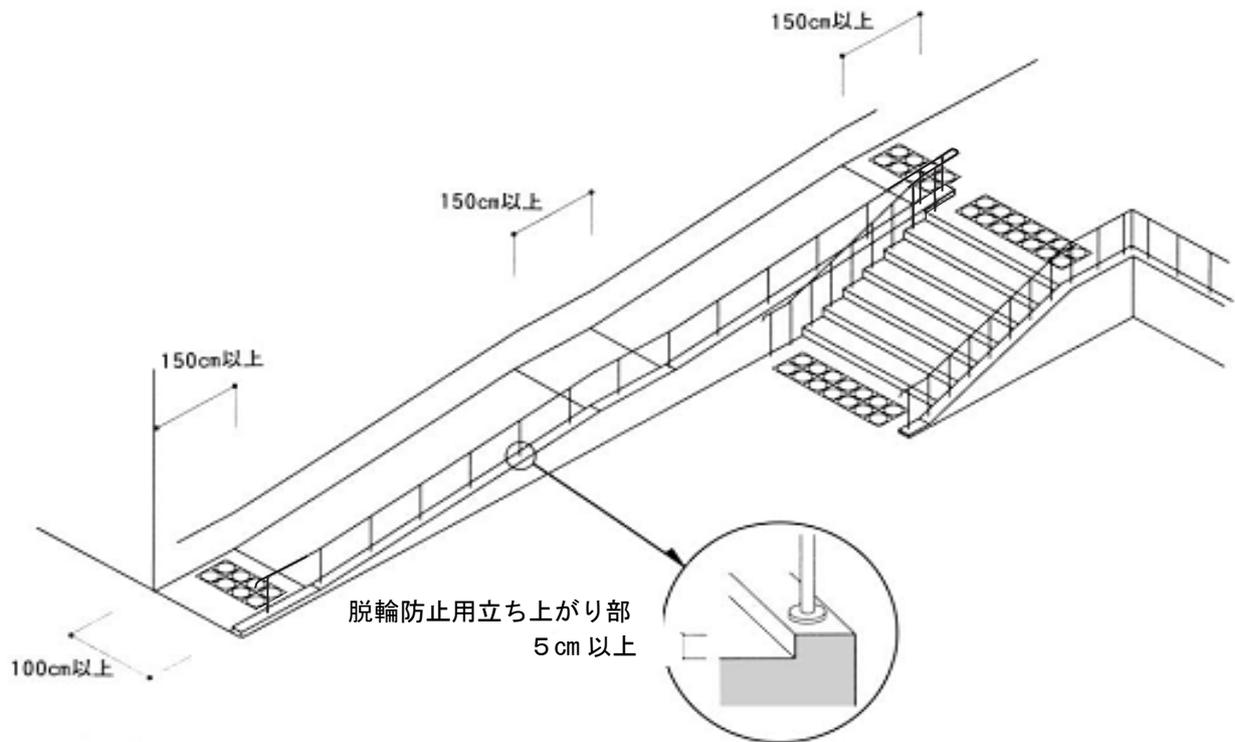


移動等円滑化された経路に傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。
- (3) 勾配は、12分の1以下とすること。
- (4) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。
- (5) 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。
- (6) 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。
- (7) 必要に応じ、7の項に定める構造の手すりを設けること。

図 6-1 傾斜路の整備例

<傾斜路の整備例 1>



<勾配の表示比較>

勾配	1 / 12	1 / 20
%	8.3	5.0
度	4.76°	2.86°

仕上げ

整備基準 6-(1)

- 車いすがスリップしないようにするため、表面は滑りにくい仕上げとする。特に水に濡れても滑りにくいものとする。

幅

整備基準 6-(2)

- 140cmは車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法である。
- ♥ 有効幅員は180cm以上とすることが望ましい。

勾配

整備基準 6-(3)

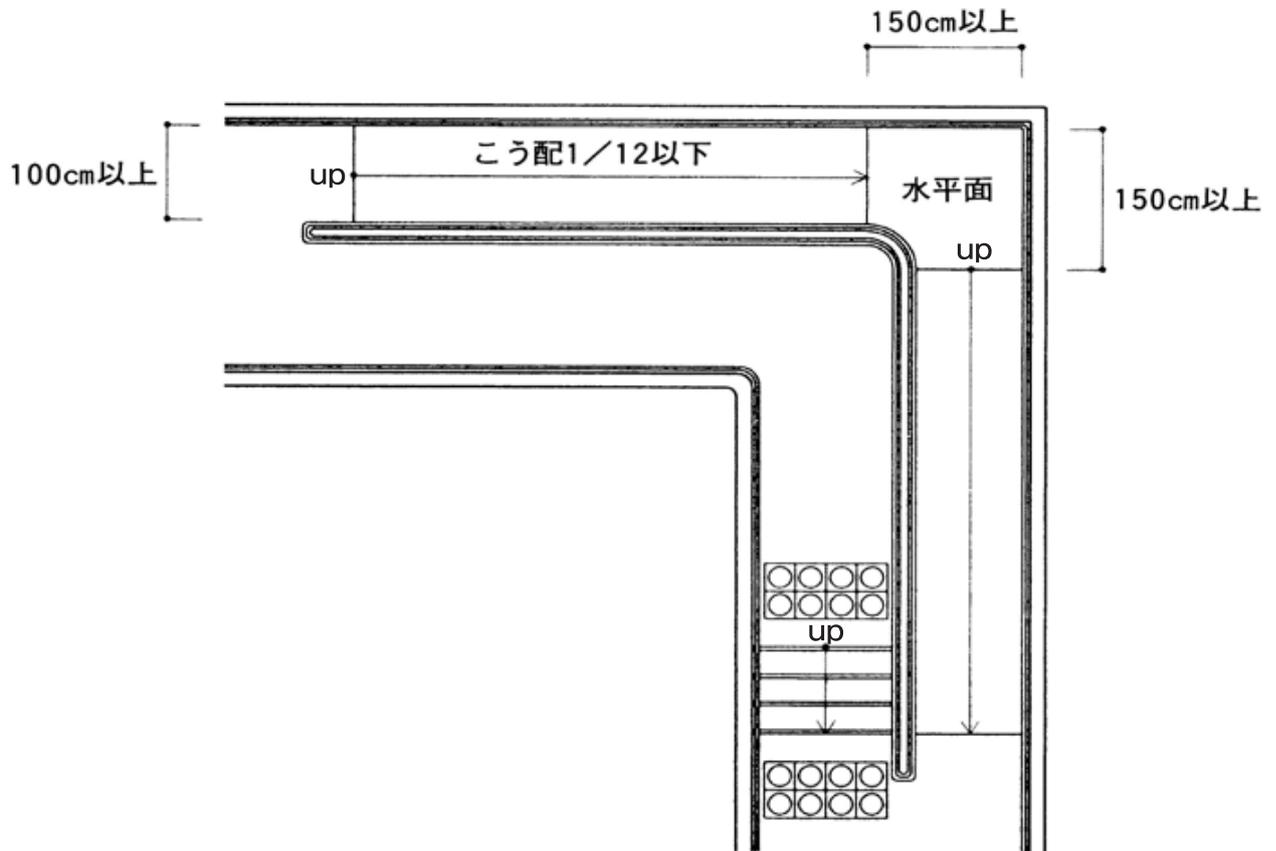
- 手動車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、屋外では1/20以下とする。
- 車いすの通行を妨げるため進行方向以外の側方へ傾斜させない。
- ♥ 屋内でも1/20以下とすることが望ましい。

手すり

- 階段に併設する傾斜路や高さ16cmを超える傾斜路の場合は特に設置が必要である。

図6-2 傾斜路の整備例

<傾斜路の整備例2>



傾斜路途中の平坦な部分

整備基準 6-(4)

- 斜路行程が長い場合や傾斜路の途中に出入口がある場合又は、傾斜路の方向が途中で変わる場合は、車いす使用者が途中で体勢をたてなおすことができる水平な踊場が必要となる。
- ♥ 屋外では高さ60cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けることが望ましい。
- 出入口前の水平面には、戸の開閉に必要なスペースを追加する。

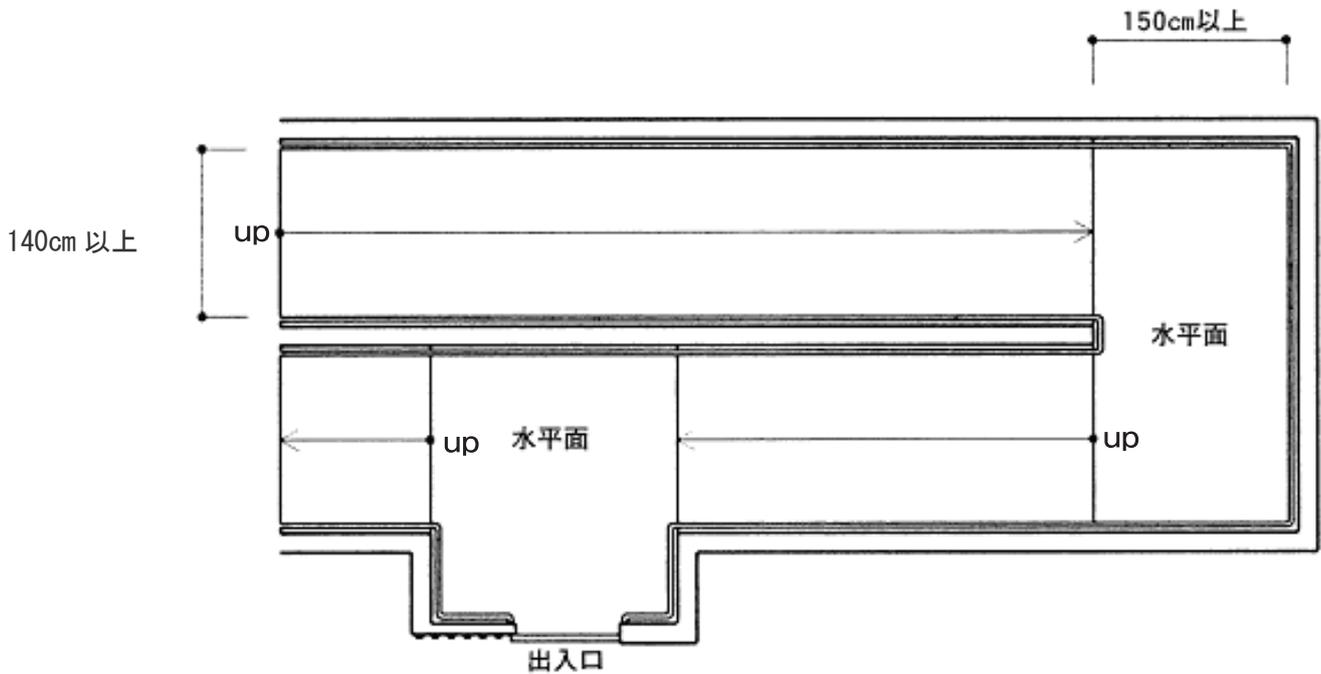
始末端部の平坦な部分

整備基準 6-(5)

- 始末端部前では前方の安全確認や休憩する等、次の動作に移るために車いすが回転できるスペースが必要である。
- ♥ 車いす使用者のより円滑な利用を想定し、長さ180cm以上の水平区間を設けることが望ましい。

図 6-3 傾斜路の整備例

<傾斜路の整備例3>



180度折り返しや傾斜路の途中に出入口のある場合は、水平面を設ける。

立ち上がり部

整備基準 6-(6)

- 転落の危険性を考慮して、柵又は腰壁を設ける。柵を設ける場合は杖や車いすのキャスターが落ちないように5cm以上の立ち上がり部を設ける。

手すり

整備基準 6-(7)

⇒「**7 手すり**」の項を参照

基本的な考え

手すりは、高齢者・障害者等の安全な歩行に配慮して階段、傾斜路に設け**ます**。誘導・落下防止等についても有効な設備であり、目的に応じた形状、高さ等に配慮**します**。

指定施設整備基準

5の項に定める構造の階段及び6の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に掲げるものでなければならない。

(1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとの併設すること。

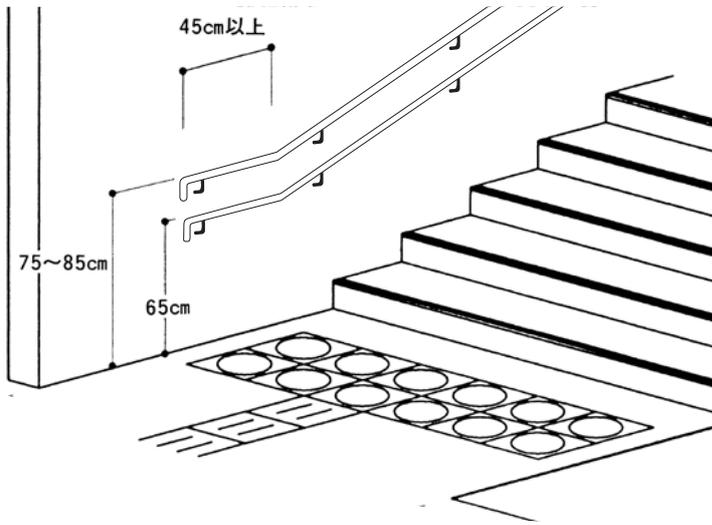
(2) 階段の踊場及び傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。

(3) 握りやすい形状とすること。

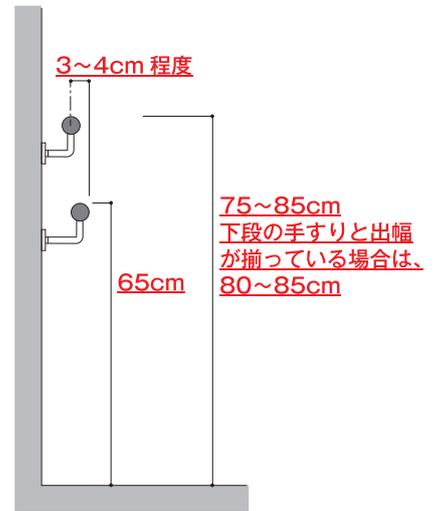
(4) 手すりは、階段及び段並びに傾斜路の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

図7-1 手すりの整備例

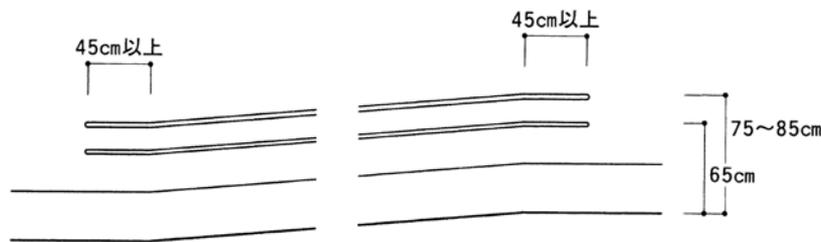
<手すりの設置例1 (階段の場合)> ♥ 広幅員の階段には必要に応じ中央部に手すり等を設けることが望ましい。



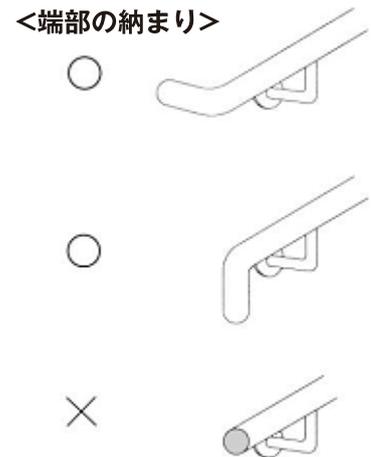
<手すりの高さ>



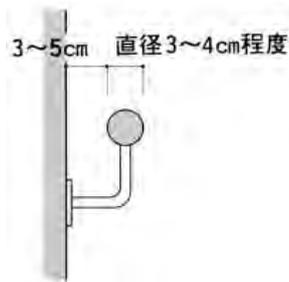
<手すりの設置例2 (傾斜路の場合)>



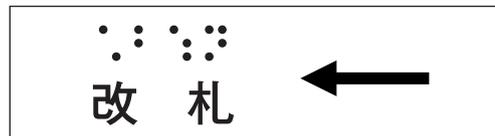
<端部の納まり>



<手すりの形状>



<点字表示の例>



その方向に何があるかを示す。点字を壁側とし、墨字を併記する。

手すり端部は、壁や床方向に巻き込むなど突出しない構造とする。

2段手すり

整備基準 7-(1)

- 低い高さの手すりは子どもや高齢者にとって利用しやすい。
- 上段、下段の手すりを壁から同じ離隔に設置した場合は、下段手すりの利用者が握りやすいよう、上段は80~85cmとする。
- 下段の手すりは子ども等が足を掛けることによる転落事故の防止に配慮する。

踊場の手すり

整備基準 7-(2)

- 安全に身体を支え休むことができるよう連続した手すりが両側に必要である。

形状

整備基準 6-(3)

- 断面が円形の手すりは、安全に身体を支えられる強度を持ち、そのために「握る」動作がしっかりとできる形状である。
- 円形の場合は、断面の直径を3~4cm程度とする。
- 壁面と手すりの離隔は3~5cmとする。

始末端部

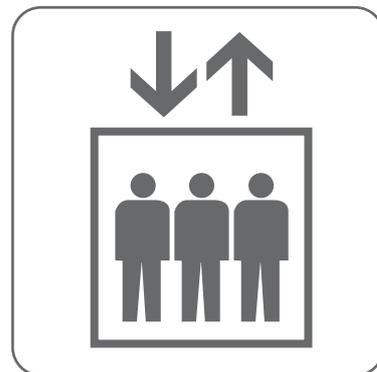
整備基準 6-(4)

- 手すりの端は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平に45cm以上延長する。

♥ 点字表示を行うことが望ましい。

基本的な考え

エレベーターは、高齢者、障害者等の垂直移動手段として有効です。エレベーター内だけでなく、乗降ロビーについても、円滑に操作できるボタンや音声案内など、高齢者、障害者等に配慮した設備を設ける必要があります。



指定施設整備基準

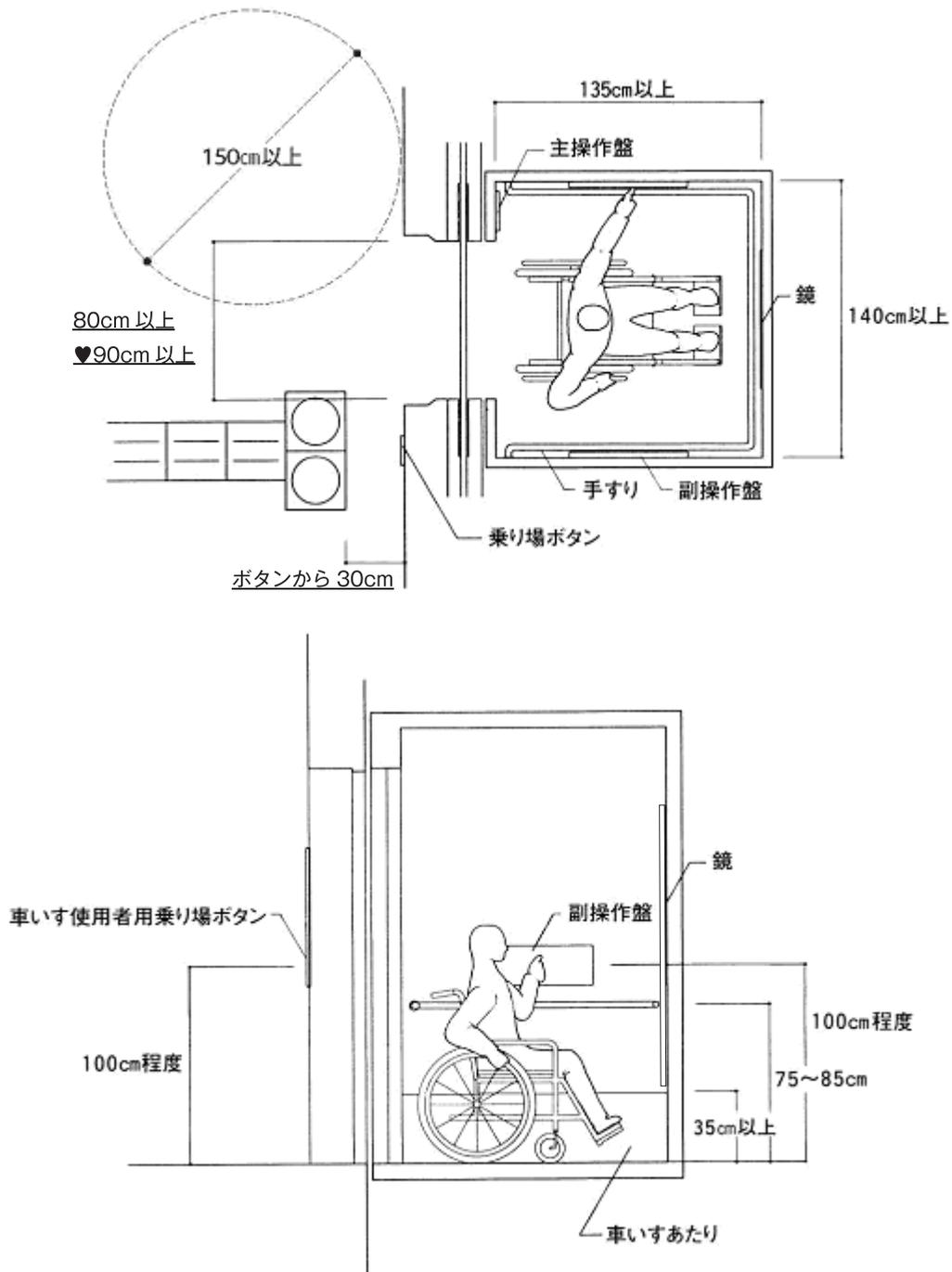


(1) エレベーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

ア	<u>かご</u> 及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。	8-1
イ	<u>かご</u> の奥行きは135センチメートル以上とし、 <u>かご</u> の幅は140センチメートル以上とすること。ただし、 <u>かご</u> の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。	
ウ	<u>かご</u> 内に、 <u>かご</u> が停止する予定の階及び <u>かご</u> の現在位置を表示する装置を設けること。	
エ	<u>かご</u> 内に、 <u>かご</u> が到着する階並びに <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	
オ	<u>かご</u> 内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	
カ	<u>かご</u> 内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	
キ	<u>かご</u> 内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。	
ク	<u>かご</u> 内又は乗降ロビーに、到着する <u>かご</u> の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	
ケ	乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	
コ	乗降ロビーに、到着する <u>かご</u> の昇降方向を表示する装置を設けること。	
サ	<u>かご</u> 及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は <u>かご</u> 外及び <u>かご</u> 内に画像を表示する設備が設置されていることにより、 <u>かご</u> 外にいる者と <u>かご</u> 内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。	

(2) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数並びにかごの幅及び奥行きは、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

図8-1 エレベーターまわりの整備例（平面・断面）



主操作盤、乗り場ボタンには、点字表示をあわせて行う。

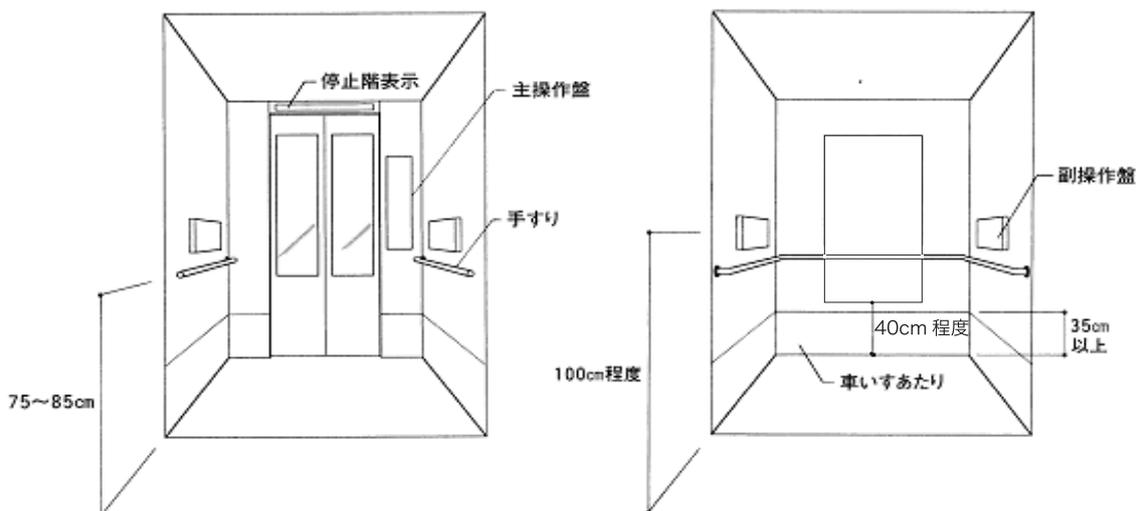
出入口の幅

整備基準 8-(1)-ア

- 80cmは、車いすで通過できる最低寸法である。

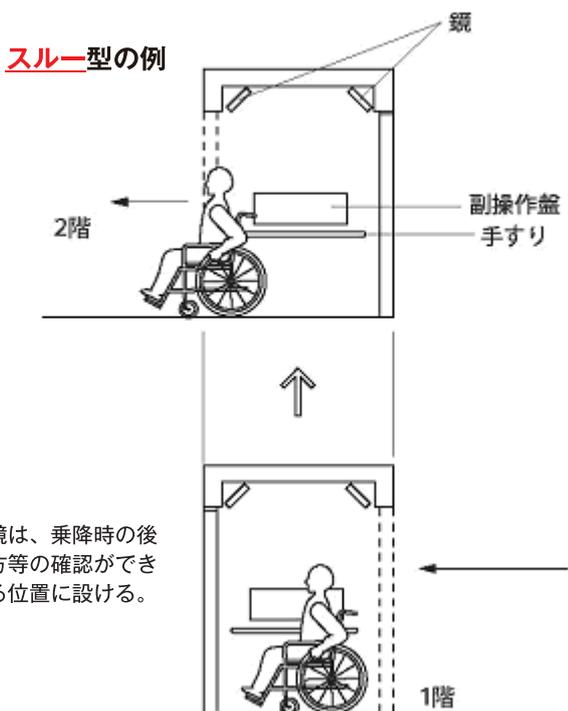
図8-2 エレベーターかご内の整備例

<エレベーターかご内整備例>

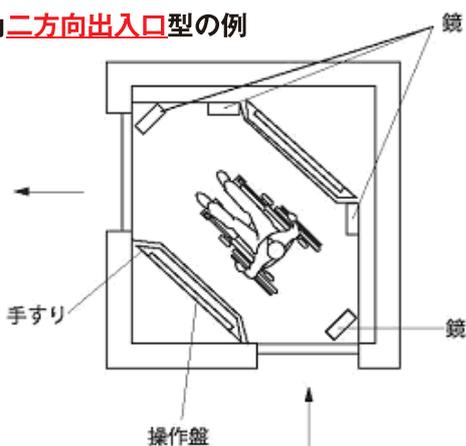


主操作盤には、音声装置を内蔵し、あわせて点字表示を行う。

<出入口が複数あるエレベーターの例>



直角二方向出入口型の例



かごの寸法

整備基準 8-(1)-イ

- 奥行135cm×幅140cmは、車いす使用者がエレベーターに乗り込み、かご内で方向を変え前進で降りることができる寸法である。
- ただし書きの場合は、かごの幅100cm以上とする。
- 直角二方向出入口型エレベーターの設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上又は安全上困難な場合及び車いす使用者が円滑に利用できるかごの大きさの場合に限定する。

♥ 利用者動線や車いす使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設置することが望ましい。ただし、かご内の平面形状や乗降ロビーのスペースによっては車いす使用者が利用できない場合もあるため、機種の設定にあたっては、十分な配慮が必要である。

♥ かごの内法寸法は奥行135cm×幅160cm以上とすることが望ましい。

外部との連絡

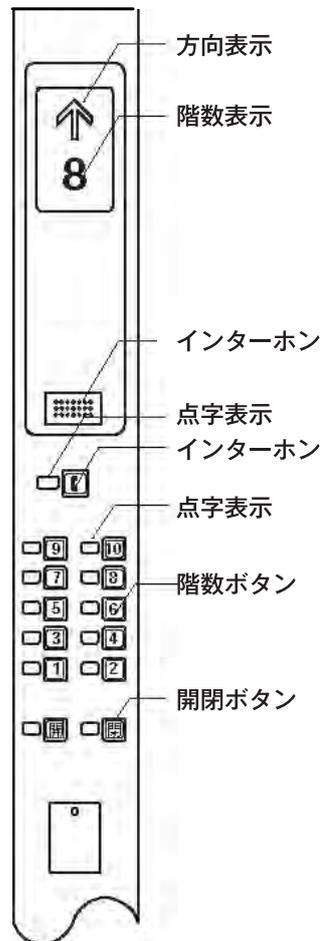
整備基準 8-(1)-サ

- 犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。
- ガラス窓を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。
- 外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等見やすい位置に設置する。

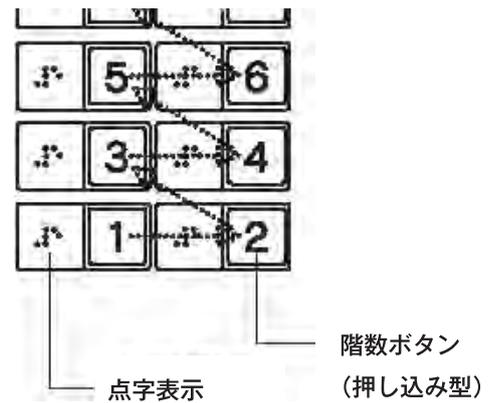
♥ かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることができる設備を設けることが望ましい。

図8-3 操作盤の例

● 縦型操作盤



● 階数ボタン



- ・ 階数ボタンは浮影表示を行う。
- ・ 階数ボタンが2列になる場合は、千鳥配列にする。

かご内の表示装置

整備基準 8-(1)-ウ

- ・ スルー型エレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声で知らせることとする。その際、視覚障害者に配慮した案内内容とする。
- ♥ 緊急時や定員オーバー等の情報伝達手段として視覚による表示を行うことが望ましい。

鏡

整備基準 8-(1)-オ

- ・ かご内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認することができる鏡を床上**40cm程度**の高さから上方へ**150cm程度**の長さで設ける。なお、出入口がスルー型や直角二方向出入口型の場合には凸面鏡等でもよい。

手すり

整備基準 8-(1)-カ

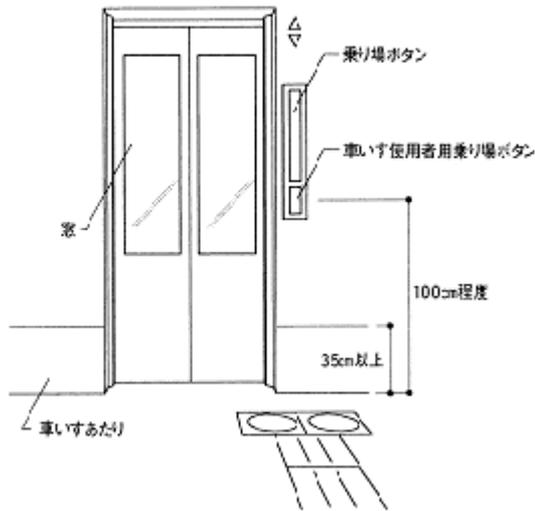
- ♥ 正面壁にも設置することが望ましい。
- ・ 握りやすい形状にする。
- ♥ 取付高さは、75～85cm程度とすることが望ましい。

操作盤

整備基準 8-(1)-キ

- ・ 車いす使用者の利用に配慮して、かご内の**両側面の壁**の中央付近に、副操作盤を床上100cm程度の高さに設ける。
- ・ 点字による表示は、視覚障害者にとって必要である。

図8-4 乗降ロビーの整備例



優先マークの例



(みなどみらい線馬車道駅)

利用者の声

エレベーターにもヘルプマークを掲示してほしいです。



乗り場ボタンには、音声装置を内蔵し、あわせて点字表示を行う。

構造

整備基準 8-(1)-ケ

- 車いすの待機、転回に支障がないように150×150cm以上の水平な空間を設けることが必要である。

表示装置

整備基準 8-(1)-コ

- 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
- 障害者、高齢者、ベビーカー利用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。
- 聴覚障害者等の利用に配慮して、文字等で情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。

参考

コラム

エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

【実際の事故事例】

電動車いす使用者がエレベーターに近接する下り階段（2段）から転落し、死亡する事故が発生しました。

事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで38cm）しており、電動車いす使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落しました。

エレベーターかご内・出入口幅の寸法ならびにロビー広さは、バリアフリー法に基づく当時の移動等円滑化基準及び整備ガイドラインに記載された内容を満たしていました。

以上の事例を踏まえ、出入口の正面方向のみでなく、出入口の左右方向にも十分な広さの空間を確保する必要があります。出入口左右方向に下り段差や下り階段、下りスロープが設置されている場合、車いす使用者等が転倒・転落するおそれがあります。

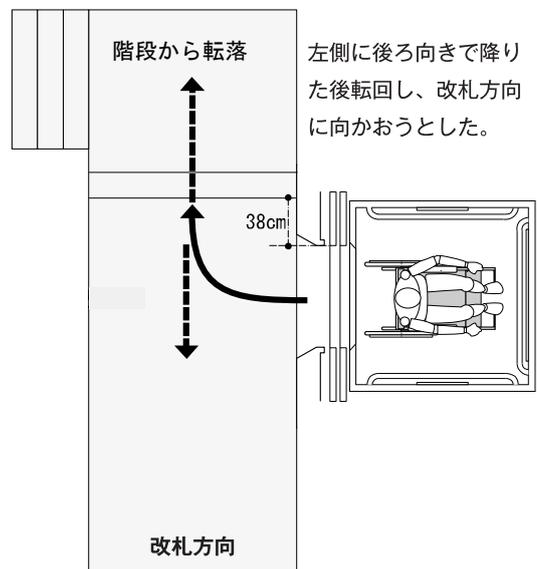


図8-5 制御装置の例

<エレベーターのかご及び昇降路寸法 [JIS A 4301-1983] 抜粋>

最大定員 (人)	かご内のり寸法 間口 (cm)	かご内のり寸法 奥行 (cm)	備考
11	140	135	
13	160	135	
15	160	150	
17	180	150	アクセシビリティ・ガイド ライン※における標準
	200	135	
20	180	170	
	200	150	
24	200	175	アクセシビリティ・ガイド ライン※における推奨
	215	160	

※アクセシビリティ・ガイドライン：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」

写真 大型エレベーターを設置した事例
 新横浜駅 20名乗り
 (車いす使用者が乗っている写真)

利用の状況を考慮したかごの大きさ

整備基準 8-(2)

- エレベーターを設置する場合には、当該公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、かごの幅及び奥行きを検討する。かごの大きさについてはJIS A 4301-1983を参考にし、設置するエレベーターのかごの幅及び奥行きを選定する。
- 緊急時の対応等に考慮し、可能な箇所にはストレッチャーを乗せることができる、奥行きのあるエレベーターを導入することが望ましい。

基本的な考え

使用時の利便性を考慮すると、エスカレーターのみによる段差解消の対応は好ましくなく、原則としてエレベーターで対応することが求められます。エスカレーターの構造・設備は高齢者、障害者等の利用に配慮したものとします。



指定施設整備基準



(1) エスカレーターを設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

- ア 踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。
- ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。
- エ ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。
- オ 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。

(2) 1の項(2)ただし書の場合に設けるエスカレーターは、次に掲げるものでなければならない。

- ア (1)に定める構造とすること。
- イ 車椅子乗用ステップ付きエスカレーターとすること。
- ウ エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。
- エ 上り専用のもつと下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。

参考

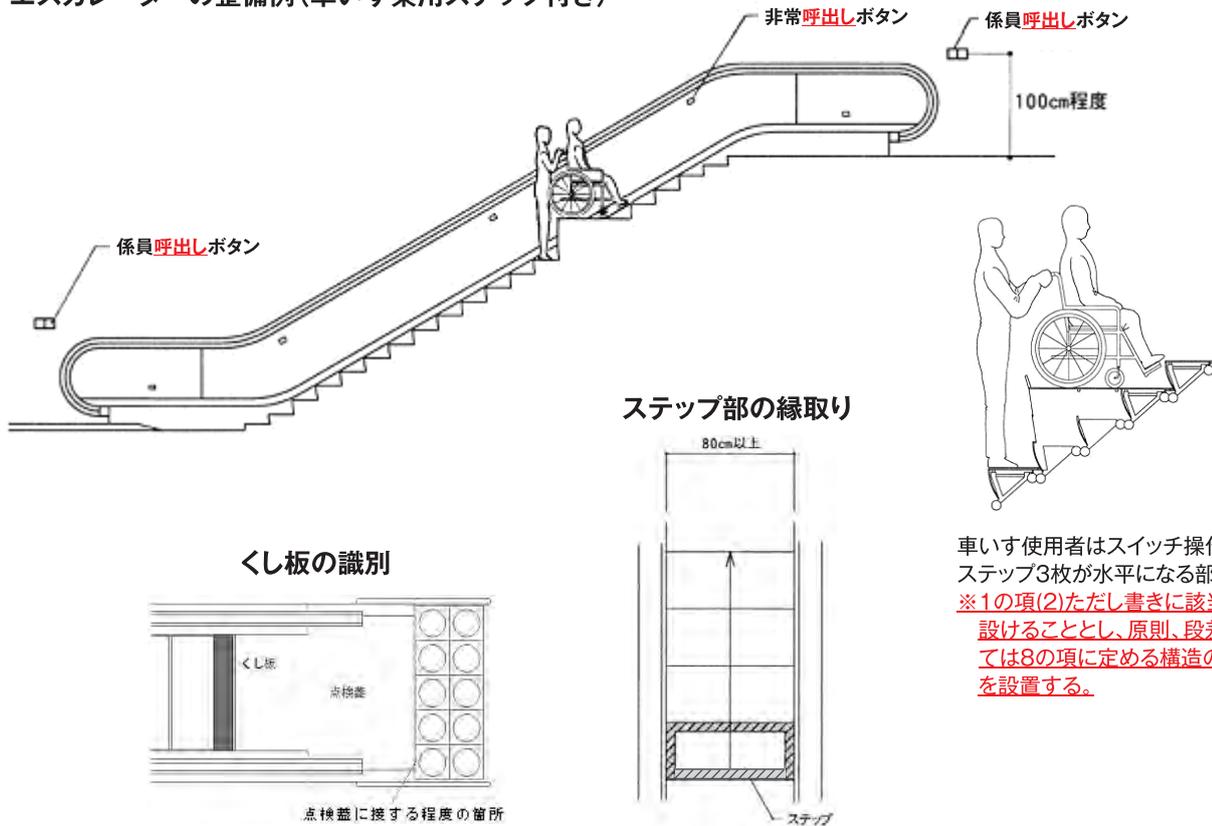
コラム

エスカレーターでの歩行への注意喚起

エスカレーターで歩行すると、転倒・転落、又は他の利用者との接触などの事故の原因となります。また、高齢者や**身体**の片側にマヒがある人、視覚障害者、子ども連れや介助者を伴っている人、補助犬を連れている人などが安心して利用できない要因となります。

図9-1 エスカレーターの整備例

エスカレーターの整備例(車いす乗用ステップ付き)



車いす使用者はスイッチ操作によりステップ3枚が水平になる部分に乗車する。
 ※1の項(2)ただし書きに該当する場合のみ設けることとし、原則、段差解消手段としては8の項に定める構造のエレベーターを設置する。

構造

整備基準 9-(1)

- ♥ 乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置することが望ましい。
- ♥ 1以上のエスカレーターは30m/分以下で運転可能なものとすることが望ましい。

踏面

整備基準 9-(1)-ア

- 踏面及び床面の材質を滑りにくいものとする。
- 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段幅は80cm以上とする。ただし、複数のエスカレーターを隣接した位置に設ける場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
- ♥ 踏み段幅100cm (S1000型) 程度とすることが望ましい。
- ♥ 乗降口のステップの水平部分は3枚とし、乗降時にはスピードが遅くなるものが望ましい。

くし板

整備基準 9-(1)-ウ

- 弱視者がくし板とステップ部分を識別しやすいものとする。

ステップの縁取り

整備基準 9-(1)-エ

- ♥ 踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにすることが望ましい。

音声案内

整備基準 9-(1)-オ

- 進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。
- ♥ 上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近の分かりやすい位置(ゲートポスト等)において、当該エスカレーターへの侵入の可否を示す。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
- 音声案内装置の設置にあたっては、周囲の暗騒音と比較して十分に聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。
- ♥ 上下方向を案内する際に男女で声を分けることが望ましい。

車いす乗用ステップ付きエスカレーター

整備基準 9-(2)-イ

- 1の項(2)ただし書きに該当する場合のみ設ける。
- 車いす乗用ステップ付きエスカレーターは電動車いす(JIS T9203)による利用が可能なものとする。
- 車いす使用者が利用する際には、エスカレーターの運転・操作を行う介助者が必要なため、係員呼出しボタンを設置する。
- また、呼出しボタンと併せて車いす使用者が利用できることを示す案内表示を設ける。

基本的な考え

ホームは危険と隣り合わせの空間であることを十分認識し、安全を第一とすることが重要です。高齢者、障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の乗降・移動を妨げないよう配慮しつつホーム上にベンチ等を設けます。

指定施設整備基準



鉄道の駅のホームは、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。
- (3) ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。
- (4) ホーム上の設置物は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。

参考

コラム

車両とホームの段差・すき間の目安値

駅のホームと車両の乗降口の段差・すき間が大きい場合、渡り板が必要になるため駅員等の介助が必要となり、車いす使用者が一人で乗り降りできないことがあります。車いす使用者が一人で円滑に乗り降りしやすいように、下記の目安値を参考に段差・すき間を小さくすることが望ましいです。

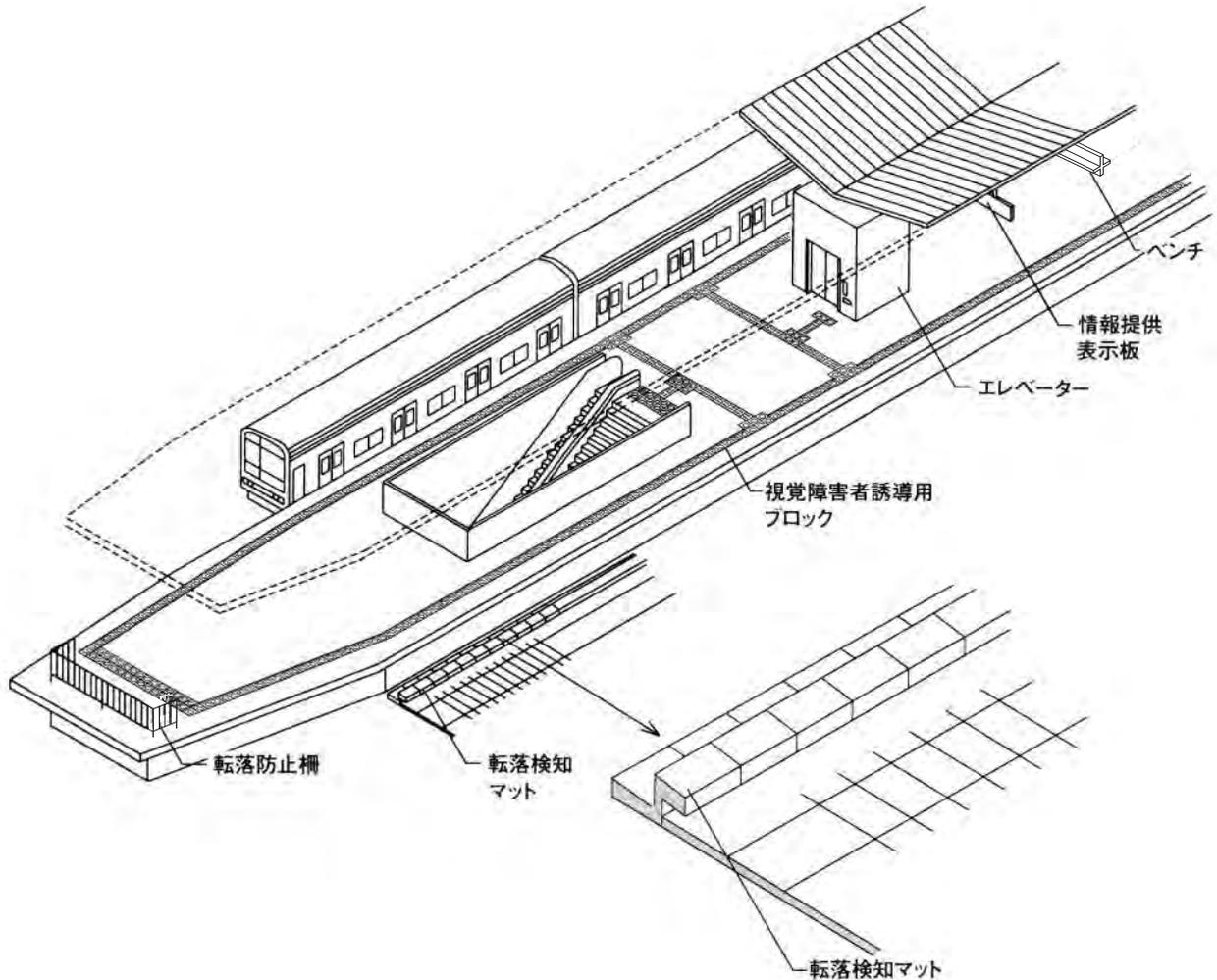
【段差・すき間の目安値】

- ・段差 3cm
- ・すき間 7cm

なお、より多くの車いす使用者が乗り降りできるよう、目安値に限らず、段差・すき間はできる限り小さくすることが望ましいです。

<出典>公共交通機関の移動等円滑化ガイドライン(旅客施設編)[令和2年3月版]

図10-1 ホームの整備例



床面の仕上げ

整備基準 10-(1)

- 滑りにくい材質とする。

転落防止柵

整備基準 10-(2)

- 転落防止柵の高さは110cm以上とする。
- ホームの線路側以外の端部を認識できる点状ブロックを敷設する。なお、敷設幅は60cm程度(少なくとも40cm程度)とする。
- ホームの線路側端部において、列車が停車することがない等乗降に支障のない箇所には、建築限界に支障しない範囲で高さ110cm以上の柵を設置する。
- ♥ ホーム上のエレベーターの出入口付近に傾斜がある場合は車いす使用者等の線路への転落防止のため、傾斜に関する注意喚起の掲示とともに柵を設置することが望ましい。

乗降口の表示

- ♥ ホームの床面等において、車いすスペースに近接する乗降口位置を表示することが望ましい。

ホームと車両のすき間

整備基準 10-(3)

- 鉄軌道車両とホームの段差又は隙間について、段差はできる限り平らに、隙間はできる限り小さいものとする。
- すき間及び段差が大きく危険な箇所には注意表示を行う。
- 車いす使用者の円滑な徐行のため十分な長さ、幅及び強度を有する渡り板等の設備を設ける。
- 渡り板は、速やかに使用できる場所に配備する。

ホーム上の設置物

整備基準 10-(4)

- 高齢者、障害者等の通行の支障にならないように配置する。
- ♥ ホーム上にはベンチを設け、高齢者、障害者等が利用しやすいようにすることが望ましい。
- ♥ ホームと車両の間にホームドアを設け転落を防止することが望ましい。
- ♥ ホームドアを設置する場合には可動部の開閉を音声や音響で知らせることが望ましい。
- ♥ ホーム上に待合室を設ける場合には、車いす使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、内部及び出入口前に直径150cm以上のスペースを設けることが望ましい。
- 壁面や柱などに取り付ける看板などは通行の支障にならないように設置する。

基本的な考え

路線バスは最も身近な公共交通機関です。障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる構造に配慮します。



指定施設整備基準



バスターミナルのバス停留所は、次に掲げるものでなければならない。

(1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内表示は、次に定める構造とすること。

- | | |
|---|---|
| ア | 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。 |
| イ | 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 |
| ウ | 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 |
| エ | 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 |
| オ | 案内表示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 |

(2) 上屋及びベンチを設けなければならない。

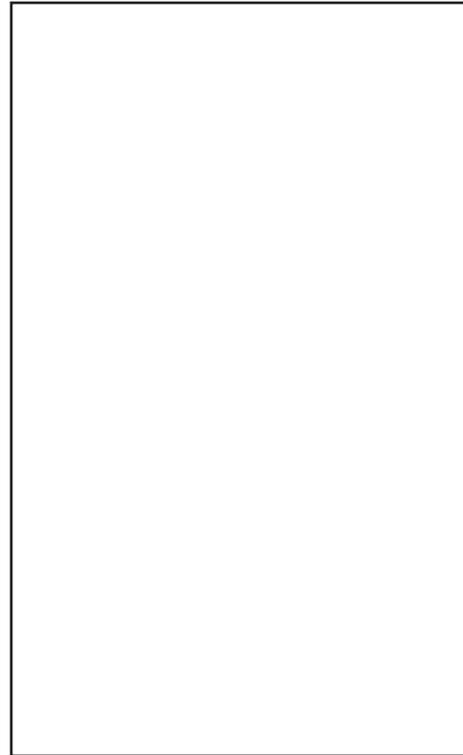
図11-1 バス停の整備例

点字表示のある行き先案内表示



(上大岡バスターミナル)

バス接近システム



(地下鉄関内駅バス停留所)

バス案内システム



(横浜駅西口バスターミナル)

案内表示

整備基準 11-(1)

- 道路Ⅱの5の「案内表示」の項を参照。
- 案内表示には点字による表示を行う。
- ♥ バス接近表示システムを設け、バスの行き先、運行系統等を文字や音声で案内することが望ましい。
- ♥ 時刻表には、ノンステップバス等の運行時間を分かりやすく表示することが望ましい。

上屋及びベンチ

整備基準 11-(2)

- 高齢者、障害者等が風雨にさらされることなくバスを待つことができる空間を確保する。
- ♥ 風防付上屋を設けることが望ましい。

乗降場

整備基準 11-(2)

- ♥ 乗降場の高さは車道から15~20cm、乗降場の幅員は200cm以上とすることが望ましい。

一般のバス停

整備基準 11-(2)

- ♥ 一般のバス停についてもこの項に定めるバス停留所に準じる構造とすることが望ましい。

基本的な考え

すべての人が、安全かつ円滑に利用できる構造に配慮します。



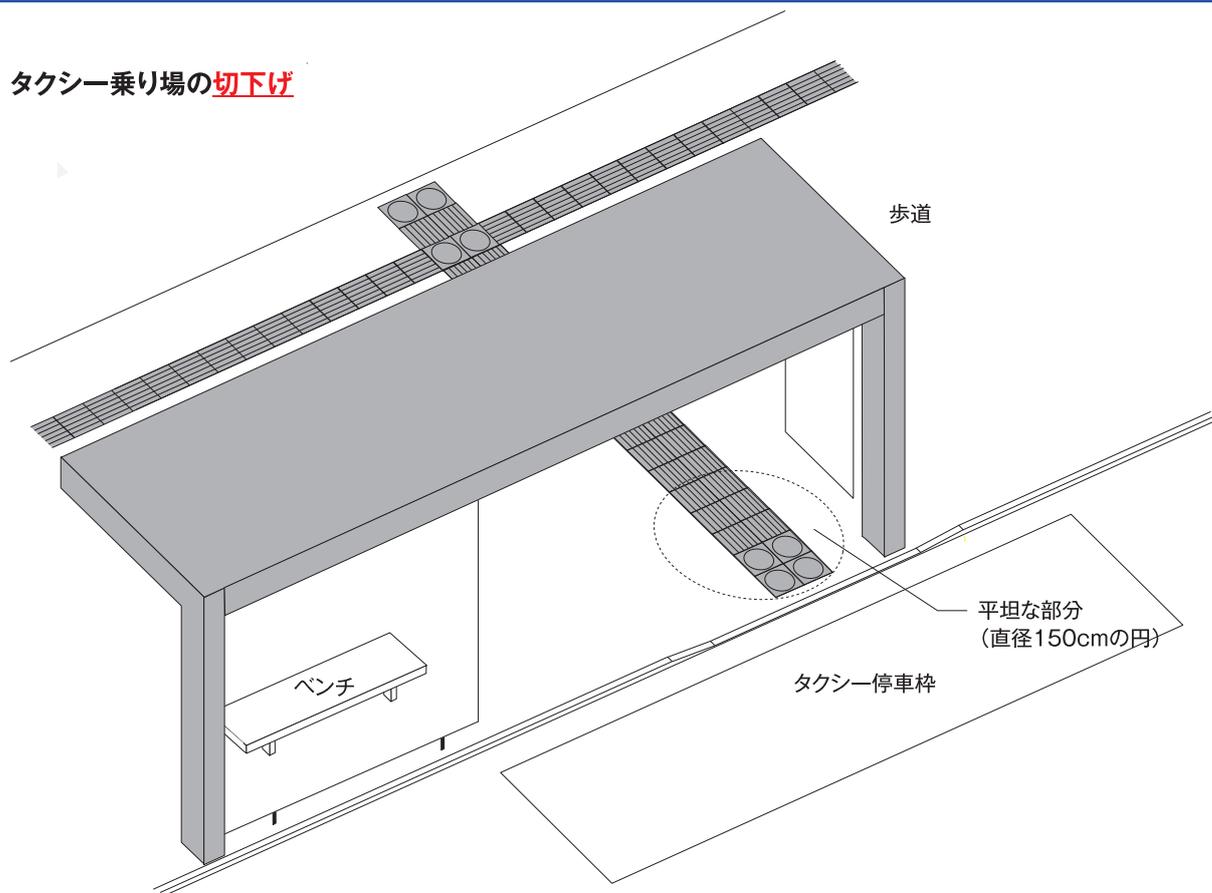
指定施設整備基準



タクシー乗り場は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。
- (2) すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。
- (3) 上屋及びベンチを設けること。

図12-1 タクシー乗り場の整備例



車道との段差

整備基準 12-(1)

- 車いす使用者の利便性と視覚障害者の安全性の確保の双方を考慮し、歩車道の境界部分の段差を2cmを標準として最小限残すとともに面取り構造とする。

♥ 乗降場に雨水が滞ることがないように、排水溝を設けることが望ましい。

こう配

整備基準 12-(2)

- 切下げによって生じるこう配の方向は、歩行者の通行動線の方
向と一致させる。

• 乗降場は、車いす使用者が滞留でき、かつ円滑に転回できるよう、平坦な部分を確保する。

上屋及びベンチ

整備基準 11-(3)

- 高齢者、障害者等が風雨にさらされることなくタクシーを待つことができる空間を確保する。
- 上屋とともに、高齢者、障害者等に配慮しベンチを設ける。

基本的な考え

多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房の他に、乳幼児用の設備を有する便房の設置などを適切に配置する必要があります。特定の便房への利用者が集中することを避けるため、個別の機能ごとに便房を設置するなど、各種設備・機能を使所全体に適切に分散して配置することが重要です。また、近年では男女共用の便房設置に関するニーズが高まっており、異性介助による便所利用の場合など、利用者の状況に配慮した便所・便房の設計が求められています。



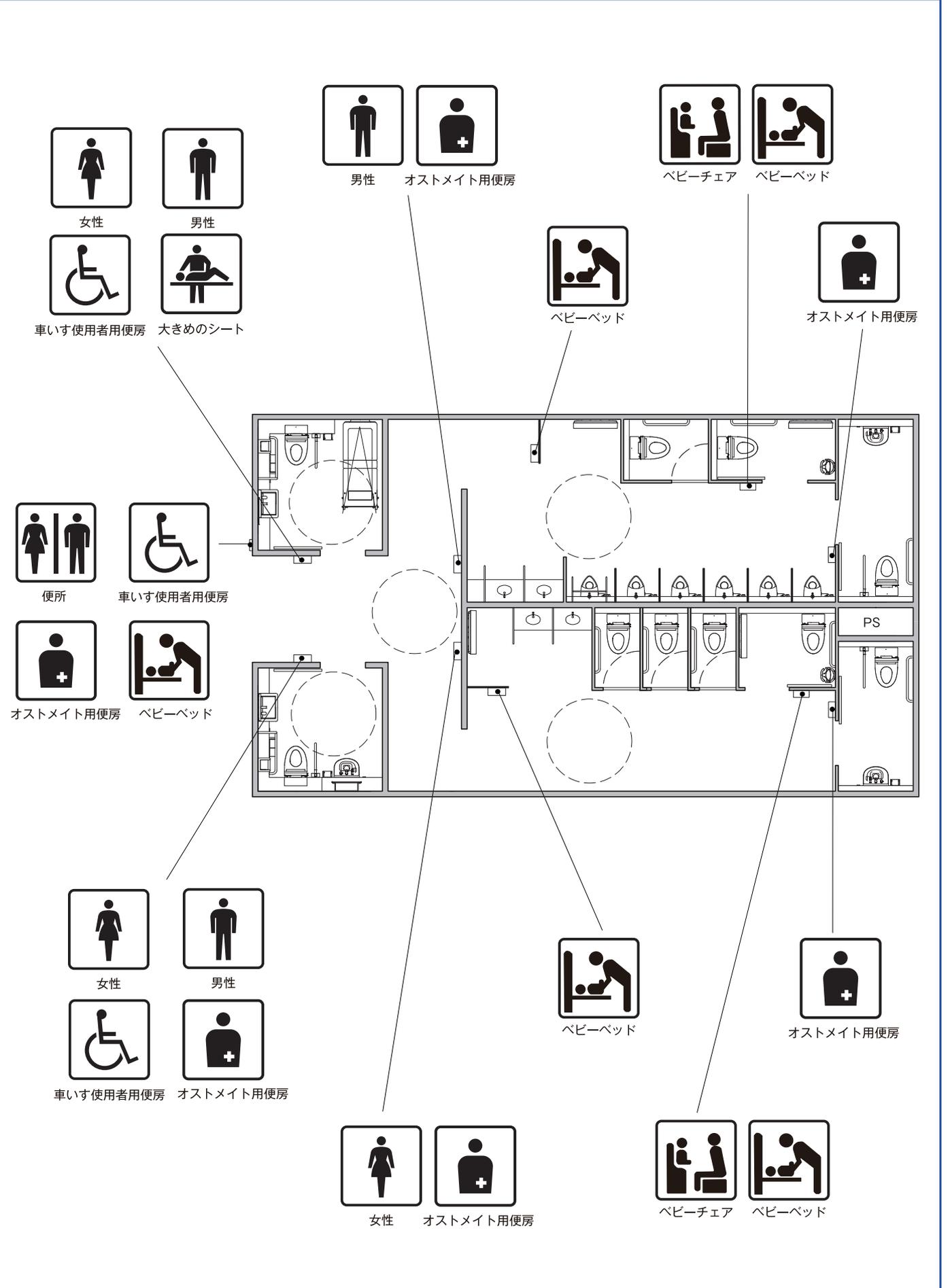
1. 全ての便所に関する基準

指定施設整備基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。

ア	便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	9-1
イ	便所の出入口に戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	
ウ	(2)アに定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸、腰掛便座及び手すりを有するものを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	<u>9-1</u>
エ	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
オ	男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類するものとし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。	
カ	洗面台を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	
キ	便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所内部の主な構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。	
ク	便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	

図13-2 便所の標識の整備例



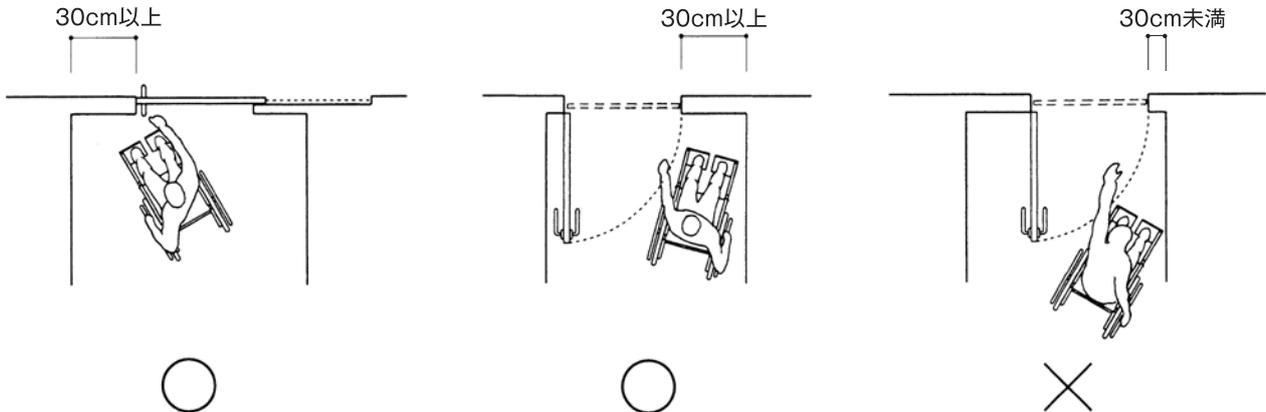
機能分散

車いす使用者用トイレの利用者集中を解消するため、多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応することができる設計を検討することが重要です。多機能トイレを否定するものではありませんが、車いす使用者用トイレの設置数を増やす、オストメイト対応設備を多機能トイレだけでなく、男女トイレにも設置する、乳幼児連れ用設備をトイレブースの外にも設置するなど、実際の利用者の状況を考慮し、利用者集中を解消できるように設計してください。

男女共用トイレ

図13-3 便所の出入口・便所の戸

戸の開閉時に必要なスペース



便所の出入口

整備基準 13-(1)-ア

- 80cmは、車いすで通過できる最低寸法である。

便所の戸

整備基準 13-(1)-イ

- 高齢者、障害者等にとって戸の開閉動作のしやすさでは、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっともよい。
- 取っ手は、高齢者、障害者等が使いやすい高さ（床面から90cm程度）に設ける。取っ手は、握り玉は操作が困難な人もいるので避け、レバー式又は棒状のものとする。
- 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、高齢者、障害者等が利用しやすいように設定する。
- 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉できるものとする。
- 開き戸とする場合は、開閉速度を調節するためドアチェックを設けるとともに、袖壁(30cm以上)と開閉スペースを確保する。なお、ドアチェック(ドアクローザー)は開く際に大きな力を要しないものとする。

参考

コラム

大きめのシート

大きめのシートは、主に着替え、おむつ交換、排せつ（自己導尿等）を行う際に使用されます。車いす使用者（介助者が同伴している場合も含む）や高齢者、体の大きい子どもや大人でも利用することが可能なため、設置の要望が高い設備です。シートの大きさは、幅60cm以上×長さ125cm以上、高さ50cm程度です

横型タイプ（収納時の奥行き20cm程度）や縦型タイプ（収納時の奥行き30cm程度）があり、スペースやレイアウトに応じて選択できます。



横型タイプ

縦型タイプ

車いす使用者用便房を複数設ける場合には、そのうち、1以上を大きめのシートを設けた便房とすることが望ましいです。

不特定かつ多数が利用する公共性の高い施設は、大きめのシートを設けた便房は男女が共用できる位置に配置し、その旨の表示を行うことが求められています。

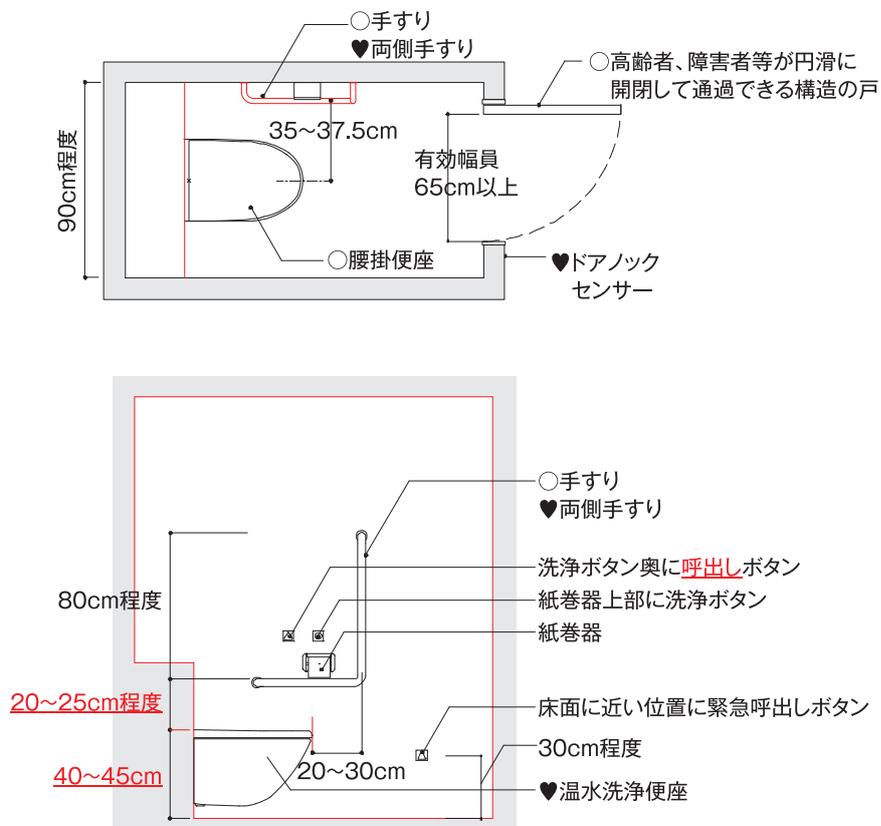
車いす使用者の声

大人は車いすに座ったままのおむつ交換は難しいので、ベビーベッドだけでなく、大きめのシートも設置してほしいです。



<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

図13-4 便所の構造



便所の戸

整備基準 13-(1)-ウ

- 開き戸とする場合は、便房内で人が倒れていると戸が開かなくなるため、外開き（当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮をする）や緊急時には外部から開けられる構造とすること。
- 手動引き戸を設ける場合は、軽い材質のものとしたり、取り付けを工夫するなどできるだけ小さな力で開閉できるようにする。
- 手動引き戸の取っ手は棒状とする。
- ♥ 便房の戸は引き戸（2枚式引き戸を含む）や折戸等を採用することが望ましい。
- 戸及び施錠装置は容易に操作できるものを使用し、それと連動して外側に色又は文字で使用可否の表示が出るようにする。
- ♥ 色相、明度、彩度に配慮したコントラストがつき、また、読みやすい字体とサイズの文字により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字表示も併記することが望ましい。
- ♥ 聴覚障害者がドアノックを感知できるよう、発光するドアノックセンサー等を設置することが望ましい。

床面

整備基準 13-(1)-工

- 滑りにくい床材を使用する。
- 排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないようにする。

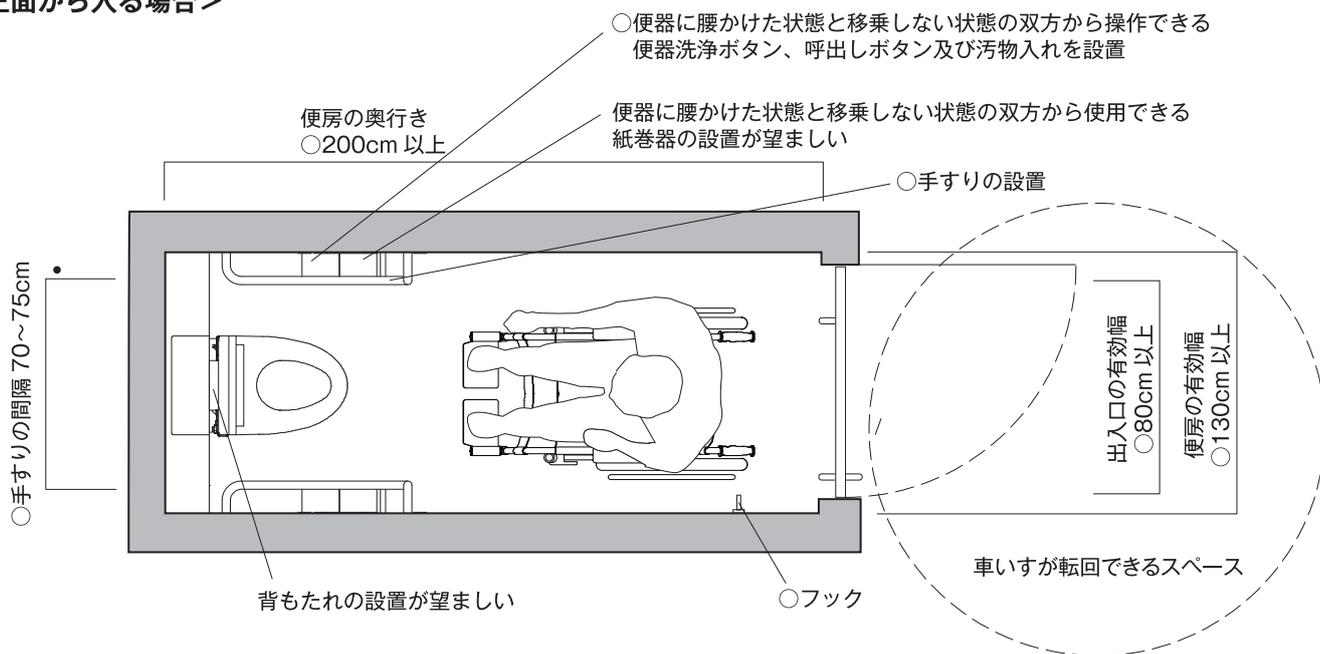
便房内の構造

整備基準 13-(1)-ウ

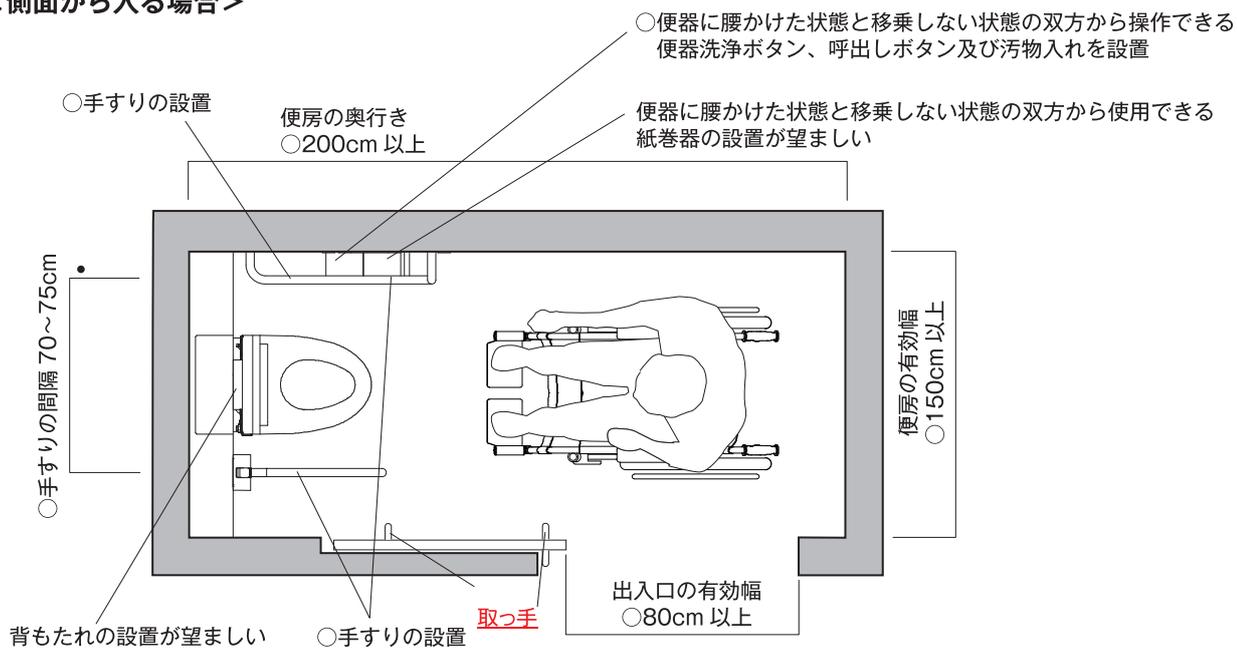
- 腰掛け式便器と手すりは、高齢者等の歩行困難者の立ち居を補助したり、用便中の姿勢を安定させるために必要である。
- 手すり、洗浄ボタン、紙巻器の位置を決める際は、手すりを優先する。配置については日本産業規格（JIS S0026）によるものとする。
- 洗浄ボタンと呼出しボタンの色と形状も、日本産業規格（JIS S0026）を参考とすること。（例：無彩色又は寒色系と暖色系。丸型と四角形又は三角形。）
- ♥ 手すりは両側に設けることが望ましい。
- ♥ 便房内には、杖や傘などを立てかけられるフック等を設けることが望ましい。
- ♥ 呼出しボタンを設けることが望ましい。

図13-5 広めの便所の整備例

<正面から入る場合>



<側面から入る場合>



広めの便房

整備基準 13-(1)-ウ

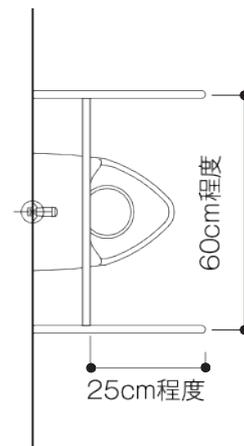
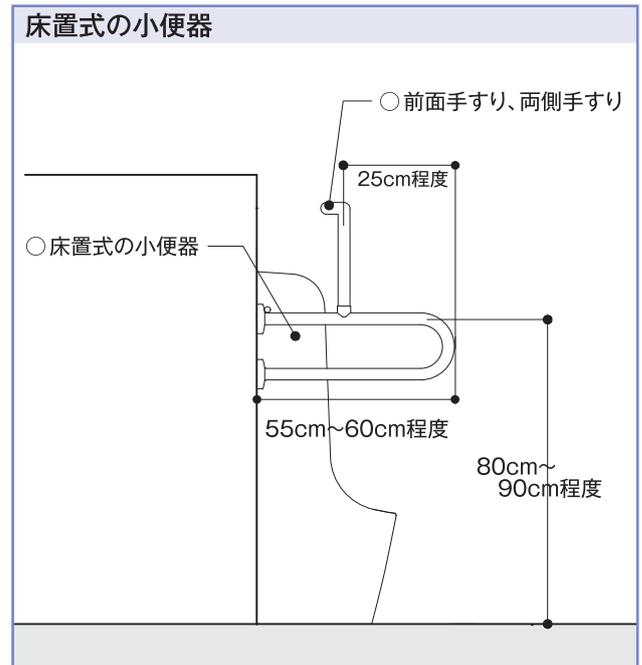
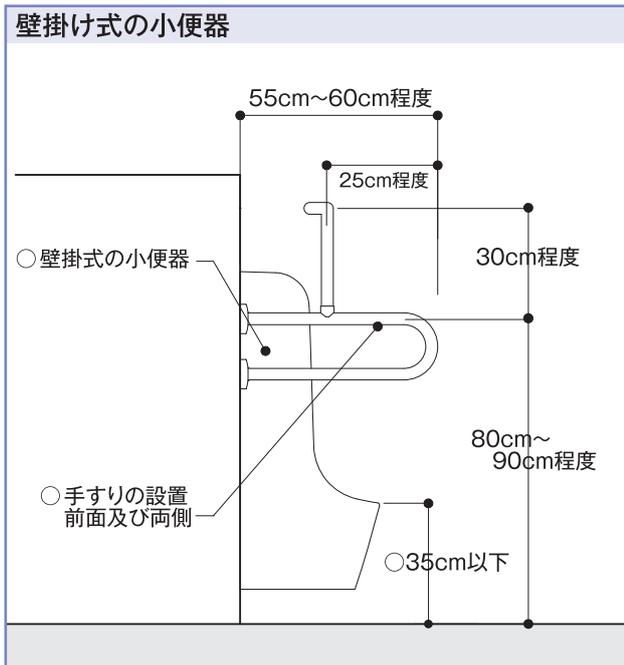
♥ 手動車いすの利用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する広め便房を設置することが望ましい。

♥ 戸の取っ手は引き戸の場合、戸の内側の左右両側に設置することが望ましい。

♥ 広めの便房は、小型の手動車いす（全長約85cm、全幅約60cmを想定）で利用可能なスペースを確保することが望ましい。

正面から入る場合：有効奥行き200cm以上、有効幅130cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口の確保
側面から入る場合：有効奥行き180cm以上、有効幅150cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口の確保

図13-6 小便器の例



<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

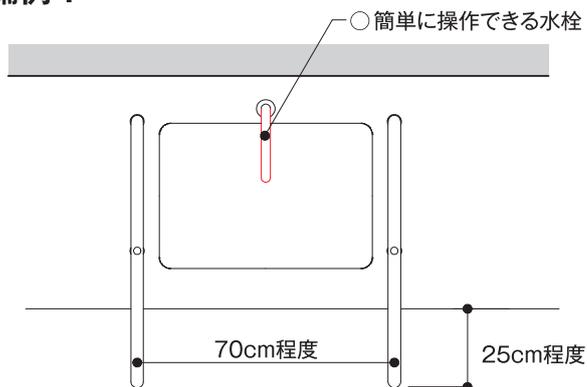
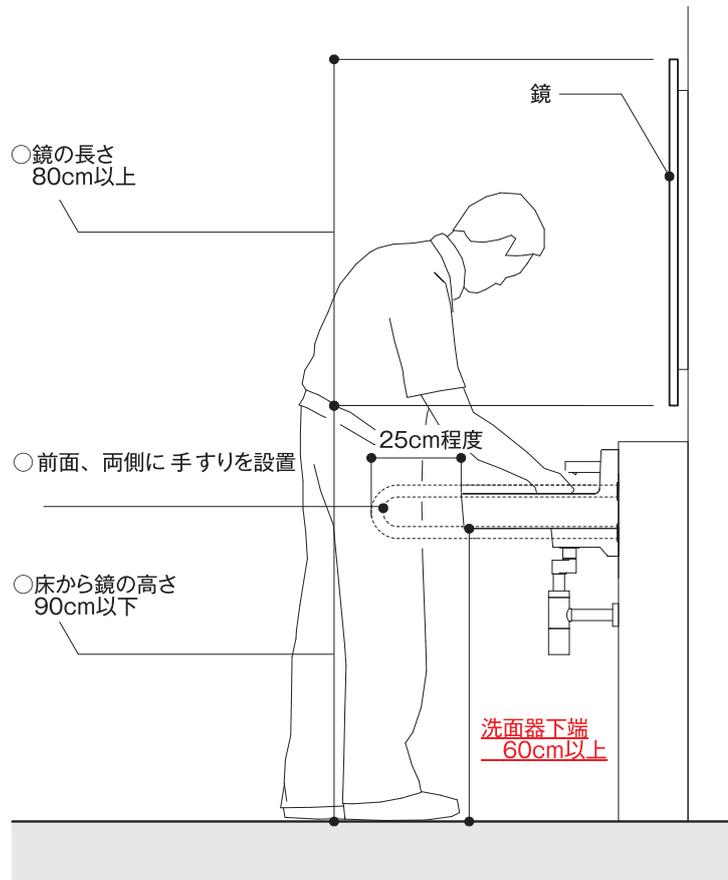
小便器

整備基準 13-(1)-オ

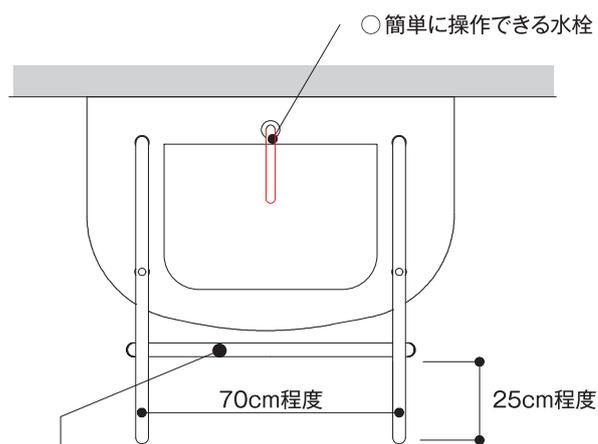
- 手すりは便所の入口から最も近い小便器に設置する。
- 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な体を支えながら用を足せる構造が必要となる。胸あて用の手すりは小便器に十分近づけて取り付け。
- 小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。

図13-7 洗面台まわりの整備例

洗面器まわりの整備例1



洗面器まわりの整備例2



洗面器にもたれかかっても十分に耐えうる強度がある場合は、前面の手すりは不要

洗面台

整備基準 13-(1)-カ

- 洗面器は両側に手すりを設けること。当該洗面器は手すりが行の支障とならない箇所に設ける。
- 洗面器は荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができるものとする。ただし、当該洗面器の手前に手すりを設ける場合はこの限りではない。
- 水栓はレバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする。
- 洗面器の下端の高さは車いす使用者のひざが入るよう60cm程度とし、上端は75~80cm以下とする。
- 車いす使用者が座った状態で映り、立位の利用者も立ったままで写るよう、洗面台の鏡は床上90cm以下の高さから上方へ垂直に80cm以上の長さで設ける。

♥ 洗面台まわりに石けん容器やハンドドライヤー等を設置する場合には、床上80~100cm程度の操作可能な高さで、洗面台中央から75cm程度の範囲で設置することが望ましい。

図 13-8 便所の案内設備

視覚障害者の声



- ・触知案内に鉄粉やほこりが付着して触れないことがあるので、音声による案内も充実させてほしいです。
- ・トイレ以外の色々な情報も音声で流れるため、音声を常に流す場合は音の種類や音質を変えたり、センサーで反応する設備があったりするとわかりやすいです。
- ・冷たい材質を避けるような配慮があると良いです。

音や点字による案内設備

整備基準 13-(1)-キ

- ・音や点字等による設備とは、以下に示すような設備である。
 - ・音響音声案内装置：音響または音声で設備等の位置・方向や車両等の運行・運航案内を示すもの
 - ・触知案内図等：点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すもの
 - ・点字表示：点字で経路の行先や運賃等を示すもの
- ♥ 出入口付近に、それぞれの箇所の移動方向にある主要な設備等の位置や方向を示す音声・音響案内を設置することが望ましい。
- ・現在位置や個室の位置が極めて簡略化された記載にならないよう、触知案内はわかりやすい案内とすること。
- ・触知案内図等は、床から中心までの高さが140cmから150cm程度となるよう設置する。

- ♥ 触知案内図等に、スピーカーを内蔵式押しボタンやセンサーによって作動する音声案内装置を設置することが望ましい。
- ♥ この装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後ろ、左、右」などわかりやすい言葉を用いて、簡明瞭に施設等の方向を指示することが望ましい。
- ♥ 太まかな位置を示す情報と、便所の個別の位置関係をつかむ情報は、異なる場所から別々に流すことが望ましい。
- ♥ 便所が点在している場合には、それぞれの出入口に音声案内又は触知案内を設けることが望ましい。また、点在している他方の便所の位置も併せて案内することが望ましい。

設置場所

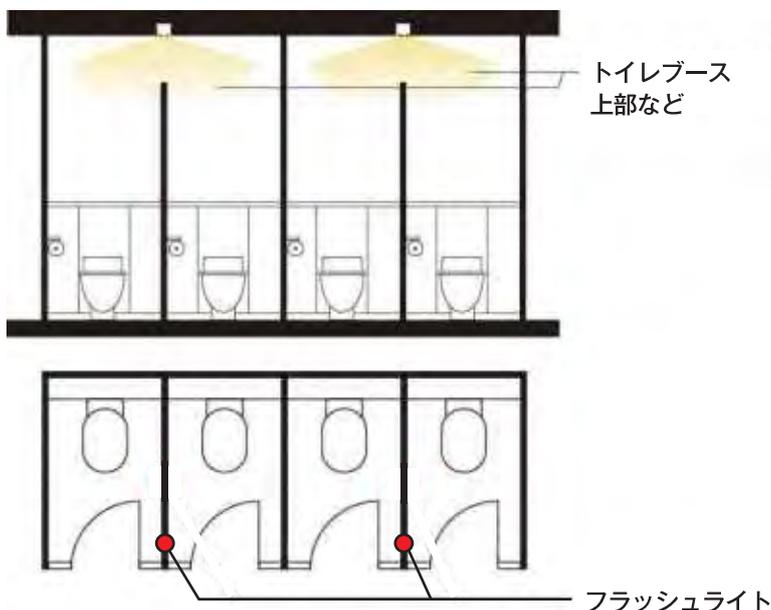
整備基準 13-(1)-ク

- ・高齢者、障害者等の利便性の向上及び普段の維持管理上の理由から、他の便所と一体で設置し、かつプライバシーに配慮し通路に直接面することは避ける。

参考

フラッシュライト

聴覚障害者に配慮し、緊急事態の情報を光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましいです。フラッシュライトを設置する場合は、トイレブース内の扉等にフラッシュライトの点滅が緊急事態を表す旨を表示することや、トイレブースの扉を閉じた状態で、すべてのトイレブース内から下を向いていてもその点滅が十分認識できる位置に設置する必要があります。また、ドアノックセンサーとの違いが分かる配慮が必要です。

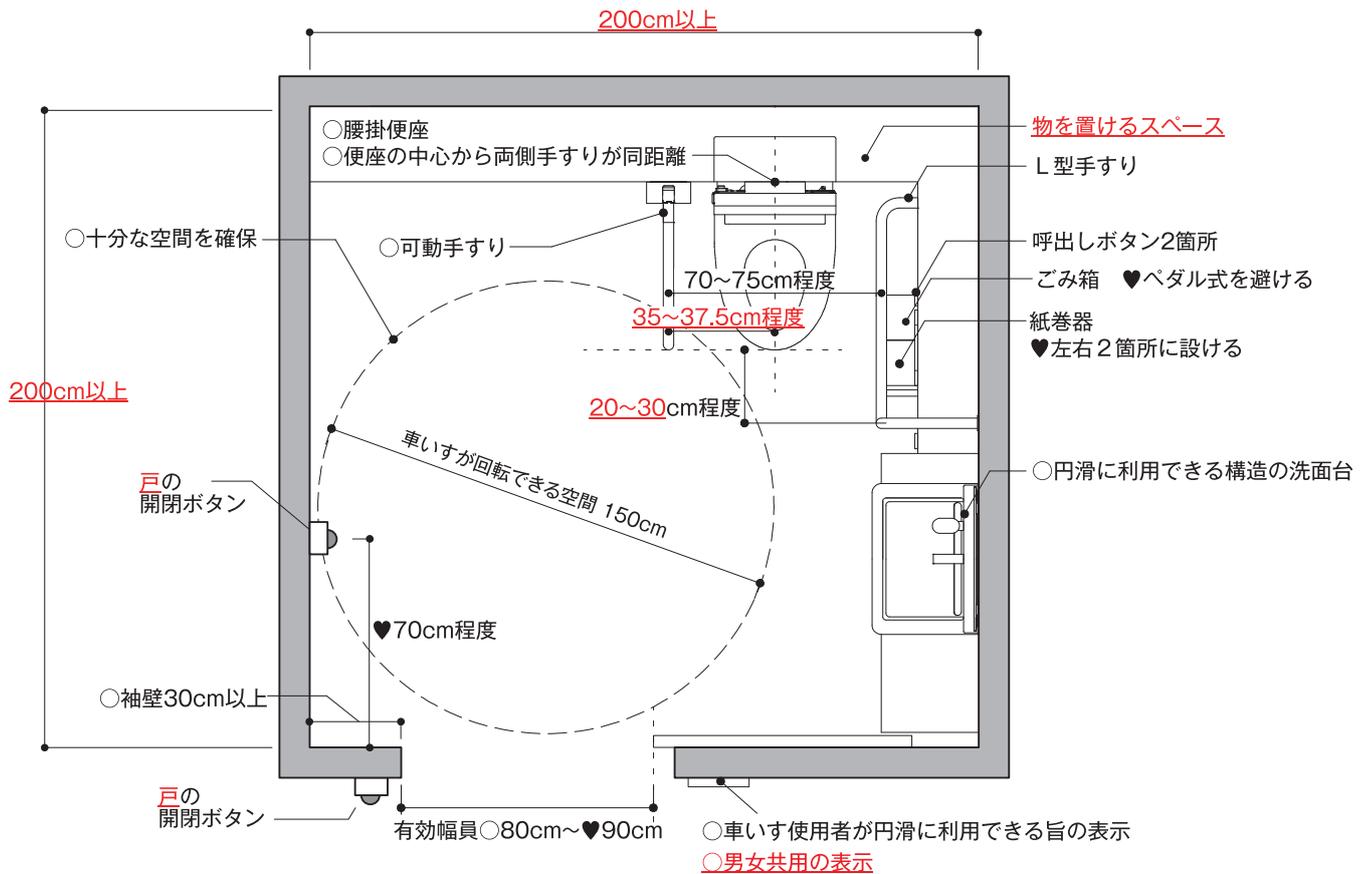


コラム

2-1.車いす使用者用便房に関する基準

指定施設整備基準		図
(2)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りではない。）は、次に掲げるものでなければならない。	
ア	便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、6の項に定める構造の傾斜路と併設した床面については、この限りでない。	
イ	便所内に、車いす使用者が円滑に利用することができる次に掲げる構造の便房を1以上設けること。	
(7)	便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	
(イ)	便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	
(ウ)	当該便房の出入口の戸又はその付近には、車いす使用者が円滑に利用することができる旨を表示すること。	
(I)	車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保すること。	
(オ)	腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。	
(カ)	洗面台を1以上設け、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。	

図13-9 車いす使用者用便房整備例



段

整備基準 13-(2)-ア

- 便所は床面を水洗いする関係上、入口に数cm程度の段が生じる場合についても、高齢者、障害者等の通行の支障とならないよう、すりつけ等の工夫により段を処理する。

出入口の幅

整備基準 13-(2)-イ-(7)

- 80cmは、車いすで通過できる最低寸法である。
- ♥ 便所の出入口から便房の出入口までの通路の幅は、140cm以上確保することが望ましい。

便房内のスペース

整備基準 13-(2)-イ-(I)

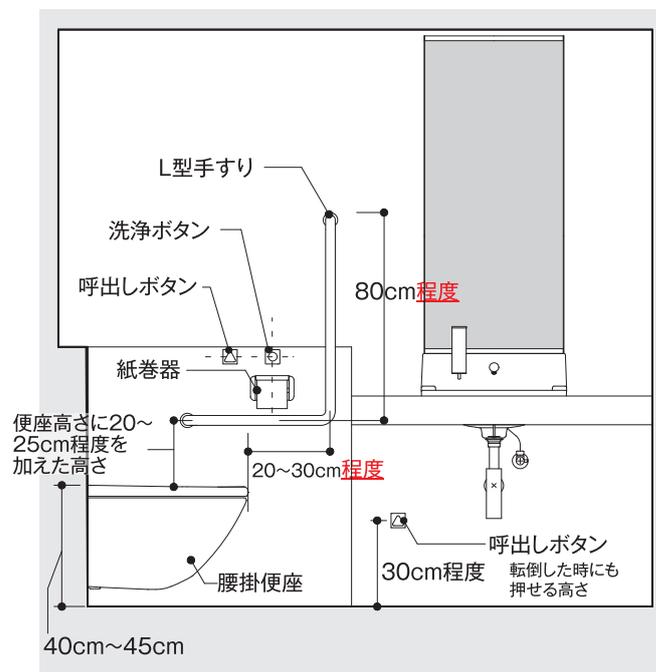
- ♥ 便器前方のスペースは車いすで正面からアプローチできるように、120cm以上確保することが望ましい。その際、正面からのアプローチを邪魔しないよう、洗面器の配置や納め方を工夫する。

戸の構造

整備基準 13-(2)-イ-(I)

- 開き戸は開閉が困難であるため避ける。
- ♥ 車いす使用者が通過しやすい構造の戸として、手動引き戸よりも自動引き戸が望ましい。
- ♥ 戸の開閉ボタンの設置高さは100cm程度とすることが望ましい。
- 手動引き戸を設ける場合は、軽い材質のものとしたり、取り付けを工夫するなどできるだけ小さな力で開閉できるようにする。
- 手動引き戸の取っ手は棒状とする。
- 施錠装置は、車いす使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さのものを使用し、非常時に外側から解錠できるものとする。また、外側に使用中ということが見やすい表示が出るようにする。
- 自動式の戸の場合、手かざしセンサー式が使いにくい人もいるため、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサーだけの設置は避ける。
- ♥ 便所の戸の前には、直径150cm以上のスペースを確保することが望ましい。

図13-10 便房内の設備の整備例



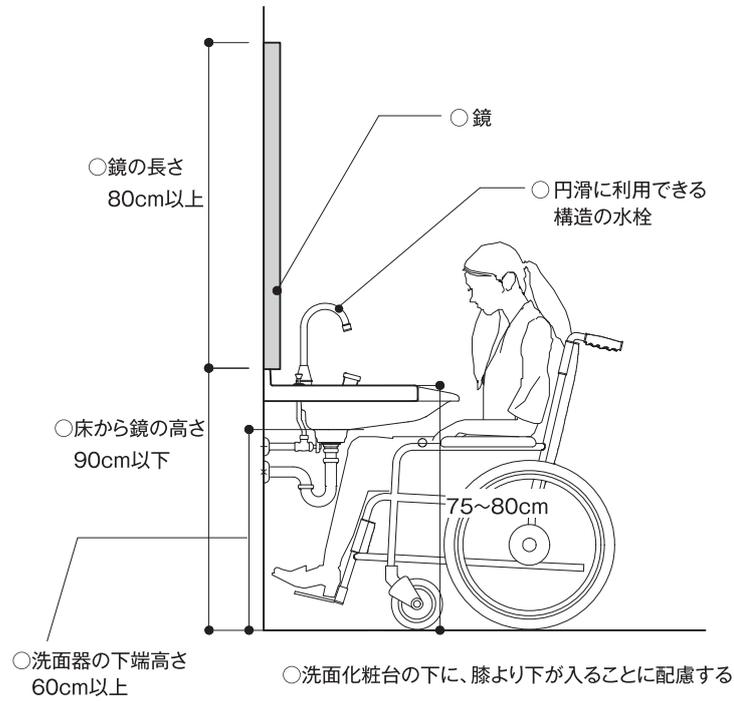
便房内の設備

整備基準 13-(2)-イ(オ)

- 便房内のすべての付属器具は、車いすの行動空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。
- 腰掛け式便器の座面の高さは車いすの座面の高さ（40～45cm）に合わせる。
- 便座には便蓋を設けない。
- ♥ 便器の背後に背もたれを設けることが望ましい。
- 紙巻器は便座から手の届く位置に設ける。
- ♥ 紙巻器は、便座から手の届く範囲に左右2か所に設けることが望ましい。
- 便器洗浄ボタンは手の届く位置に設け、大型の押しボタン、光感知式、くつべら式押しボタンなど操作のしやすい形状のものとする。
- 手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン等を併設する。

- 管理室等へ連絡できる呼出しボタンを便座から手の届く位置と、転倒した場合を想定した位置の2か所に設ける。また、呼出しボタンを押すとそれに連動してトイレ外に異常を示すランプを取りつける。倒れた時の動作を考慮し、低い位置のボタンにはヒモを付ける必要がある。
- ♥ 呼出しボタンは、車いすから便器に移乗しない状態で操作できる位置にも設置することが望ましい。
- 手すり、洗浄ボタン、紙巻器の位置を決める際は手すりを優先とする。配置については日本産業規格（JIS S0026）によるものとする。
- 洗浄ボタンと呼出しボタンの色と形状も、日本産業規格（JIS S0026）を参考とすること。（例：無彩色又は寒色系と暖色系。丸型と四角形又は三角形。）
- 汚物入れはパウチ、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。
- フックは高さ130cmと170cm程度の2か所設置し、1以上は車いす使用者が座った状態で使用できるものとする。また、立位者、車いす使用者の顔面の危険のない形状、位置とする。
- 物を置けるスペースとして棚を設ける。
- 小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。

図13-11 洗面台周りの整備例



洗面台

整備基準 13-(2)-イ-(カ)

- 水栓はレバー式・光感知式など簡単に操作できるものとする。

2-2.オストメイト用便房に関する基準

指定施設整備基準		図
ウ	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	9-10 9-11
(7)	専用の汚物流しその他水洗器具の利用に必要な設備を設けること。	9-10
(1)	当該便房の 出入口の戸又はその付近 には、水洗器具を設けた便房である旨を表示すること。	9-10 9-11

図13-12 オストメイト対応多目的便房整備例

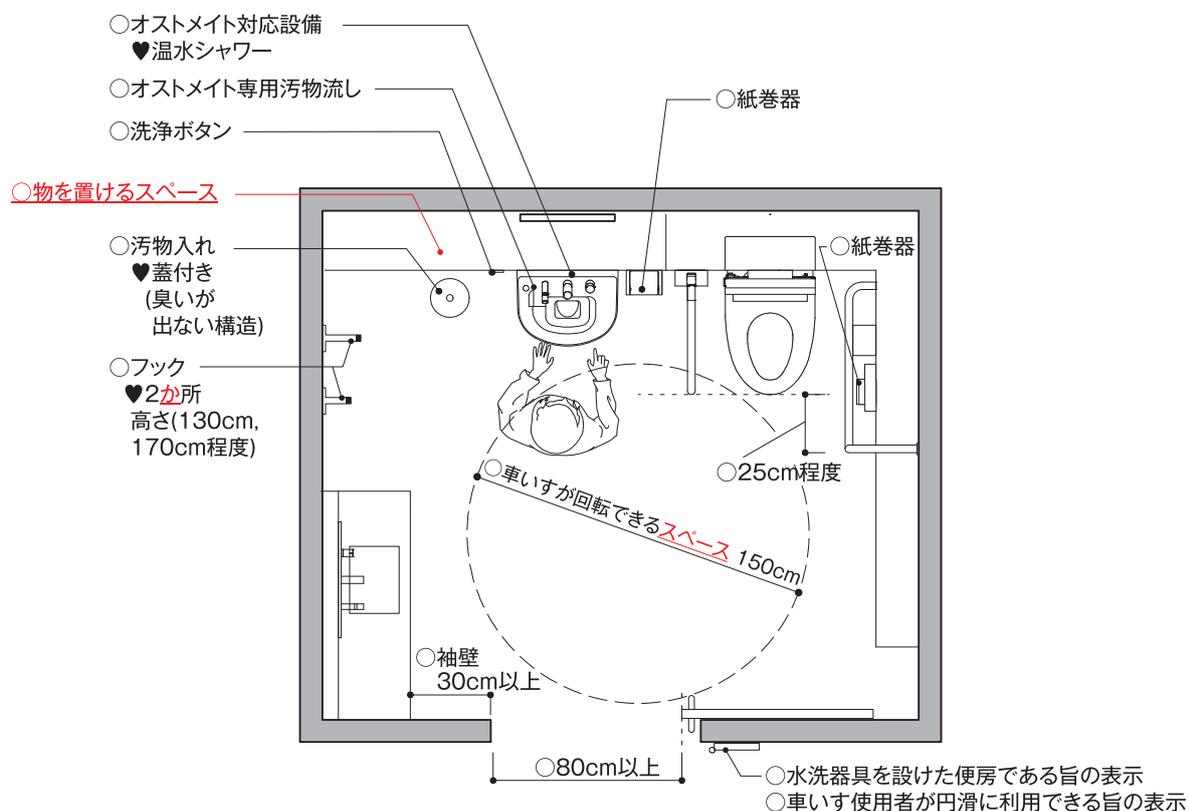
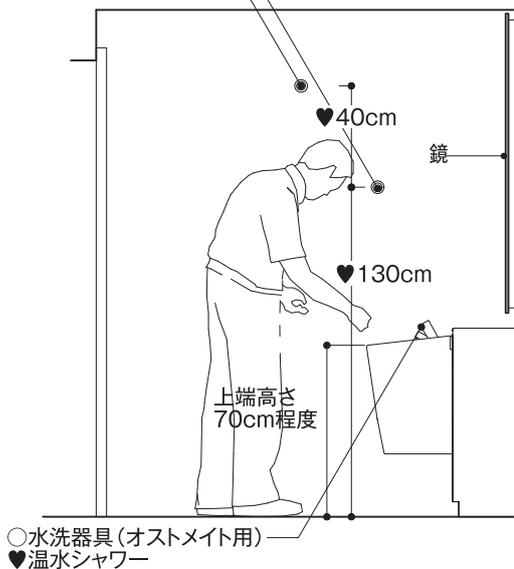
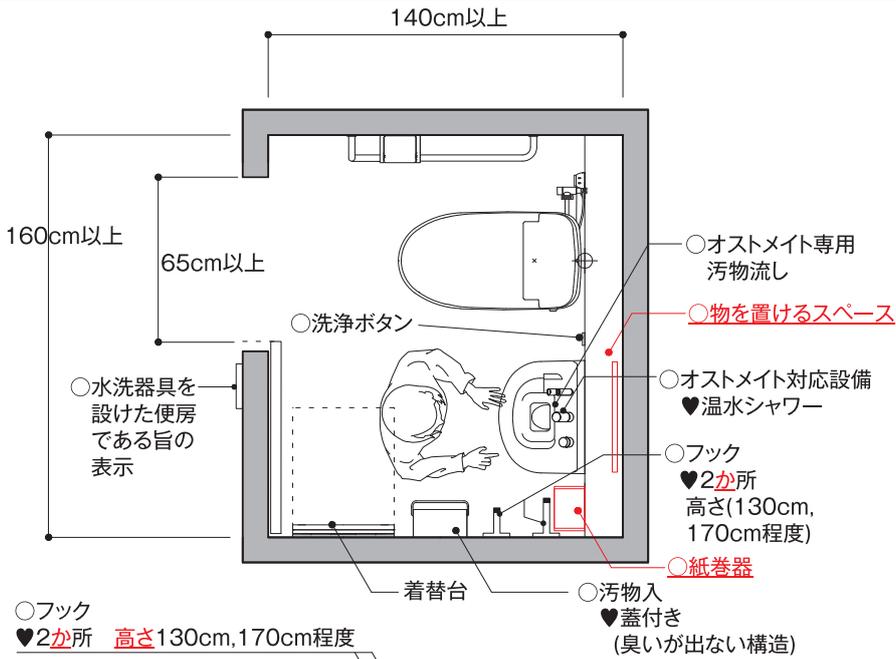


図13-13 オストメイト対応便房整備例



オストメイトのための設備

整備基準 13-(2)-ウ-(7)

- 水栓: レバー式等簡単に操作できるもの
- 洗浄ボタン: 押ボタン式、光感知式等簡単に操作できるもの
- 紙巻器: 腹部等を拭くためのもの。汚物流しの近くに1か所設ける。
- 多機能フック: 2か所(高さ130cmと170cm程度)を設置。汚物を流したりパウチを付け替える際に、衣服等を掛けるためのもの。汚物流しの近くに配置する。また、立位者、車いす使用者の顔面の危険のない形状、位置とする。
- 温水シャワー: パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口(ストーマ)を洗うためのもの
- 物を置けるスペース: 汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのもの。
- 汚物入れ: 使用済みパウチを捨てるためのもの。汚物流しの近くに設置する。
- ♥ 汚物入れは、臭いが出ないよう蓋付きの構造とすることが望ましい。
- 鏡(腹部が確認できるもの): パウチがきちんと装着しているかや、見だしなみを確認するためのもの。
- ♥ 姿見鏡(幅30×高さ120cm程度、床上50cm程度)が望ましい。
- ♥ 水洗器具の形式が便房外からわかる表示を設置することが望ましい。

汚物流し

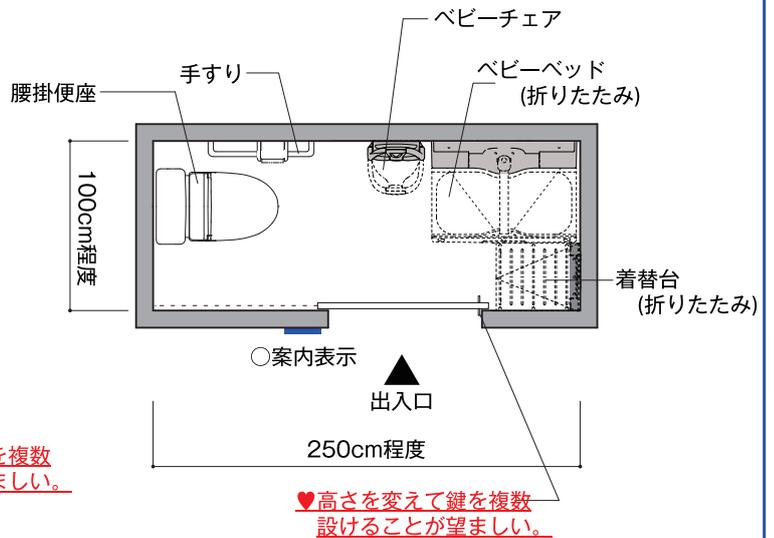
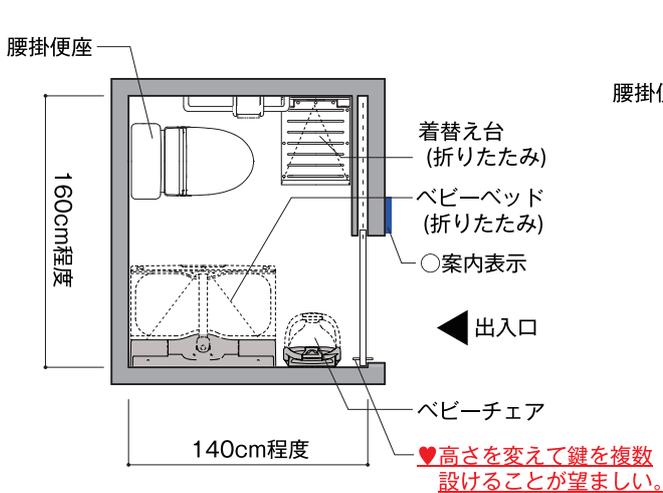
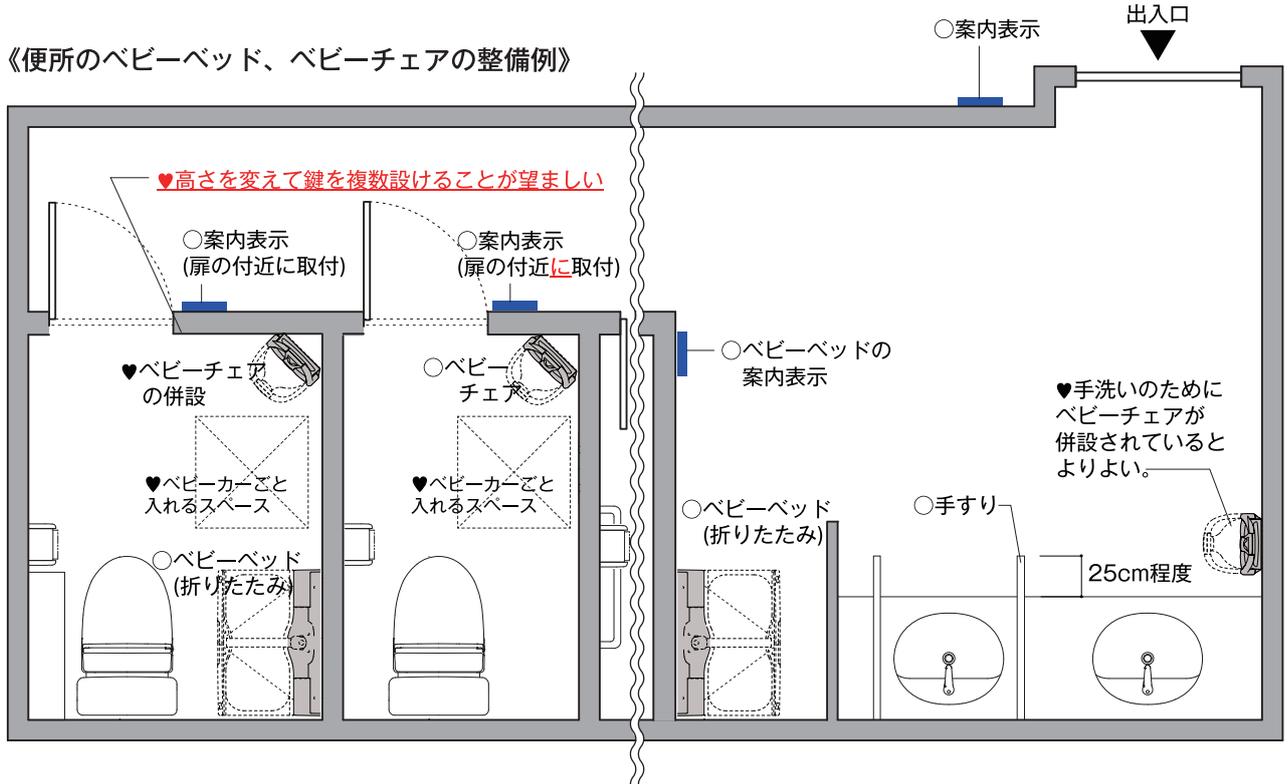
整備基準 13-(2)-ウ-(7)

- オストメイトの利用に配慮してパウチ(排泄物をためておく袋)や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し。

3.ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

指定施設整備基準		図
(2)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りではない。）は、次に掲げるものでなければならない。	9-10 9-11
ア	便所内に、次に掲げる構造の便房を1以上設けること。	
	(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けること。	
	(1) 当該便房の出入口の戸又はその付近には、(ア)に規定する設備がある旨を表示すること。	
イ	乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、当該設備がある旨を表示すること。	

図13-14 乳幼児連れ利用者に配慮した便所の整備例



ベビーベッド

整備基準 9-(3)-イ

- 便房内にベビーベッドを設ける場合は、当該便房の出入口の戸にベビーベッドがある便房であることを表示し、開き戸の場合は、戸の横の壁に表示する。
- ベビーベッドには、手ばさみ事故防止や転落防止のための固定用ベルトを設けるなど安全性に配慮する。必要に応じて、手ばさみや転落の危険がある旨の表示をする。
- ♥ ベビーベッドの付近には、荷物置き場やベビーチェアを置く場所を確保することが望ましい。
- ♥ ベビーベッド及びベビーチェアは車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。

ベビーチェア

整備基準 9-(3)-ア

- ベビーチェアは、ガード等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。当該便房の出入口の戸にベビーチェアがある便房であることを表示し、開き戸の場合は、戸の横の壁に表示する。
- 戸の付近や壁との距離など、使用時の幼児の手ばさみ事故が生じないように設置を工夫すること。
- ♥ ベビーチェアを設けた便房を複数(男女別の場合は各複数)設けることが望ましい。
- ♥ ベビーチェアを設けた便房は、ベビーカーごと入れるよう配慮することが望ましい。

基本的な考え

案内表示等は、車いす使用者、視覚障害者、高齢者、知的障害者等の利用に配慮した構造とします。出入口等の表示は、施設の総合案内として主要な設備を示すとともに、高齢者、障害者等が利用可能な設備の位置の表示を行う必要があります。

指定施設整備基準

- | | |
|-----|---|
| (1) | 公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 |
| (2) | （エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。 |
| (3) | 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 |
| (4) | 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 |
| ア | 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。 |
| イ | 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 |
| ウ | 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 |
| エ | 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 |
| オ | 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 |

図14-1 標識（ピクトグラム）の例



運行情報提供設備

整備基準 14-(1)

- 文字情報による設備には発光ダイオードや液晶等の電光表示板がある。
- 平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行に関する情報（運行開始後に変更される場合はその変更後のものを含む）とする。
- 車両等の運行に異常が生じた場合は、遅延状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供する。
- 電光掲示板による変更内容の提供が困難な場合には、手書きの文字情報板が必要である。
- 聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。
- ♥ 運休・遅延の別や運行障害発生の原因等の情報を提供することが望ましい。

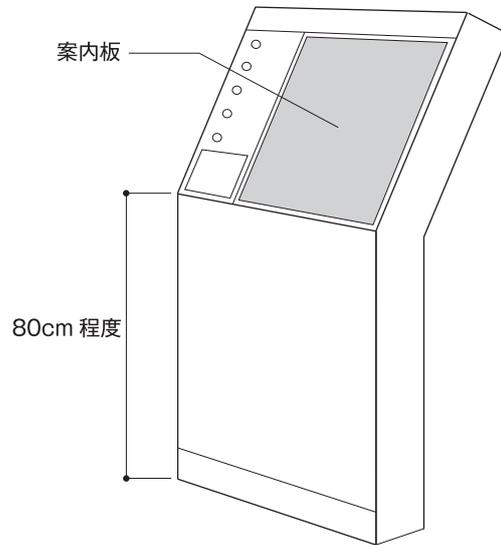
標識（ピクトグラム）

整備基準 14-(2)

- 標識（ピクトグラム）はJIS Z8210に適合するものとする。
- 標識（ピクトグラム）の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。
- ♥ 隣接する他社線、公共空間とは連続的に案内サインが繰り返し配置されることが望ましい。この場合、サイン計画にあたっては、施設設置管理者間で協議・調整のうえ、表示する情報内容を統一し、案内サインが途切れないよう留意すること。また、関係者が多岐にわたる等の場合においては協議会等を設置して検討する。

⇒18 ページコラム「センター北、センター南の案内サイン事例」を参照

図14-2 音声触知案内板の設置例



視覚障害者に示すための設備

整備基準 14-(3)

- 点字により表示する場合は、JIS T0921に適合したものとする。
- その他の方法により視覚障害者に示すための設備とは、JIS T0922に適合する触知案内板等をいう。
- ♥ 触知案内図等には、スピーカーを内蔵し押しボタンやセンサーによって作動する音声案内装置を設置することが望ましい。
- ♥ 音声案内装置等を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後ろ、左、右」など分かりやすい言葉を用いて、簡単明瞭に施設等の方向を指示することが望ましい。

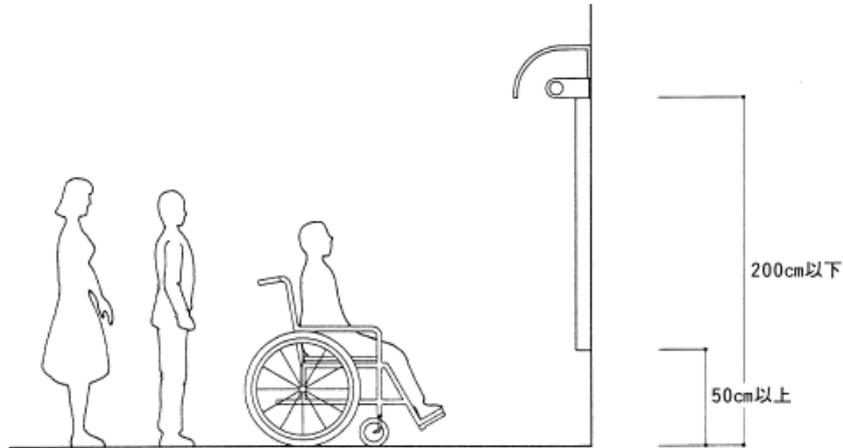
- 職員等が不在となる時間帯がある改札口や無人の旅客施設においては、触知案内図もしくは通話装置（インターホン等）、または両方の位置を知らせる音声案内装置を設置するものとする。

参考

コラム

やさしい日本語

図14-3 案内表示の設置例



案内板面の中心は目線の高さ（140cm程度）とする。

文字

整備基準 14-(4)

- 記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。
- 出入口名など主要な用語には、英語を併記する。英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。
- ♥ 地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。
- ♥ 書体は視認性の優れた角ゴシック体が望ましい。

設置位置

整備基準 14-(2)

- 通路等に設置する場合は、通行の支障とならないように通路の幅に配慮して設置する。

高さ

整備基準 14-(2)

- 立位の利用者と車いす利用者が共通に見やすい範囲に掲出する際の高さは、床面から中心までの高さが140cm程度である。この寸法は利用者が板面から100cm程度の距離から見ることを想定している。

照明

整備基準 14-(2)

- 夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際、反射による判読性の低下に注意する。
- 案内表示の前には車いす使用者が転回できるスペースを設ける。

基本的な考え

視覚障害者誘導用ブロックは、平面計画等を考慮し、視覚障害者が安全に歩行しやすいよう敷設します。敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう配慮する必要があります。また、視覚障害者誘導用ブロックを識別しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮する必要があります。視覚障害者の誘導手法として、視覚障害者誘導用ブロックだけでなく、音声・音響によって案内することも重要です。

指定施設整備基準



(1) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|--|
| ア | 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。 |
| イ | 色は、原則として黄色とすること。 |
| ウ | 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。 |
| エ | 形状は、次のとおりとすること。 |
| (ア) | 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。 |
| (イ) | 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。 |
| (ウ) | 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。 |

(2) 次に定める場所には、(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。

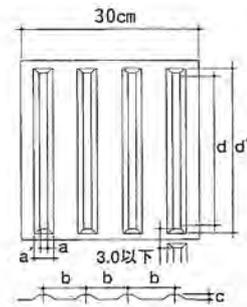
- | | |
|---|---|
| ア | 出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路 |
| イ | 階段、段及びエスカレーターの始末端部に近接した床面等の縦断勾配が急激に変化する場所 |
| ウ | 鉄道の駅のホームの縁端及び両端 |
| エ | 券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路 |
| オ | バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口 |

(3) 4の項に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する

図15-1 視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法-1

30cm角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法

<線状ブロック>

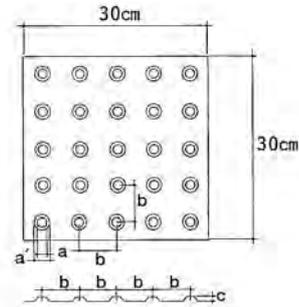


記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	a+10	0
b	75	
c	5	+1
d	270以上	
d'	d+10	

単位：mm

JISによる突起の形状・寸法及びその配列

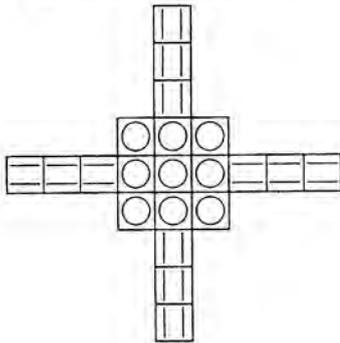
<点状ブロック>



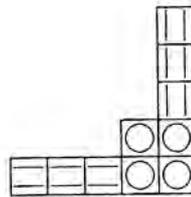
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60	
c	5	+1

単位：mm

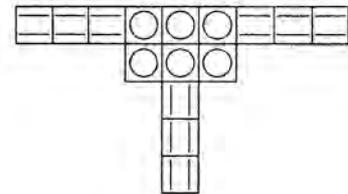
<十字の場合>



<直角に曲がる場合>



<丁字の場合>



構造

整備基準 15-(1)

- JIS T9251に合わせたものとする。

大きさ

整備基準 15-(1)-ア

- 視覚障害者の歩行間隔を担保する最低限の大きさとして、縦横それぞれ30cmとする。
- ♥ 歩道等の屋外をある程度の速度で連続して円滑に歩行する場合には、多少の振れ幅を考慮して、縦横それぞれ40cmの大きさが望ましい。
- 敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。

材質

整備基準 15-(1)-ウ

- 材質の選定にあたっては、鋳製のものは滑りやすく、抜け落ちやすいため使用しない。また、ゴム製のものは耐久性に欠けるため使用しない。

色彩

整備基準 15-(1)-イ

- 視覚障害者誘導用ブロックが路面の色彩と類似する場合には、周囲の路面との輝度比2.0程度確保することにより、容易に識別できるようにする必要がある。
- また、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一された色を使用する。

視覚障害者の声

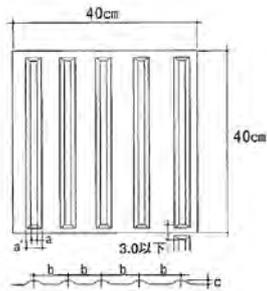
形状の違う誘導用ブロックが混ざって敷設されていると戸惑うことがあります。



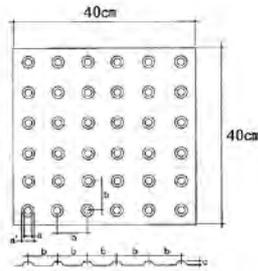
図15-2 視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法-2

40cm角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法

＜線状ブロック＞

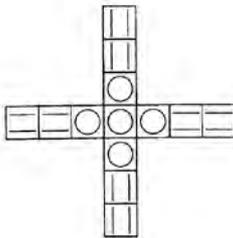


＜点状ブロック＞

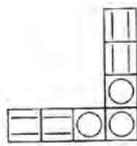


JISによる突起の形状・寸法及びその配列

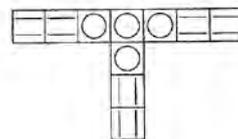
＜十字の場合＞



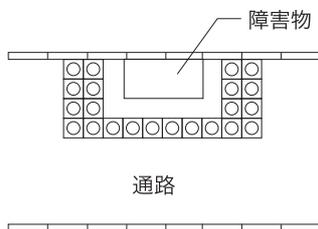
＜直角に曲がる場合＞



＜丁字の場合＞



障害物回避の敷設例



形状

整備基準 15-(1)-工

- 歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示す。また、置き看板等で通行に支障を及ぼす恐れがある場合には、PRシートを貼り付けるなど視覚障害者が円滑に通行できるよう配慮する。
- 注意・警告すべき位置や誘導対象施設等の位置は、点状突起によって示す。

敷設の考え方

整備基準 15-(2)-ア

- 駅舎等の出入口から乗降口の正面まで、視覚障害者が安全かつ確実に到達できるよう連続して誘導を行う。
- 線状ブロックの敷設は、一般動線に沿うことに考慮しつつ可能な限り最短経路により敷設する。
- 線状ブロックは、構造上やむを得ない場合等を除き、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな動作線上に連続的に敷設する。
- 他の事業者の公共交通機関の施設、公共用通路等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）などを統一的連続的に敷設することが望ましい。
- また、歩行できるスペースが確保できるよう、可能な限り壁面、柱や床置きもの等から適度に離れた位置に敷設する。
- 視覚障害者誘導用ブロックが識別しやすいよう周辺の床材をレンガやインターロッキング等とする場合、目地部にも段差が生じないように施工する。
- コインロッカー、公衆電話、自動販売機等は視覚障害者誘導用ブロックに支障のない場所に設置することが望ましい。

PRシートの例

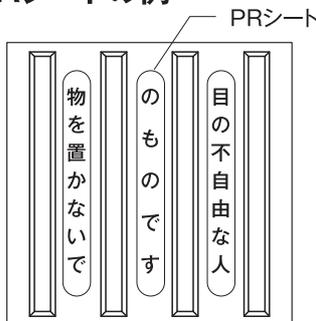
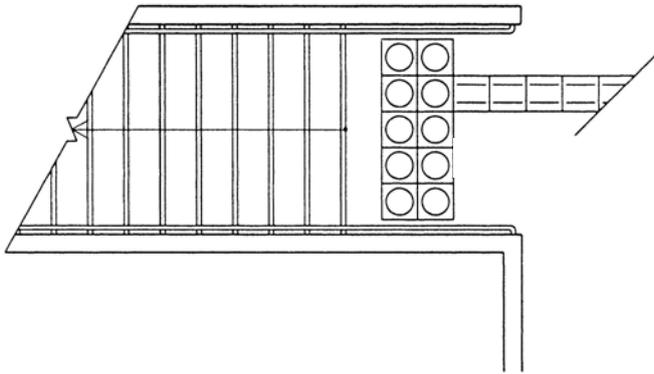
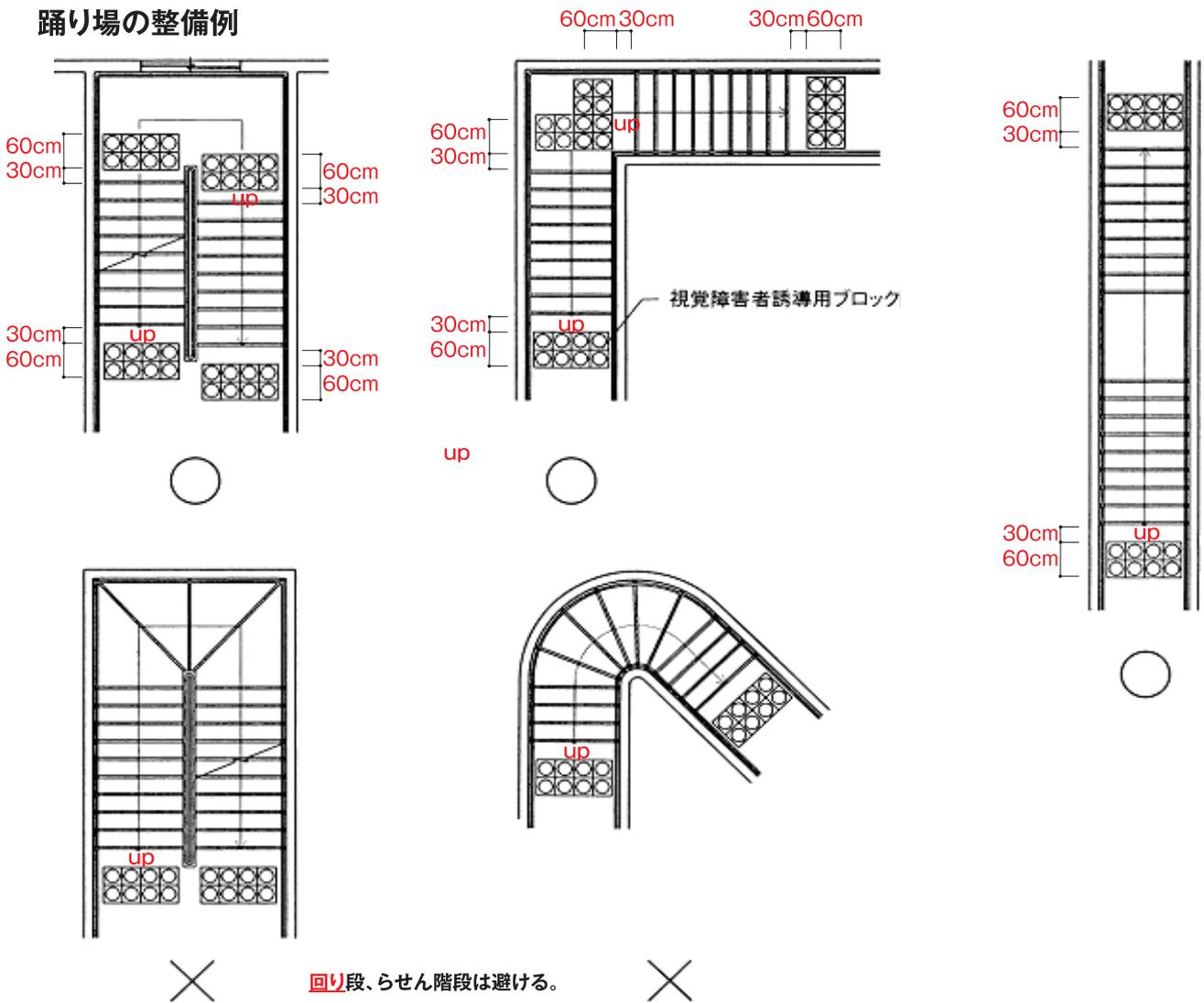


図15-3 階段まわりの敷設方法

階段まわりの敷設例



踊り場の整備例



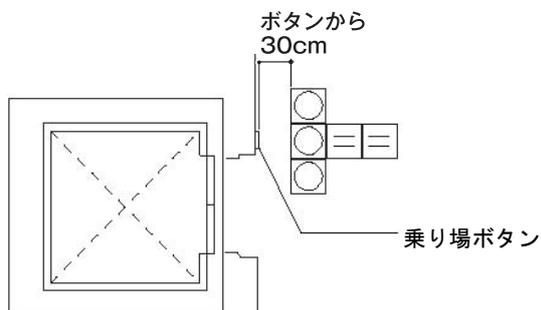
階段まわりの敷設方法

整備基準 15-(2)-イ

- 階段の上端及び下端に近接する通路等に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30cm離れた箇所に60cm程度の奥行きで全幅にわたって敷設する。
- 敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。

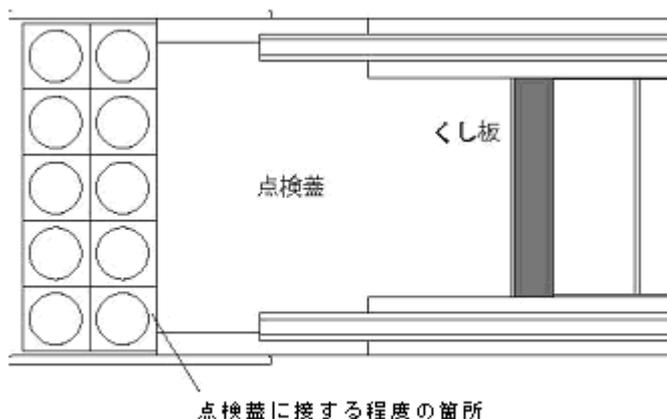
図15-4 エレベーター、エスカレーター、傾斜路まわりの敷設方法

エレベーターまわりの敷設例

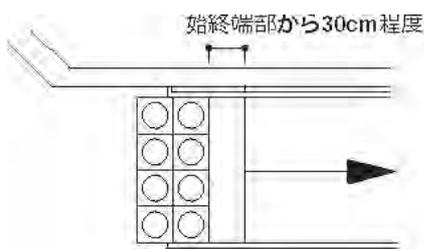


乗り場ボタンには、点字表示をあわせて行う。

エスカレーターまわりの敷設例



傾斜路まわりの敷設例



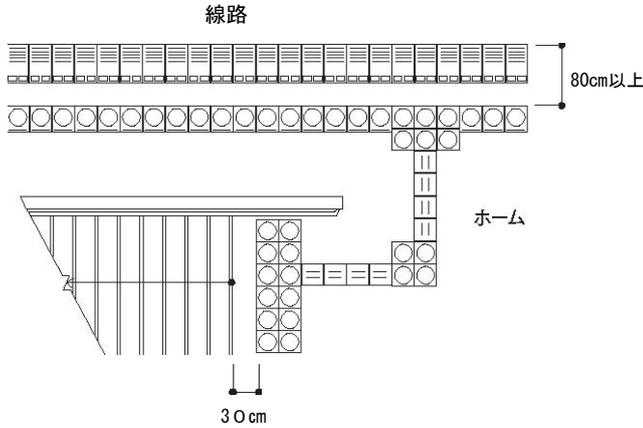
エレベーター、エスカレーターまわりの敷設方法

整備基準 15-(2)

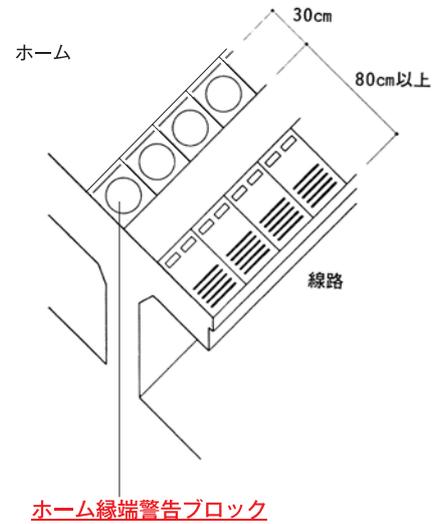
- ・ 連続した経路にエレベーターがある場合は、乗降ロビーの乗り場ボタン前に敷設する。
- ・ 通路等が傾斜路のみで構成される場合には線状ブロックを敷設する。
- ・ エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。
 - ・ 乗り口方向のみに敷設する。
 - ・ 時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのものに敷設する。
 - ・ 乗り口方向には運行方向を示す音声案内を設置する。

図15-5 ホーム縁端部の敷設例

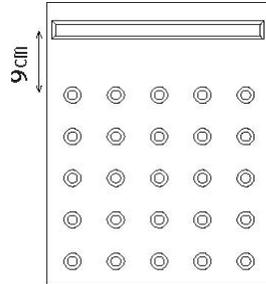
ホーム縁端警告ブロックの敷設例



ホーム縁端の敷設例



ホーム縁端警告用内方表示ブロック (ホーム縁端警告ブロック) の構造



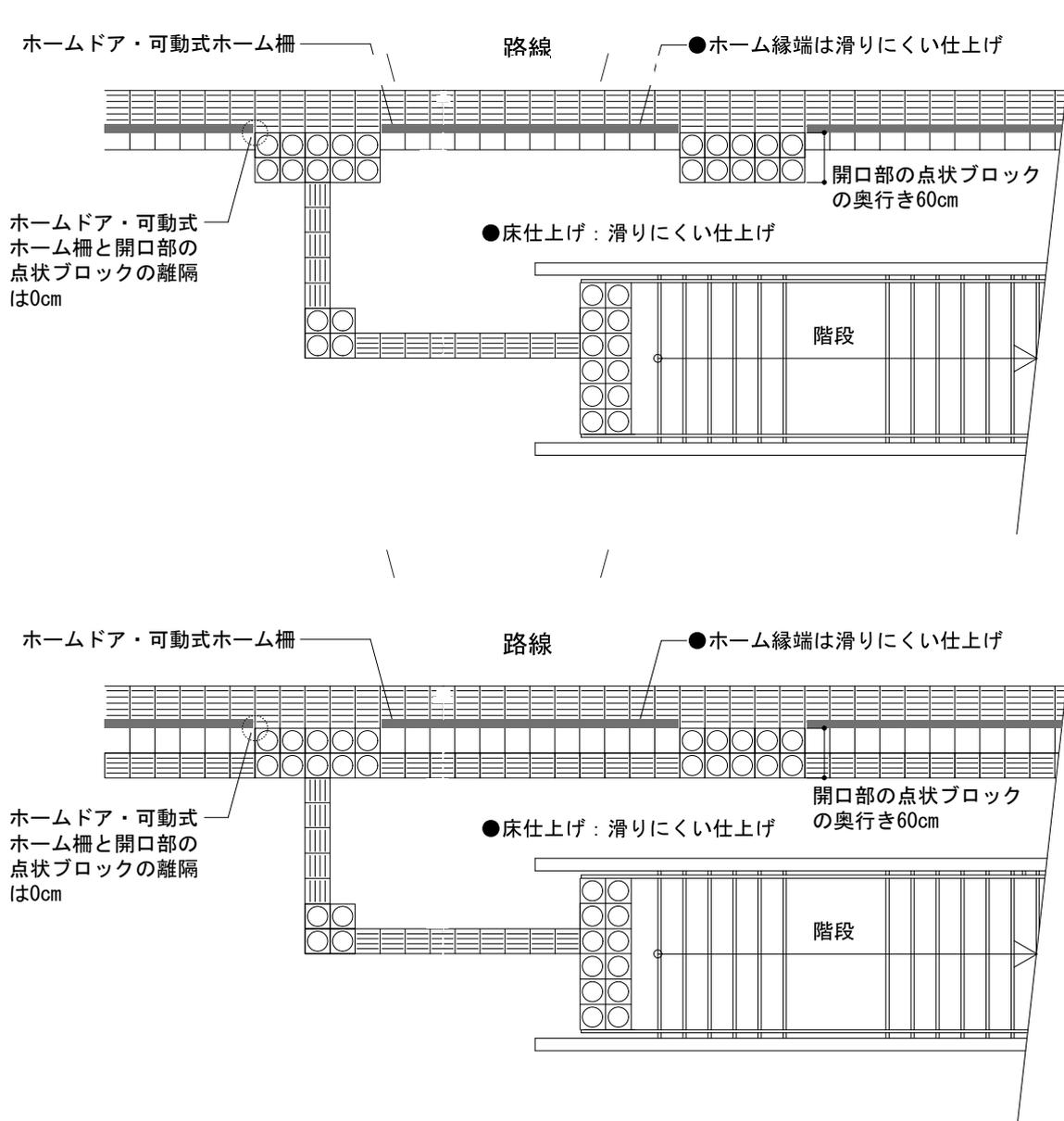
- ・点状突起の形状・寸法及び配置は、JIS T9251 規格に準じる。
- ・内方線の形状及び寸法は、JIS T9251 規格の線状ブロックの線状突起に準じる。
- ・内方線の中心と点状突起の中心との間隔は、原則として、9cm 程度とする。

ホーム縁端部の敷設方法

整備基準 15-(2)

- ・ ホーム縁端警告ブロックは、ホームの線路側の縁端部を警告するために敷設するものであり、ホーム上における、これ以外の場所には敷設しない。

図15-6 ホームドア・可動式ホーム柵の開口部の敷設例



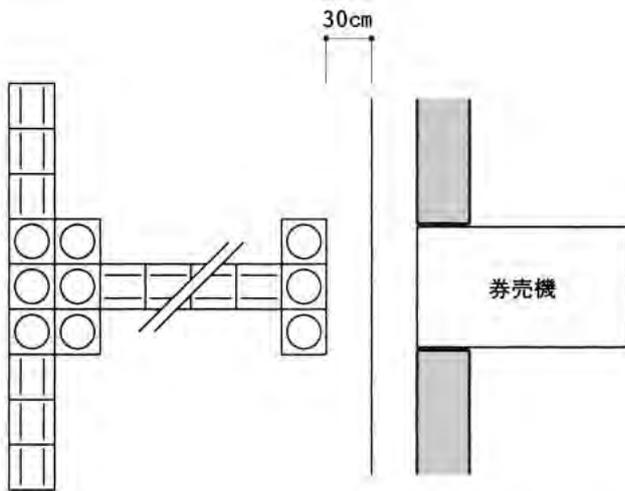
ホームドアを設置する場合の敷設方法

整備基準 15-(2)

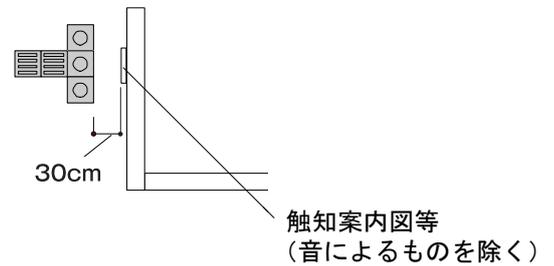
- ホームドアを設置する場合には、開閉が行われる各開口部の全幅にわたって奥行き60cm程度の点状ブロックを敷設する。
 ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても30cm以下とする。

図15-7 券売機、便所、触知案内図、バス停まわりの敷設例

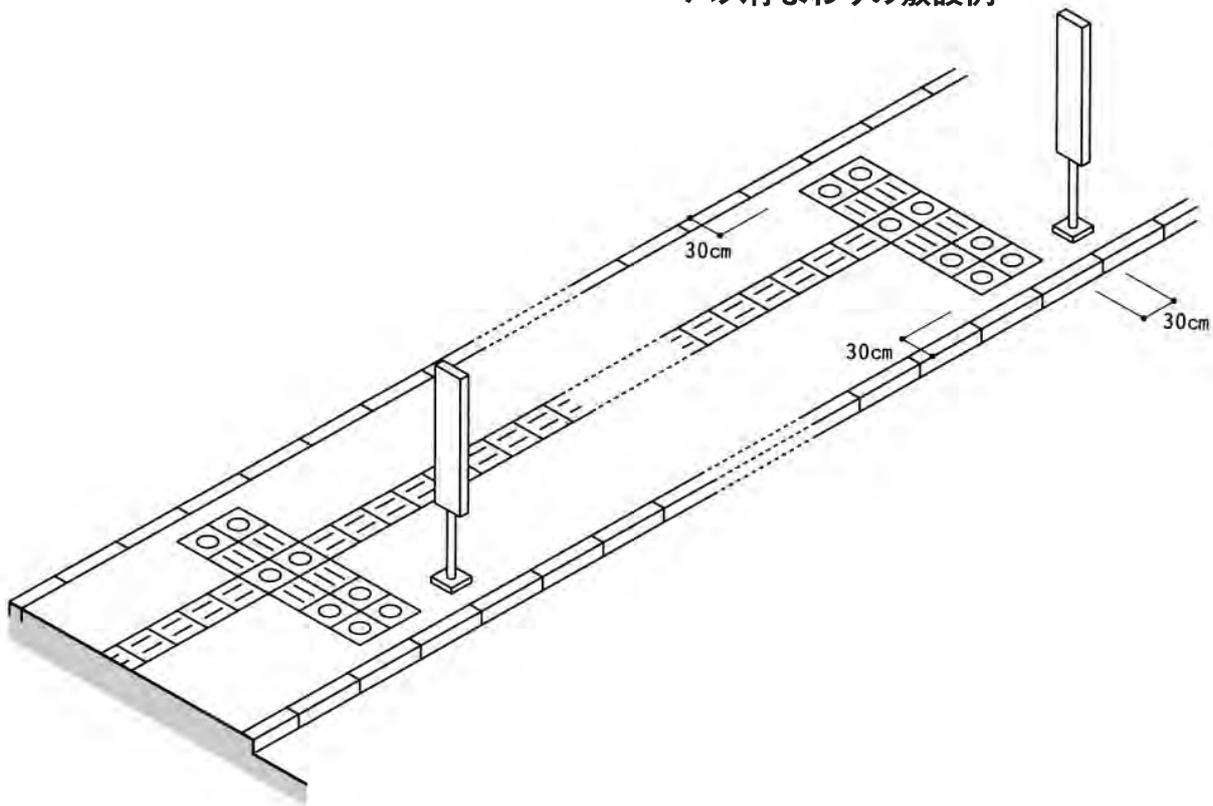
券売機まわりの敷設例



触知案内図まわりの敷設例



バス停まわりの敷設例



券売機、触知案内図その他の施設まわりの敷設方法

整備基準 15-(2)

- 券売機、便所、触知案内図の正面に至る経路に連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
- 券売機その他の乗車券等販売所への線状ブロックの敷設経路は、点字運賃表及び点字表示のある券売機の位置とする。
- ♥ 上記の券売機その他の乗車券販売所は、改札口に近い券売機その他の乗車券等販売所とすることが望ましい。
- 便所への線状ブロックの敷設経路は、便所出入口の壁面にある触知案内図等の位置とする。
- 触知案内図等への線状ブロックの敷設経路は、出入口付近又は改札口付近に設置した案内図の正面の位置とする。

音による誘導装置

整備基準 15-(3)

- 誘導鈴等に用いられる断続音は、遠方から駅入口の位置・方向を認知するために有効であり、改札口に誘導鈴等を設けることにより円滑に誘導することができる。
- ♥ 1の項に定める出入口のうち1以上は誘導鈴や音による誘導装置を設けることが望ましい。
- ♥ 音声により、駅名等を示すことが望ましい。

基本的な考え

聴覚障害者等が駅舎等構内の施設を支障なく利用できるよう、案内設備等に配慮します。文字情報を表示するための設備には、発光ダイオードや液晶等の電光掲示板があります。また、事故等の非常時に改札口や乗降場で、その内容を知らせる手書きの文字情報板が必要で

指定施設整備基準



主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ1以上文字により情報を表示するための設備を設けなければならない。

図16-1 整備例

改札口の電光掲示板



(みなとみらい線 馬車道駅)

ホームの電光掲示板



(みなとみらい線 馬車道駅ホーム)

手書きの文字情報板の例



ホワイトボードや黒板などで事故や緊急の情報を掲示する。

電話機

整備基準 16

- ♥ 電話機を設置する場合は聴覚障害者用音量増幅器を取り付けることが望ましい。この場合、見やすい位置にその旨を表示する。
- ♥ 公衆ファクシミリを設置することや、携帯電話等が利用できる環境とすることが望ましい。

緊急時の案内用設備

整備基準 16

- ♥ 聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を文字表示によって提供できる設備を備えることが望ましい。

基本的な考え

高齢者、障害者等が施設を利用できるよう整備することに止まらず、非常時における情報伝達のあり方にも配慮します。特に警報設備及び避難口誘導灯については、視覚と聴覚による情報伝達が行えるよう十分配慮する必要があります。

指定施設整備基準



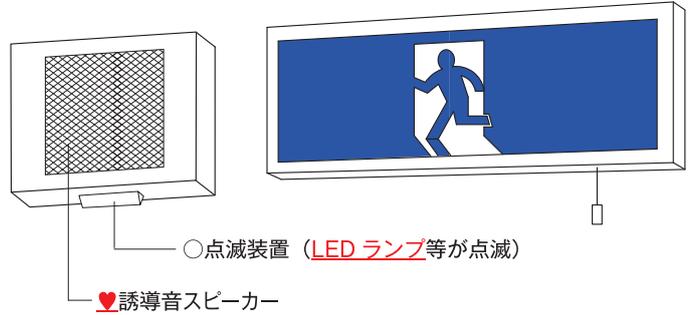
- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。 | |
| (2) 屋外へ通ずる出入口には、点滅型誘導灯を設けなければならない。 | |

図17-1 避難口誘導灯の例

<誘導音付点滅型誘導灯の例>



<既存誘導灯に追加取付した例>



音響装置

整備基準 17-(1)

- 音によって非常事態の発生を知らせる装置である。
- ♥ 一斉放送できる設備を設けることが望ましい。

点滅型誘導灯

整備基準 17-(2)

- 非常時に点滅し、利用者を適切に誘導することができるような設備である。

避難誘導灯

整備基準 17-(2)

- ♥ 避難誘導灯には、聴覚障害者への情報伝達を考慮し、非常放送設備と連動した事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設けることが望ましい。

参考

多様な利用者に配慮した情報提供

コラム

基本的な考え

券売機は、高齢者、障害者等が利用する際に操作方法が簡易で分かりやすい装置と**します**。公衆電話を設置する**場合**は、車いす利用者等が**円滑に**利用すること**の**できる公衆電話を分かりやすい場所に設置**します**。水飲み、ベンチ、構内売店は**できる**だけ計画的に配置し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造と**します**。

指定施設整備基準



(1) 券売機を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア 前面には、車**いす**使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。

イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。

ウ 操作ボタンは、点字による表示を行うこと。

(2) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車**いす**使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。

(3) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア (1)に定める構造とすること。

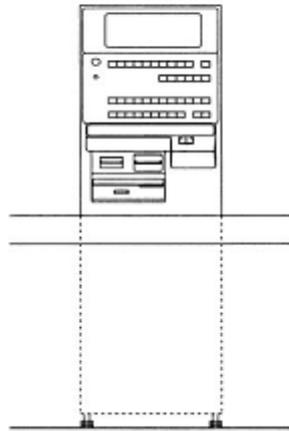
(4) 自動販売機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア 前面には、車**いす**使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。

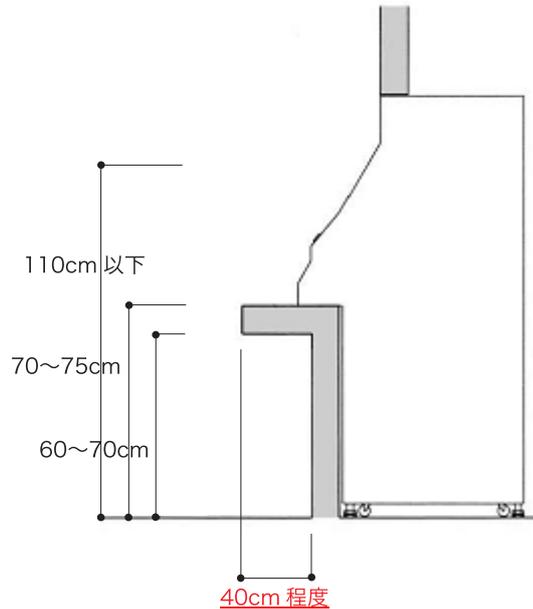
イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。

(5) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを2以上設けなければならない。

図18-1 券売機の整備例



操作ボタンには、点字による表示を行う。



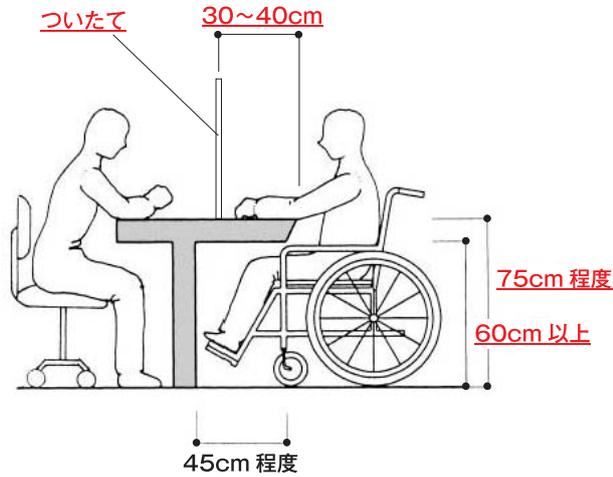
券売機

整備基準 18-(1)

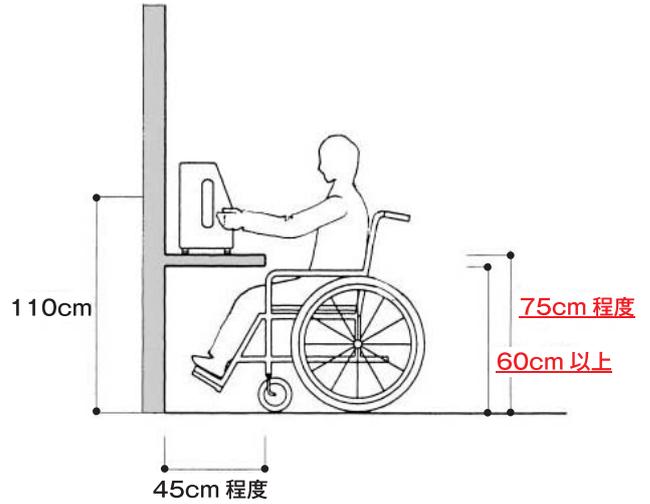
- 金銭投入口及び運賃ボタン、取消ボタン、**呼出し**ボタン等の高さは110cm以下とする。
- 券売機のカウンター下部は車いす使用者が利用しやすいように、下端60~70cm程度、上端70~75cm程度、**奥行40cm程度の蹴込み**を設ける。
- ♥ 緊急時や故障時、問合せが必要な時に、駅係員に連絡できるよう、インターホン又は呼出しボタンを設けることが望ましい。
- 操作ボタンの点字表示とあわせ、点字の料金表を券売機から手の届く範囲に設置する。
- タッチパネル式の場合は、視覚障害者が利用できるよう、点字表示付きのテンキーを設置する。

図18-2 カウンター、記載台等の整備例

カウンター、記載台の整備例



電話台の整備例



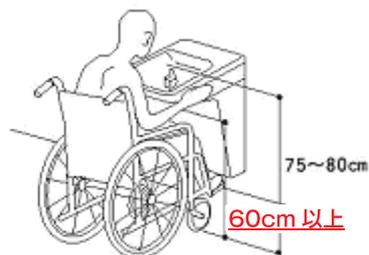
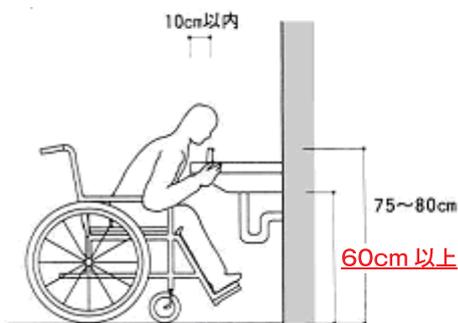
カウンター

整備基準 18-(2)

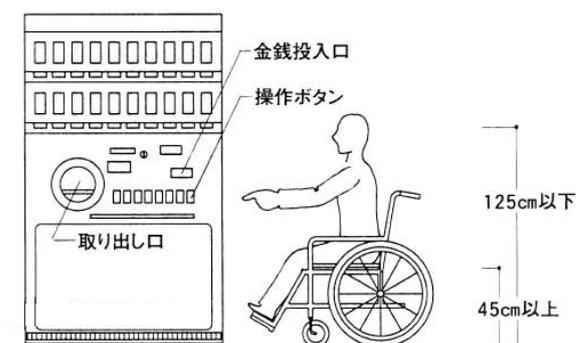
- 下部に車いすのフットレスト及び膝が入るよう、下端60cm以上、上端75cm程度、奥行き45cm程度とする。
- カウンターのついたてまでの奥行きは、車いす使用者との対話に配慮して30cm~40cmとする。
- ♥ 言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103に適合する絵記号等によるコミュニケーションボードを備えることが望ましい。

図18-3 水飲み、自動販売機の整備例

水飲みの整備例



自動販売機の整備例



水飲み

整備基準 18-(3)

- 水飲みの寸法は、下部に車いすのフットレスト及び膝が入るよう、下端60cm以上、奥行き45cm程度とする。
- 飲み口は高さ75~80cm程度とし、縁から10cm以内の位置に取り付ける。
- 水栓は上肢障害者にとっても扱いやすい形式とする。

自動販売機

整備基準 18-(4)

- 自動販売機を設置する場合は、段やその他の障害物がないよう配慮する。
- 自動販売機の操作ボタン、金銭投入口及び取出口等の高さは床面から45~125cm程度の範囲にする。
- 金銭投入口は大きくし、高齢者、障害者等が扱いやすい形式とする。

現金自動預入・支払い機

整備基準 18-(4)

- 現金自動預入・支払い機の操作ボタン、金銭投入口及び取出口等の高さは床面から80~110cm程度の範囲にする。
- ♥ 操作内容及び状況を音声で知らせる装置を設けることが望ましい。
- 肢体不自由者や高齢者等に配慮（立位から座位、座位から立位への動作のしやすさ）した構造とする。